令和3年6月7日 開 会 令和3年6月24日 閉 会

令和3年第2回 山県市議会定例会会議録

山県市議会

目 次

	6月	7	日	(月曜日)	第 1	号
--	----	---	---	-------	-----	---

○議事日程
○本日の会議に付した事件····································
○出席議員4
○欠席議員4
○説明のため出席した者の職氏名4
○職務のため出席した事務局職員の職氏名5
○開 会 (午前10時00分)
○日程第1 会議録署名議員の指名について·······6
○日程第2 会期の決定について
○日程第3 諸般の報告について6
○日程第4 報第1号から日程第6 報第3号まで7
○日程第7 議第51号から日程第13 議第57号まで7
林市長提案説明7
○日程第14 質 疑 (議第51号から議第57号まで)9
○日程第15 討 論(議第51号から議第57号まで)9
○日程第16 採 決 (議第51号から議第57号まで)10
○日程第17 議第58号から日程第24 議第65号まで11
林市長提案説明11
○散 会 (午前10時30分)
6月14日(月曜日)第2号
○議事日程15
○本日の会議に付した事件······15
○出席議員
○欠席議員17
○説明のため出席した者の職氏名······17
○職務のため出席した事務局職員の職氏名17
○開 議 (午前10時00分)
○日程第1 質 疑(議第58号から議第65号まで)

3番 寺町祥江議員質疑	18
大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁	18
3番 寺町祥江議員質疑	18
大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁	19
林市長答弁	19
3番 寺町祥江議員質疑	20
大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁	21
9番 福井一德議員質疑	21
山田市民環境課長答弁	21
9番 福井一德議員質疑	22
山田市民環境課長答弁	22
9番 福井一德議員質疑	23
久保田理事兼子育て支援課長答弁	23
9番 福井一德議員質疑	24
久保田理事兼子育て支援課長答弁	24
9番 福井一德議員質疑	24
久保田理事兼子育て支援課長答弁	25
9番 福井一德議員質疑	25
山田市民環境課長答弁	25
9番 福井一德議員質疑	26
山田市民環境課長答弁	26
9番 福井一德議員質疑	26
山田市民環境課長答弁	27
9番 福井一德議員発言	27
○日程第2 委員会付託(議第58号から議第65号まで)	28
○散 会 (午前10時35分)	28
6月21日(月曜日)第3号	
○議事日程	29
○本日の会議に付した事件	29
○出席議員	29
○欠席議員	29

○説明のため出席した者の職氏名	29
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	30
○開 議 (午前10時00分)	31
○日程第1 一般質問	31
1. 10番 山崎 通議員質問	31
(1) 再生エネルギーへの取り組みについて	31
山田市民環境課長答弁	31
山崎 通議員質問	32
森農林畜産課長答弁	33
山崎 通議員質問	33
林市長答弁	33
山崎 通議員発言	33
林市長答弁	33
○休 憩 (午前10時12分)	34
○再 開 (午前10時15分)	34
林市長答弁	34
(2) 消防団の活動について	35
奥田理事兼総務課長答弁	35
山崎 通議員質問	36
奥田理事兼総務課長答弁	36
2. 1番 田中辰典議員質問	37
(1)新しくSTARTした公共交通の今後の取り組みについて	37
大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁	37
田中辰典議員質問	38
大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁	39
○休 憩 (午前10時41分)	40
○再 開(午前11時00分)	40
3. 7番 郷 明夫議員質問	40
(1) 「農地の適正な保全を」について	40
森農林畜産課長答弁	42
郷 明夫議員質問	43
森農林畜産課長 答 弁····································	43

郷 明夫議員質問	•44
森農林畜産課長答弁	•44
4. 3番 寺町祥江議員質問	•44
(1) SDG s について	•44
谷村企画財政課長答弁	•45
寺町祥江議員質問	•46
谷村企画財政課長答弁	•47
寺町祥江議員質問	·48
林市長答弁	•49
5. 12番 石神 真議員質問	•50
(1) 山県市の負の遺産となる土地、建物について	•50
宇野副市長答弁	•50
石神 真議員質問	·51
宇野副市長答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•52
石神 真議員質問	•52
宇野副市長答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·53
○休 憩(午前11時56分)	·53
○再 開(午後1時00分)	•54
6.6番 加藤義信議員質問	•54
(1)小・中学校における本格的なタブレット端末の活用について	•54
日置学校教育課長答弁	•55
加藤義信議員質問	·57
日置学校教育課長答弁	·57
加藤義信議員質問	•59
日置学校教育課長答弁	•59
(2) 小学校の教科担任制の導入について	.60
服部教育長答弁	.60
加藤義信議員質問	·61
服部教育長答弁	·62
加藤義信議員発言	·63
(3) 行政手続きの押印廃止とデジタル化について	·63
奥田理事兼総務課長答弁	·64

加藤義信議員質問65
奥田理事兼総務課長答弁66
○休 憩 (午後1時43分)67
○再 開 (午後2時00分)67
服部教育長発言67
7. 2番 奥田真也議員質問67
(1) 国道418号について67
高瀬建設課長答弁68
奥田真也議員質問69
高瀬建設課長答弁69
奥田真也議員発言69
(2) スマートフォン決済を活用した事業者支援について70
大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁70
奥田真也議員質問71
谷村企画財政課長答弁71
奥田真也議員発言72
(3) 岐阜県の補助金に対するPRを72
大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁73
奥田理事兼総務課長答弁74
奥田真也議員質問74
奥田理事兼総務課長答弁75
○散 会 (午後 2 時27分) ·······76
6月22日(火曜日)第4号
○議事日程77
○本日の会議に付した事件77
○出席議員77
○欠席議員77
○説明のため出席した者の職氏名77
○職務のため出席した事務局職員の職氏名78
○開 議(午前10時00分)79
○日程第1 一般質問79

8.	4番 加藤裕章議員質問79	9
	(1) コロナ禍における栗まつりなどイベント・行事のあり方について79	9
	大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁80)
	加藤裕章議員質問8	1
	大熊理事兼まちづくり・企業支援課長答弁82	2
	加藤裕章議員質問83	3
	宇野副市長答弁84	1
9.	8番 操 知子議員質問84	1
	(1) 内水面漁業をめぐる状況 (河川漁業)84	4
	森農林畜産課長答弁8′	7
	操 知子議員質問88	3
	森農林畜産課長答弁89	9
	操 知子議員発言89	9
○休	憩(午前10時40分)90)
○再	開(午前10時55分)90)
10.	9番 福井一德議員質問90)
	(1) 山県市の太陽光発電の現状と課題、条例の制定について90)
	森農林畜産課長答弁9	1
	福井一德議員質問9	1
	山田市民環境課長答弁95	3
	福井一德議員質問99	3
	林市長答弁94	1
	福井一德議員発言99	5
	(2) 山県市水道・簡易水道の50%値上げを含む事業経営戦略について99	5
	丹羽水道課長答弁90	3
	福井一德議員質問98	3
○休	憩(午前11時37分) 105	1
○再	開(午前11時40分)	2
	林市長答弁	2
	福井一德議員発言	2
○散	会(午前11時45分) 10:	3

6月24日(木曜日)第5号

○議事日程…		105				
○本日の会議に付した事件						
〇出席議員…	○出席議員					
○欠席議員						
○説明のため	○説明のため出席した者の職氏名					
○職務のため出席した事務局職員の職氏名						
○開 議	(午前10時00分)	110				
〇日程第1 常任委員会委員長報告						
○日程第2	委員長報告に対する質疑	111				
○日程第3	計 論 (議第58号から議第65号まで)	111				
9番	福井一德議員反対討論	111				
12番	石神 真議員発言	113				
9番	福井一德議員発言	113				
12番	石神 真議員発言	113				
○休 憩	(午前10時14分)	114				
○再 開	(午前10時15分)	114				
12番	石神 真議員発言	114				
9番	福井一德議員発言	114				
○日程第4	採 決 (議第58号から議第65号まで)	114				
○休 憩	(午前10時20分)	116				
○再 開	(午前10時21分)	116				
○日程第5	議第66号 山県市教育長の任命同意について	117				
林市長	·趣旨説明······	117				
○日程第6	質 疑	117				
○日程第7	討 論	118				
10番	山崎 通議員賛成討論	118				
○日程第8	採 决	119				
○休 憩	(午前10時27分)	119				
○再 開	(午前10時27分)	119				
○日程第9	発議第2号 こども庁の設置を求める意見書について	119				
山崎	通厚生文教常任委員会委員長趣旨説明	119				

○日程第10	質	疑	120
9番	福井一	-德議員質疑	120
山崎	通厚生	主文教常任委員会委員長答弁	122
○日程第11	討	論	123
9番	福井一	-德議員反対討論	123
3番	寺町祥	江議員賛成討論	123
○日程第12	採	决	124
○日程第13	発議第	3号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例について	124
吉田茂		改革特別委員会委員長趣旨説明	125
○日程第14	質	疑	126
○日程第15	討	論	126
9番	福井一	-德議員賛成討論	126
3番	寺町祥	江議員賛成討論	126
○日程第16	採	决·····	127
○閉 会	(午前10)時50分)	128
○会議録署名	3者		128

令和3年6月7日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 6月7日 (月曜日)

○議事日程	第1号	令和3年6月7日	
日程第1	1 会議録署名議員の指名について		
日程第2	会期の決定について		
日程第3	諸般の報告	行について	
日程第4	報第1号	令和2年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につい	
		T	
日程第5	報第2号	令和2年度山県市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につい	
		T	
日程第6	報第3号	山県市土地開発公社経営状況について	
日程第7	議第51号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について	
日程第8	議第52号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について	
日程第9	議第53号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について	
日程第10	議第54号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について	
日程第11	議第55号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について	
日程第12	議第56号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について	
日程第13	議第57号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について	
日程第14	質 疑		
	議第51号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について	
	議第52号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について	
	議第53号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について	
	議第54号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について	
	議第55号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について	
	議第56号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について	
	議第57号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について	
日程第15	討 論		
	議第51号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について	
	議第52号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について	
	議第53号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について	

議第54号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 議第55号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 議第56号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 議第57号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 日程第16 採 決 議第51号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 議第52号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 議第53号 議第54号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 議第55号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 議第56号 議第57号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 日程第17 議第58号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部を改正する条例について 日程第18 議第59号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につ いて 山県市税条例の一部を改正する条例について 日程第19 議第60号 日程第20 議第61号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について 日程第21 議第62号 日程第22 議第63号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第2号) 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 日程第23 議第64号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) 日程第24 議第65号

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 報第1号 令和2年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につい

7

日程第5 報第2号 令和2年度山県市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につい て 日程第6 報第3号 山県市土地開発公社経営状況について 日程第7 議第51号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 日程第8 議第52号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 日程第9 議第53号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 日程第10 議第54号 日程第11 議第55号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 日程第12 議第56号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 日程第13 議第57号 日程第14 質 疑 議第51号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 議第52号 議第53号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 議第54号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 議第55号 議第56号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 議第57号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 日程第15 討 論 議第51号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 議第52号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 議第53号 議第54号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 議第55号 議第56号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 議第57号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 日程第16 採 決 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 議第51号 議第52号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 議第53号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 議第54号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 議第55号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について 議第56号

山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

議第57号

日程第17 議第58号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部を改正する条例について 日程第18 議第59号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につ いて 日程第19 議第60号 山県市税条例の一部を改正する条例について 日程第20 議第61号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について 日程第21 議第62号 日程第22 議第63号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第2号) 日程第23 議第64号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 日程第24 議第65号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

○出席議員(13名)

中 辰 典 君 2番 真 也 1番 田 奥 田 君 3番 寺 町 祥 江 君 4番 加 藤 裕 章 君 5番 |||雅一 君 6番 加 藤 義 信 君 古 7番 郷 明 夫 君 8番 操 知 子 君 9番 福 井 一 德 君 10番 崎 通 君 山 11番 吉 田 茂広 君 12番 石 神 真 君 孝 藤 成 君 13番 武

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市 長 林 宏優 君 副市長 宇 野 邦 朗 君 理事兼 教育長 君 服 部 和 批 君 奥 田 英 彦 総務課長 企画財政 村 政 彦 君 税務課長 彦 君 谷 大 西 義 長 市民環境 正広 \equiv 田 君 福祉課長 市 原 修 君 山 長 理事兼 健康介護 藤 弘 子 君 久保田 裕 司 君 田 子育て支援課長 長 農林畜産 森 正和 君 水道課長 丹 羽 竜 之 君 長

建設課長高瀬正人君理事兼大熊健史君

会計管理者 江尾浩行君 学校教育 日置智夫君

生涯学習 課 長 藤 根 勝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 土 井 義 弘 君 書 記 長谷部 尊 徳 君

書 記 山口真理君

午前10時00分開会

○議長(武藤孝成君) ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりま すので、令和3年第2回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(武藤孝成君) 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、2番 奥 田真也君、11番 吉田茂広君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長(武藤孝成君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。 お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの18日間とし、6月8日から13日、15日から20日及び23日を休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月24日までの18日間とし、6月8日から13日、15日から20日及び23日を休会とすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長(武藤孝成君) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年5月に執行した 例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大が続いていることにより、4月22日に予定されておりました東海市議会議長会定期総会及び5月20日に予定されておりました中濃10市議会議長会議及び5月26日に予定されておりました全国市議会議長会定期総会は、いずれも書面会議による開催に変更されました。

書面会議では、各市から賛否の報告が集計された結果、原案のとおり可決されました。 以上をもちまして、諸般の報告を終わります。 日程第4 報第1号から日程第6 報第3号まで

○議長(武藤孝成君) 日程第4、報第1号 令和2年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第5、報第2号 令和2年度山県市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、日程第6、報第3号 山県市土地開発公社経営状況について、以上3議案につきましては、地方自治法及び地方自治法施行令に基づく報告であります。 なお、報第1号は、配付してある繰越明許費繰越計算書、報第2号は事故繰越し繰越計算書、報第3号は、土地開発公社経営状況説明書のとおりでありますので、御承知おき願います。

日程第7 議第51号から日程第13 議第57号まで

○議長(武藤孝成君) 日程第7、議第51号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第8、議第52号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第9、議第53号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第10、議第54号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第11、議第55号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第12、議第56号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第13、議第57号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、以上7議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長(林 宏優君) 改めまして、おはようございます。開会に当たりまして、一言御 挨拶を申し上げます。

本日は、令和3年山県市議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、山県市もまん延防止等重点措置の対象となり、御存じのとおり6月20日まで延長されたところでございますが、ワクチン接種につきましては、山県医師会及び岐北厚生病院の皆様の御協力をいただき、早急に進めているところでございます。

現在の状況につきましては、岐北厚生病院、山県医師会、歯科医師会、薬剤師会等医療従事者537名については2回目の接種まで終了しております。

また、市内の介護施設入所者及び従事者につきましては724名の方、65歳以上高齢者につきましては、昨日までに約87%の方が予約を済まされ、約48%の方が1回目の接種を終了したところでございます。

集団接種の2回目の接種の方は、今週から2回目の接種が続いてまいります。

個別接種につきましても、今月から各医療機関で始まっており、順調に進んでいるものでございます。

今後につきましては、60歳以上64歳までの方と、それ以外の年代で基礎疾患を有する方、介護や障がいに関係する仕事に従事されている方への接種が優先していくことになるものと思われますので、議員各位におかれましても、引き続き御協力賜りますよう、お願い申し上げる次第でございます。

先月の22日には、今年3月に改修工事が完了いたしました伊自良のハリョ公園で、リニューアルオープンを記念いたしましてハリョの観察会を実施いたしました。

当日は、伊自良ハリョ保存会の小見山氏をお招きして、市内の小学校に通う児童と保護者約30名を対象とし、ハリョの観察、ハリョに関するクイズ等を実施し、ハリョの保護と普及啓発に努めました。今後、多くの方に訪れていただきたいと考えております。

また、現在、国史跡指定を目指して発掘調査等を進めております古城山にあります大 桑城跡でございますが、昨年度放送されたNHK大河ドラマ「麒麟がくる」でも注目を 集め、このところ歴史や登山、景観など様々な目的での来訪者が増えております。

このたび、この古城山の大桑城跡から眺める朝日がNPO法人日本列島夕陽と朝日の郷づくり協会主催の日本の朝日百選に県内で初めて選ばれました。大桑城跡からは、岐阜城や名古屋駅前の高層ビル群、伊勢湾なども見渡せ、気象条件によっては一面に広がる雲海から朝日が昇り、幻想的な光景が広がる美しい景色を望むことができるすばらしいところでございます。

今回の認定により、先ほどのハリョ公園同様、さらに多くの人に足を運んでもらえるよう誘客に取り組んでまいりますので、議員各位の御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日提案しております案件は、報告案件3件、人事案件7件、条例案件5件、補正予算案件3件の計18件でございます。

それでは、ただいま上程されました資料ナンバー1の1ページから7ページ、議第51号から議第57号、山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意につきましては、山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例第4条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。現在7名の方が在任されておりますが、6月7日で任期満了となりますので、再任をお願いするものでございます。なお、任期は2年でございます。

初めに、議第51号の小出良煕氏は岐阜市長良にお住まいで、本市発足当初から平成19 年度まで顧問弁護士として御指導いただいた方で、地方行政に精通しておられますので、 学識経験者として再委嘱しようとするものでございます。

次に、議第52号から議第57号までの6名の方は、本市の議員及び市長の選挙権を有する識見者の方で再委嘱しようとするものでございます。

議第52号の室戸弘全氏は山県市富永、議第53号の福井廣行氏は山県市高木、議第54号の四ツ橋義信氏は山県市松尾、議第55号の山田愛子氏は山県市梅原、議第56号の山田光昭氏は山県市佐賀、議第57号の山田眞理子氏は山県市岩佐にそれぞれお住まいであり、いずれの方も責任感があり、公平誠実な方たちばかりであります。市民からの信望も厚く適任者でありますので、山県市政治倫理審査会委員に委嘱するに当たり、議会の同意をお願いするものでございます。

適切なる御審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長(武藤孝成君) 御苦労さまでした。

日程第14 質疑

○議長(武藤孝成君) 日程第14、質疑。

これより議第51号から議第57号までの質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第51号から議 第57号までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第51号から議第57号までは、会議規則第37条第3項 の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、議第51号から議第57号までは委員 会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第15 討論

○議長(武藤孝成君) 日程第15、討論。

これより議第51号から議第57号までの討論を行います。

最初に、反対討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 賛成討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 討論はないものと認めます。これをもちまして、議第51号から議 第57号までの討論を終結いたします。

日程第16 採決

○議長(武藤孝成君) 日程第16、採決。

ただいまから採決を行います。

議第51号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意 することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意すること に決定いたしました。

議第52号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意 することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意すること に決定いたしました。

議第53号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意 することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意すること に決定いたしました。

議第54号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意 することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意すること に決定いたしました。

議第55号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意 することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意すること

に決定いたしました。

議第56号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意 することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意すること に決定いたしました。

議第57号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意 することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意すること に決定いたしました。

日程第17 議第58号から日程第24 議第65号まで

○議長(武藤孝成君) 日程第17、議第58号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第59号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第60号 山県市税条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第61号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第62号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第62号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第63号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第2号)、日程第23、議第64号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第24、議第65号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)、以上8議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長(林 宏優君) ただいま上程されました議案について御説明をいたします。 資料ナンバー1をお願いします。

資料ナンバー1の8ページ、議第58号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法による子育でのための施設等利用給付の支給に関する事務を令和2年度まで子育て支援課と学校教育課で実施しておりましたが、令和3年度の事務分掌の見直しに伴いまして、子育て支援課に所管変更することとしたため、一部改正をするものでございます。

次に、9ページの議第59号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、納税者の負担軽減を図るため、審査申出書等書面への押印及び署名を不要とするため、一部改正するものでございます。

次に、10ページの議第60号 山県市税条例の一部を改正する条例につきましては、地 方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、個人市民 税の扶養控除における扶養親族の見直し、寄附金税額控除の改正及び特定の医療品購入 額の所得控除の延長など、所要の措置を講ずるため、一部改正するものでございます。

次に、12ページの議第61号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した被保険者等に対する保険税の免除等の財政支援を令和2年度より行っておりますが、さらに令和3年度においても減免期間を延長するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、13ページの議第62号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして も、議第61号の国民健康保険税条例の改正と同様で、令和3年度においても減免期間を 延長するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、資料ナンバー3をお願いします。

資料ナンバー3、議第63号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第2号)につきましては、既定の予算額に1億4,827万4,000円を追加し、総額を138億5,433万7,000円とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をしようとするものでございます。

初めに9ページを御覧ください。

9ページ、初めに歳出から款の順に、主な内容を御説明申し上げます。

総務費の行政手続等における書面規制等見直し支援業務269万5,000円は、コロナ禍に おける行政手続等の簡素化、行政サービスの効率化を図るため、例規中の書面規制、押 印、対面規制の見直しの基礎資料を作成するための委託料でございます。

財産管理費23万円は、夜間・休日窓口で来庁者の検温を行うため、サーマルカメラの 購入と既存のサーマルカメラの配線工事を行うものでございます。

企画費のコミュニティ助成事業240万円は、本町2丁目自治会の一般コミュニティ助成 事業で、財源は全額コミュニティ助成事業助成金を計上いたしております。

戸籍住民基本台帳費57万円は、マイナンバーカードの裏書印刷機の購入費とその保守費用で、財源は全額国庫補助金を計上しております。

10ページを御覧ください。

民生費の児童措置費2,145万円は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯以外の事業費でございます。財源は全額国庫補助金を計上して

おります。

保育園費373万4,000円は、高富保育園の園庭内にある個人共有持ちの土地を取得する ための費用でございます。

11ページを御覧ください。

農林水産業費の元気な農業産地構造改革支援事業費補助金365万9,000円は、有限会社 伊南ライスセンターのコンバインの導入が、県の元気な農業産地構造改革支援事業に採 択されましたので補正しようとするもので、財源は全額県補助金を計上しております。

商工費の活性化事業補助金3,000万円は、中小企業等活性化補助金の増額をしようとするものでございます。

次に、12ページを御覧ください。

土木費の市道14009号線道路改良工事に伴う工事負担金7,960万円は、鳥羽川改修事業に伴う富岡橋の架け替え事業負担金で、財源として地方債の追加を計上しておりますが、国の補助金であります社会資本整備総合交付金の追加の要望も行ってまいりたいと考えております。

消防費、消火栓修理負担金121万円は、伊自良掛地内の地上式消火栓を地下式に変更するための負担金でございます。

下段の教育費のGIGAスクールサポーター配置業務委託料150万円は、1人1台タブレットの運用サポート業務の委託料でございます。財源の2分の1は国庫補助金を計上いたしております。

13ページを御覧ください。

公民館費の里山林整備等業務委託料122万6,000円は、高富中央公民館に隣接する山林の整備費で、財源は全額県の補助金を計上いたしております。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。 7ページを御覧ください。

7ページ、国庫支出金、県支出金及び8ページ上段の諸収入は、いずれも歳出で御説 明申し上げたものに連動するものでございます。

8ページ2段目の市債は、富岡橋架け替え事業の負担金に伴うものでございます。

なお、今般の補正により不足する財源につきましては、財政調整基金繰入金9,311万9,000 円を計上いたしております。

戻っていただいて、4ページを御覧ください。

4ページ第2表の繰越明許費につきましては、富岡橋架け替え事業の負担金に係るものでございますが、本年度分の事業が来年度にまたがる見込みであることから設定しようとするものでございます。

第3表の地方債補正につきましては、富岡橋の架け替えに伴う工事負担金に地方債を追加するものでございます。

なお、14ページには、地方債補正後の現在高の調書を添付させていただいております。 15ページをお願いします。

議第64号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の予算額に300万円を追加し、総額を32億5,300万円にしようとするものでございます。

21ページをお願いします。

21ページ、保険給付費の傷病手当金300万円につきましては、新型コロナウイルス感染 症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給について、国の財政支援の期間が延 長されたことから補正しようとするもので、財源は全額県交付金を計上いたしておりま す。

次に、23ページの議第65号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の予算額に523万6,000円を追加し、総額を1億2,507万7,000円としようとするものでございます。

29ページを御覧ください。

29ページ、一般管理費の修繕料は、一般会計で御説明申し上げました伊自良掛地内の私有地の地上式消火栓を道路敷地内の地下式に変更するもので、一般会計の負担金を財源としております。

工事請負費につきましては、県道岐阜美山線の道路改良工事に伴う配水管の布設替え 工事で、財源は県の補償金を計上いたしております。

28ページの歳入につきましては、ただいま御説明した内容のものでございます。

以上でございますが、議員各位におかれましては適切なる御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 御苦労さまでした。
- ○議長(武藤孝成君) 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。 なお、14日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時30分散会

令和3年6月14日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 6月14日(月曜日)

○議事日程 第2号 令和3年6月14日

日程第1 質 疑

議第58号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の

提供に関する条例の一部を改正する条例について

議第59号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につ

いて

議第60号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第61号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第62号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第63号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第2号)

議第64号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第65号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第2 委員会付託

議第58号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の

提供に関する条例の一部を改正する条例について

議第59号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につ

いて

議第60号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第61号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第62号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第63号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第2号)

議第64号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第65号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第58号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の

提供に関する条例の一部を改正する条例について

議第59号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につ

いて

議第60号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第61号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第62号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第63号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第2号)

議第64号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第65号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第2 委員会付託

議第58号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の

提供に関する条例の一部を改正する条例について

議第59号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につ

いて

議第60号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第61号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第62号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第63号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第2号)

議第64号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第65号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

○出席議員(13名)

1番 田中辰典君 2番 奥田真也君

3番 寺町祥江君 4番 加藤裕章君

5番 古川雅一君 6番 加藤義信君

7番 郷 明 夫 君 8番 操 知 子 君

9番 福井一德君 10番 山崎 通君

11番 吉田茂広君 12番 石神 真君

13番 武藤孝成君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市 長 林 宏 優 君 副市長 宇 野 邦 朗 君 理事兼 君 教育長 部 和 也 奥 英 彦 君 服 田 総務課長 企画財政 谷 村 政 彦 君 税務課長 大 西 義 彦 君 課 長 市民環境 正広 Щ 君 福祉課長 市原 修 君 田 健康介護 理事兼 藤 弘 子 君 久保田 裕 君 田 口 子育て支援課長 長 農林畜産 和 君 水道課長 丹 羽 之 君 森 正 竜 課 長 理事兼 建設課長 高 瀬 正 人 君 大 熊 健 史 君 まちづくり・企業支援課長 学校教育 智 会計管理者 江 尾 浩 行 君 置 夫 君 日 課長 生涯学習 藤 君 根 勝 課 長

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 土井義弘君書記長谷部尊徳君

書記山口真理君

午前10時00分開議

○議長(武藤孝成君) ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりま すので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

○議長(武藤孝成君) 日程第1、質疑。

6月7日に議題となりました市長提出議案、議第58号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてから議第65号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)までの8議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

通告順位1番 寺町祥江君。

○3番(寺町祥江君) 議長に許可をいただきましたので、質疑を1件させていただきます。

議第63号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第2号)、資料3の11ページ、商工費についてお尋ねをいたします。

負担金補助及び交付金3,000万について、こちらは、山県市中小企業等活性化補助金の 交付事業の追加の補正予算となります。当初の予定では3年でと言われていた予定額に、 今回の補正が通れば達することになると思います。申請見込み数が多いための増額補正 となりますが、今後の効果の検証はどのように行われますか。理事兼まちづくり・企業 支援課長にお尋ねをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。
- ○理事兼まちづくり・企業支援課長(大熊健史君) お答えします。

山県市の中小企業等活性化補助金につきましては、今後の効果の検証ということでございますけれども、昨年度、2年度については、市内の中小事業者67社に対して7,800万円ほどの補助金の交付をしているというところでございます。こちらのほうは、今、順次実施されておりまして、この秋頃に向けて実施報告がされるということで、その中で検証していくということでございます。御質問の令和3年度の効果の検証は、さらに4年度になるというところでございますので、引き続き、この効果の検証をしつつ適正に実施してまいりたいと考えております。

- ○議長(武藤孝成君) 寺町祥江君。
- ○3番(寺町祥江君) 再質問をさせていただきます。

今回3年で行う予定であったものが2年で予定されていた額に達する形となると思いますが、山県市の中小企業及び小規模企業振興基本条例の第4条、市の責務には、「市は、基本理念にのっとり、社会情勢の変化に適応した適切な中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を策定し、総合的に実施しなければならない。」また、その2のところなんですけれども、「市は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業及び小規模企業の実態を把握するとともに、岐阜県、商工会、大企業者、金融機関及び市民と協力して、効果的に行うよう努めなければならない。」とされています。

今回、3年で予定に達する予定だったものを2年で行うことは、この社会情勢を鑑みて希望者が多いところに早めることが効果的であると判断されて実施をされるものだと考えます。効果的な実施、また、今後の施策に反映させるためには、このコロナ禍の状況も鑑みて、経過をもう少し長いスパンで見て、効果の検証をしていく必要があるのではないかと考えますが、見解はいかがでしょうか。理事兼まちづくり・企業支援課長にお尋ねをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。
- ○理事兼まちづくり・企業支援課長(大熊健史君) 質問ありがとうございます。

今、御質問いただいたとおり、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で、市内業者においても業績が大変に悪化する中というふうな状況で雇用の維持とか事業継続の観点から、市内経済の早期回復、継続を図るために実施しているということでございます。この補正についても非常にこういった現在事前相談を行って、5月までのところで事前相談を行った中でも予想を超える希望があるという状況を見て決定、今回上程しているということでございます。そういったところで、先ほど基本条例のお話をいただきましたけれども、そういった理念にのっとり、県ないしは大企業の状況を見つつ、適正に引き続き進めてまいりたいと。先ほどお話があったとおり、長いスパンでお話を考えていくべきであれば、またそのときに判断をされるものというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(武藤孝成君) 林市長。
- ○市長(林 宏優君) 今回、先ほどお話にありましたように、3年間の経過ということ もございましたし、また非常に要望が多くありましたので、こうした補正をさせていた だきました。

私は、もとより何といいましても山県市の市内の事業者の皆さんが元気になっていた だかないことには市の発展はないものと考えておりまして、当初から企業支援という形 でいろんな形で、今回まちづくり・企業支援課としても、課になる前の室のときもそうですが、市民の皆様にいかに、事業者の皆様にこういった国とかいろんな補助事業がありますということを伝えるということが非常に大切だということを考えておりまして、一番最初の年に今でも印象的に覚えていますのは、ものづくり補助金が一番最初にスタートしたときに、その年に商工会の皆さんも承知してみえませんでしたので、急遽、市の広報を使いましてものづくり補助金の制度を、広報の企画を外しましてそのものづくり補助金の新しい制度ができますと、初めの申請までの期間が非常に短いものですから、そういったことをPRしてきましたし、そして、今回もメールマガジンを私どものほうで作りまして、事業者の方に発信をするという形にしました。

特に昨年から顕著に現れているのが、市民の皆さんは、特に国とか県の補助金をもら いに行くということは非常にハードルの高いものだという、そういう認識もありますし、 実際に市の補助金と比較しますと、申請の様式が国とか県になりますと高いものになり ますけれども、そういった事業があるということと、そして、今回の市のほうへ申請し ていただいておる中にも、経産省の補助金に当てはまりそうなものは事前に商工会のほ うでチェックしていただいて、これはまず国とか県のほうに補助金の申請をということ で、そういった今アドバイスをしておりまして、そこで落っこちた場合には市のほうで 対応させていただくということで、市内の事業者の皆さんが国とか県への補助金をもら いに行く、取りに行くんだという、そういう思いが特に昨年から多く、何件か見られて おりまして、そういったことが一番、この制度を始めた1つの大きな狙いでもあるんで すけれども、そういったことも顕著に現れておりますし、そして、こういったコロナ禍 のときにありましても、そういった関係で山県市の商工会の会員の方も減るのではなし に増えておりますので、特に今の商工会員の皆さんが、会員でない方もいろいろアドバ イスされているようなこともございまして、非常に事業のみならず、そうした全体的な 相乗効果の現れている事業でございますので、そういったことも御留意いただいて御判 断いただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(武藤孝成君) 寺町祥江君。
- ○3番(寺町祥江君) 再々質問をさせていただきます。

まちづくり・企業支援課長と市長のほうにもお答えいただきまして、大変強い思いを 持って実施されている事業であると感じております。今必要なときに必要な支援を行う ことが事業者の方々にとってもとてもいいことだと思いますので、この事業が、効果が 出たということをしっかりと検証していただきたいという意味も込めて質問をさせてい ただきました。それが1回の検証ではなくて、やっぱり継続的にどのような効果が出た かというのをしっかり検証していくことで、次のステップの支援へ、事業者の方が必要とされる支援へ、また結びつけることができるかと思いますので、今回の補正、可決され事業が実行されました後には、効果の検証をしっかりと長い期間で見ていただきたいと考えます。理事兼まちづくり・企業支援課長にお尋ねをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。
- ○理事兼まちづくり・企業支援課長(大熊健史君) ありがとうございます。質問にお答えいたします。

昨年度から実施しているところでもありますけれども、まだこれから実施結果の報告というところが上がってきてくるところでございます。そういった中で、どういった分野に支援がされているかというところと、市内の企業に循環型好循環というところもありましたけど、市内の企業にどれだけ影響があったかというところも見ているところでございます。今御指摘いただいたとおり、そういった結果分析を見ながら、次、どういった在り方がよいのかということを皆さんで考えていければいいかというふうに思います。引き続きよろしくお願いします。

- ○議長(武藤孝成君) 以上で寺町祥江君の質疑を終わります。続きまして、通告順位2番 福井一徳君。
- ○9番(福井一徳君) 議長から御指名いただきましたので、質疑を何点かしたいと思います。

まず、第1点目、議第63号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第2号)、資料は3の9ページから10ページのところです。

本人確認書類裏書印字システムの保守委託料、備品購入費等、計上されていますが、この具体的なシステムの内容と、それから購入先はどこなのか。それから、5点目にも出しているんですけど、関連していますので一括して一緒に質問したいと思いますが、資料3-7の歳入の総務費補助金、7ページのところですが、57万円が個人番号カード交付事務費補助金として、補正予算として計上されています。補正後では合計が5,694万9,000円になります。この金額は、個人番号カードの発行枚数に連動して国庫補助金として支出されているものというふうに思います。そこで、今までの発行枚数総数と、この補正計上分の具体的な内訳の内容についてお尋ねを市民環境課長にしたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(武藤孝成君) 山田市民環境課長。
- ○市民環境課長(山田正広君) 御質問にお答えします。

まず、1点目の本人確認書類裏書システムとはどういうものかということでございま

すが、こちらにつきましては、マイナンバーカードに住所移動記録や氏名変更をカードに記載する専用のプリンターでございます。それから、購入先及び保守の相手方はどこかという御質問ですが、購入先につきましては、パソコンと電子機器を取り扱っている販売店のほうからになります。保守の相手方につきましては、購入した機器メーカーになる予定でございます。

御質問2点目の今までの発行枚数総数でございますが、5月末現在で山県市のほうでは、発行枚数というか、まず申請件数でございますが1万1,221件ございます。そのうち、もう既に5月末時点で本人さんにカードが手元に届いているのが8,576枚、人口に対しては31.8%の方がもう交付されております。

3点目に具体的な内容、内訳ということですが、先ほど申し上げました機器、カードプリンターのほうが53万円、それから保守料につきましては4万円というふうになっております。ちなみに、先ほどちょっと数字を挙げて言われましたが、資料ナンバー3の7ページにございます歳入合計の5,694万9,000円、この中の全てが個人番号カード関連の予算でないということを申し添えさせていただきます。

以上になります。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○9番(福井一徳君) マイナンバーカードの裏書用の専用プリンターということで分かりました。今、交付枚数が31.8%というふうになっていますけど、今年度の一応計画、3月の議会のときにちょっと報告があったんですが、目標との関係で言うと、今どんな進捗状況かについてお尋ねします。
- ○議長(武藤孝成君) 山田市民環境課長。
- ○市民環境課長(山田正広君) 再質問のほうにお答えします。

カードのほうの発行のほうですが、申請件数につきましては、大体今1万1,500件ほど来ております。実は昨日も休日窓口ということで、朝9時から5時まで市民環境課のほうのカードの発行のほうの手続をさせていただきました。昨日だけでもカードを取得にみえる方、大体申請されてからカードが発行されるまでに約1か月ちょっとかかります。その関係で昨日だけでも9時から5時までの間に174件の方がカードの取得にみえました。そのような形で、今年度、国のほうは令和4年度末までに完結するという目標を掲げております。山県市といたしましても、休日、それから夜間を問わず、自治会のほうから要望があれば出張に出向いて申請業務、それから休日窓口についても、これから充実をして多くの市民の方に交付できるように努力していきたいと、そのように思っております。

以上です。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○9番(福井一徳君) マイナンバーカードについては、ずーっとこの間、私は指摘をしていますのでここでは触れませんが、状況については分かりました。

次、2点目、同じく補正予算で資料3-10、子育て世帯の生活支援特別給付金事業について、山県市の給付件数及び人数はどれだけか。また、これに対する需用費の消耗品が106万2,000円というふうにありますが、その内訳、システム導入委託料が64万4,000円と一般備品60万円というふうにありますけれども、委託する業務の内容と備品の内訳について、理事兼子育て支援課長にお尋ねをします。

- ○議長(武藤孝成君) 久保田理事兼子育て支援課長。
- ○理事兼子育て支援課長(久保田裕司君) それでは、質問にお答えいたします。

まず、今般の予算の根拠を、全般的なお話をいたしますと、私ども、実務が最近分かってきたこともあるんですが、当初なかなか分かりにくくて、国が一定の目安を示してきております。人数につきましては、全国に児童手当の給付状況を踏まえて比例配分するような形で山県市は何人ぐらいだというふうに示してきております。また、事務費も人数に応じて幾らぐらいかというのを示してきております。そのものを根拠にしておりますので、細かい積み上げというわけではございません。その上でお答えいたしますが、まず、給付件数と人数、結論的に言いますと379人分を見込んでおるということでございます。

消耗品の106万2,000円の内訳につきましては、先ほど申し上げましたように、包括的には枠で考えておりますが、基本的には用紙とかファイルとか筆記用具等を購入する予定をいたしております。

3点目のシステムの導入委託ということですが、今般支給させていただく中には、大きく2つに分けられまして、前のひとり親のときもそうでしたが、申請不要と、こちらから一方的に拒否がない限りはお支払いしますよという方と、家計急変ということで申請される方、2つカテゴリーがありますが、まず、申請不要の方というのは、簡単に言いますと特別児童扶養手当の受給をされている人で非課税の方、この人たちは申請不要です。この方たちのリストアップするための電算処理。それと振り込み通知とか振り込みの電子データの作成ですとか、そういったものをやるというのと、他方では、申請してみえる、申請によって支給する場合がありますが、そういったものを台帳管理する、これがシステムの導入委託の目的でございます。あと、一般備品につきましても、先ほど言いましたように枠の中で考えておりますので、具体的には今積み上げておるわけで

はありませんが、こうした書類を保管していくものですとか、特に家計急変の方に対する啓発のチラシ、もしくはラミネート加工等のそんなものを考えております。

以上でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○9番(福井一徳君) 国の具体的な配分に基づいてきているということでしたから積み上げではないという話でしたが、379人分ということですけど、これは山県市の対象とする児童数との関係では大体ほぼ網羅されることになるんでしょうか。
- ○議長(武藤孝成君) 久保田理事兼子育て支援課長。
- ○理事兼子育て支援課長(久保田裕司君) 再質問にお答えいたします。

結論で言いますと分からないということです。国がどうやって積み上げたか分かりませんが、今般の国の想定は、全国で198万5,173人、私が計算式から見ると200万人弱の予算を確保していらっしゃるのかなという感じがしております。政治指導で、事務方のほうも仕切り切れないものですから200万人弱、それに対して全国児童手当の給付者というのは1,331万5,460人という国の全体枠がありまして、私のところは児童手当を支給しておる4月分ですが2,745人、これが全国で言いますと5,232分の1に当たります。これを単純に比例配分して379人ですので、国の198万5,173人、この数値が、国がどこまで自信を持っておるものかよく分かりませんが、多分国も分かっていないと思います。どのぐらい家計急変者があるかというマクロ経済の中で計算した数値だと思いますので、私のところも全国の平均に合わせてやっておりますで、直感的に言いますと十分足りるんやないか、余るんやないかなとは正直思っていますけれども、ただ、全国の動向ですし、今年度のまだ今4月時点やなしに、これから急変する方も対象になりますので、現時点では不明であるとしかお答えできません。

以上でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○9番(福井一徳君) 実態としてはどういうふうになるかやってみないと分からないと いうような形でしたが、全てのところが対象ではなくて、いろんな状況の中でというこ とですよね。そういう算出だということについて分かりました。

では、続いて、3点目です。資料の3の11ページのところです。高富保育園の園庭用地購入費328万4,000円というふうにありますけど、実際坪単価は幾らぐらいなのか。従来は借地料の支払いだったのか、そうであれば年額どのぐらい支払っていたのか。今回用地購入をするというのは、ほかの類似した他の公共施設等についても土地購入を進めていくという方針に基づいて進められているかどうかについてお尋ねします。

- ○議長(武藤孝成君) 久保田理事兼子育て支援課長。
- ○理事兼子育て支援課長(久保田裕司君) 御質問にお答えいたします。

まず、坪単価ということでございますが、当該地につきましては257平米ということで約76.5坪になります。ですので、坪単価としますと、約ですが4万2,234円ということになります。

2点目の借地料の値段ということですが、ちょっといつからか分りませんが、少なくとも10年以上は年額3万円ということでお借りしておるのが実態でございます。

3点目の方針に基づくものなのかということですが、具体的な方針に対するというものではないんですが、当然行政への、行政サービス運営上は取得するべきものは取得していくとか、そういった一般的な理念としての方針はございますが、具体的な何かの方針に基づいて買っていくということではありません。今般、議員御案内のように、民営化というのを進めておりまして、それをきっかけとしてきちんと土地を整理したいなという思いを持っておりまして、今般たまたま話がうまく進みそうなので何とかお分けいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○9番(福井一徳君) 市として全体的に公共施設に関してはこういう類似のものを購入 していくという明確な方向ではないけれどもと、今回に限ってということですかね。と いうことでした。同僚議員もこういう問題について、この間質疑等々されていますが、 具体的に一歩話が進んでいくということを望みたいと思います。

4点目です。令和3年度の山県市の国民健康保険特別会計の補正予算(第1号)、資料3の21ページです。コロナ感染に関わって傷病手当金300万円が計上されています。説明では、コロナ感染で9月、これちょっと間違っていますが、9月末までの延長分についての計上ということでした。今まで実際の支給対象者は、あったとしたら何名か、どのような適用なのか、具体的な内容についてお尋ねをします。かつ、9月以降の件数、もし発生した場合についての予測等についてお尋ねをしたいと思います。傷病手当金の交付申請に関して、申請主義だと思うんですけど、実際のコロナ感染の把握から給付までの流れについて、分かりましたらお尋ねをいたします。市民環境課長、よろしくお願いします。

- ○議長(武藤孝成君) 山田市民環境課長。
- ○市民環境課長(山田正広君) それでは、御質問のほうにお答えさせていただきます。 まず、1点目の件数、実際に今までに支給した件数があるかということかと思います

が、こちらのほうにつきましては、感染症に感染されて申請のほうを出された方は今のところ1名もみえません。

それと、今後の予測ということかと思いますが、今後の予測につきましては、こちらのほうにつきまして、感染者の方につきましては全くの非公開ということで、行政のほうとしては、どなたがかかったかということを把握することは大変困難でございます。 困難というか、もうこれ、無理かと思います。それで、その方が本当に傷病手当に、国民健康保険に加入してみえて傷病手当が該当されるかということの判断はできないと思いますので、予測については不可能かと思います。

それから、2点目の実際コロナ感染の把握から給付までの流れということでございますが、把握につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。事務手続のほうの流れといたしましては、感染者からの申出しかございません。そちらで申請が、申請書のほうには医師の診断書といいますか、意見書、それからお勤めになってみえるところの事業主の証明書、これが必要となってきます。そういった医師の意見書とか事業主の証明書、これを提出していただきまして、それを審査した後に手当金を決定して支給と、このような形になってまいります。

以上でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○9番(福井一徳君) これはあくまで個人の申請ということに基づくんですけれども、 医師の意見書等々ということなので、医療機関等々を含めて、実際にこういう場合のケースについて申請できる条件があるのであれば、そういう助言をもらうとか、それから市としてもこういう形で条例を決めたわけですので、何らかの形で徹底をする、今案内の中には入れてあったと思うんですけど、実際私も読んだのですけどなかなか、よく分かりにくくて、申し訳ないんですけど、なるべくきちんと知らせて一日も早くそういう人たちにきちんとした手だてが取れるようにしてほしいと思いますが、その点についていかがでしょうか。同じく市民環境課長にお尋ねします。
- ○議長(武藤孝成君) 山田市民環境課長。
- ○市民環境課長(山田正広君) 大変申し訳ございません。ただいま最後のほうが、ちょっと聞き取りにくかったんですけれども、今後のPR方法とか、そういう形でよろしいんでしょうか。
- ○議長(武藤孝成君) 一德君、マイク、聞きにくいよ。もっとマイクを近づけて。
- ○9番(福井一徳君) ちょっとマスクを外します。この具体的な流れについては、申請主義に基づいて本人が申請ということになると思

うんですね。先ほど課長がおっしゃったように、医療機関の証明とか云々という、意見 書等々、含めてありますので、これの徹底ですよね。この間、市民の皆さんのところに は具体的な案内を含めて書いてあるんですけど、そういうのをもう少し分かりやすく何 か徹底できるような方策についてお尋ねをしました。

- ○議長(武藤孝成君) 山田市民環境課長。
- ○市民環境課長(山田正広君) 御質問にお答えします。

現在、また7月に国民健康保険の納付書をお送りします。そこで今そこに配付するパ ンフレットをつけて、そこを今検討して分かりやすいような形で出す方法にしていきま す。それと、一番どこで傷病手当のほうを確認されるかというのが医療機関のほう、実 際に今2件ほど問合せが来ておりまして、うちのほうで、市のほうで申請書のほうを御 本人様のほうに郵送で送らせていただいています。まだ通知のほうというか、送ったや つがこっちへ戻ってきていないんですけれども、その方に聞きますと、入院なさってみ えた医療機関からこういうことがありますと、それから、あとはお勤めになってみえる 会社のほうから、ただこの傷病手当につきましては、一番重要なところが対象の方がパ ートの方とかアルバイトの方が主となってきます。ですから、お勤めになってみえる会 社のほうからの休業手当が出ないという形になった場合、そういう方たちが今度傷病手 当のほうに切り替えられるということで、うちの市のほうからのパンフレット等も出し ますが、一番これが把握できるのは医療機関と、あとは雇用主さんに相談と、そこから という形になります。うちのほうとしては、できるだけ分かりやすいパンフレット等、 それからホームページのほうにも掲載していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○9番(福井一徳君) 7月の納付書の中にきちっと案内を出されるということなので、 市民の皆さんに周知徹底できるようにということで確認をしました。
 - 以上で終わります。
- ○議長(武藤孝成君) 以上で福井一徳君の質疑を終わります。 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第58号 山県 市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個 人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてから 議第65号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)までの8議案に

対する質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

○議長(武藤孝成君) 日程第2、委員会付託。

議第58号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてから議第65号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)までの8議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○議長(武藤孝成君) 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。 16日は総務産業建設委員会、17日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第2委員会室で開催されます。

なお、21日午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時35分散会

令和3年6月21日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

山県市議会定例会会議録

第3号 6月21日 (月曜日)

○議事日程 第3号 令和3年6月21日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番 田中辰典君 2番 奥田真也君

3番 寺町祥江君 4番 加藤裕章君

5番 古川雅一君 6番 加藤義信君

7番 郷 明 夫 君 8番 操 知 子 君

9番 福 井 一 徳 君 10番 山 崎 通 君

11番 吉田茂広君 12番 石神 真君

13番 武藤孝成君

○欠席議員(なし)

課 長

○説明のため出席した者の職氏名

市長林宏優君副市長宇野邦朗君

教育長 服部和也君 理事兼 奥田英彦君

企画財政 谷村政彦君 税務課長 大西義彦君

市民環境 山田正広君 福祉課長 市原修二君

健康介護 藤田弘子君 理事兼 久保田裕司君

建設課長高瀬正人君 理事兼 大熊健史君

会計管理者 江尾浩行君 学校教育 日置智夫君

生涯学習 藤根 勝君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 土 井 義 弘 君 書 記 長谷部 尊 徳 君

書 記 山口真理君

午前10時00分開議

○議長(武藤孝成君) ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長(武藤孝成君) 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 山崎 通君。

○10番(山崎 通君) それでは、許可をいただきましたので、一般質問をさせていた だきます。

最初に、市民環境課長にお尋ねします。

再生エネルギーへの取組についてをお願いしますが、政府が掲げる2050年までの温室効果ガス排出が実質ゼロの達成に向けた地球温暖化対策推進法が作成され、国を挙げて再生可能エネルギー導入により、脱炭素化の促進を図ると明記されています。再生エネルギーの割合が日本の総発電量に占める割合が2020年に21%に達したと発表されました。2030年までに再生エネルギーの比率を24%程度に目標を定めています。山県市における再生エネルギー、要は環境についてですが、今後の取組について課長に尋ねます。

- ○議長(武藤孝成君) 山田市民環境課長。
- ○市民環境課長(山田正広君) 御質問にお答えします。

地球温暖化問題は、地球規模の気候変動をもたらす問題として、近年、大きく取り上げられています。地球温暖化の主な原因は二酸化炭素などの温室効果ガスであり、その排出量削減には社会全体で取り組む必要があることから、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。

山県市では、第2次山県市環境基本計画の中で地球温暖化対策の推進として、省資源、省エネルギーの推進の6つの施策、地産地消の推進の2つの施策を掲げ、その実行に向けて地球温暖化対策推進実行計画を策定し、目標の達成に努めているところであります。また、この計画は山県市ホームページに掲載し、広く周知しております。

具体的な施策につきましては、1つ目に、地球温暖化対策の推進として、再生可能エネルギーである太陽光発電パネルを市役所庁舎、学校施設3校及び総合体育館の5施設に設置しています。中でも、総合体育館は災害時の市内最大級の指定避難所となってお

り、大規模災害時における電力需要の対応も兼ね、整備されています。

2つ目に、省エネルギーの対策として、市役所庁舎、全小中学校施設、防犯灯及び街路灯など、可能な限りLED照明を導入しています。

3つ目に、地産地消の推進として、農産物直売所が市内に数か所あり、生産者が食材 輸送の時間や距離を短縮することができ、輸送に伴うエネルギーを減らし、地球環境へ の負担を低減することができる大きなメリットがあります。また、地元で取れた新鮮な 農産物を食べることにより地産地消につなげることができます。

私たちの生活が地球規模で環境に影響を及ぼしていることを十分に理解し、省エネの 生活習慣を身につけることが大切だと思います。

今後の取組については、コロナ禍を契機に新たな日常、生活様式、企業活動を踏まえた自然環境及び生活環境の保全との調和を図り、脱炭素化に向け、電化、水素化等のエネルギー利用転換の重要性について、国等の情報を傾注しながら啓発に努めてまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 山崎 通君。
- ○10番(山崎 通君) 山県市における現在の取組については理解ができました。課長 の答弁の中にあるように、省エネの生活習慣を身につけて、地球環境に十分な配慮をしていくことが求められることと思います。

農林畜産課長にお尋ねしますが、再生エネルギーを分類すると、太陽光、水力、風力、 地熱、バイオマスなどがありますが、再生エネルギーの中で最も普及していくのが太陽 光発電、再生可能エネルギーの導入拡大が望まれています。

先ほどバイオマスと言いましたけれども、つい先日、3日ぐらい前に、欧州連合の委員会で、木材燃焼で発電する電力の一部を再生可能エネルギーから除外するという、そんな報告がありましたので、この点でバイオマスは削除しなければならないと思いますけれども、本市においては休耕田での設置が最も多いと思われますが、田畑は一度荒れたら元どおりに復旧することは困難を極めます。山林においても山崩れが発生してトラブルが発生しているとの情報を耳にします。施設の建設や運転時の基準、利用後のパネル等の廃棄、農業者などの賃貸借契約等、問題が山積しております。

例えば、奈良県の平群町では、20へクタールの山林に5万枚のパネルを設置されましたが、パネルが強風で飛ばされたり斜面が崩れたりして、環境破壊を懸念する住民の声があります。また、宮城県の丸森町では、100へクタールに及ぶメガソーラー計画に反対運動が起こり、行政側からも工事の差止めの提訴を行っていますが、太陽光発電を制限

する条例がなく、法律に基づいた指導ができないとのことです。

本市においても、休耕田や、あるいは空き地の活用を思案しておられる事業者がある と思います。施設の建設、運転時の基準、利用後のパネル等の廃棄、農業者との賃貸借 契約などなど、多くの問題点があります。速やかに太陽光発電の規制についての条例を 進め、自然環境への取組に邁進していただきたいと思います。

その点について、課長に答弁を求めます。

- ○議長(武藤孝成君) 森農林畜産課長。
- ○農林畜産課長(森 正和君) 再質問にお答えします。

再生可能エネルギーに関しては、脱炭素社会を目指す上で必要なものだと認識しております。その反面、議員御指摘のとおり、太陽光発電、ソーラーパネルの設置場所や、パネル等の使用後の廃棄等の問題については危惧しているところです。

再質問の、速やかに条例の制定を進め、自然環境への取組に邁進していただきたいについてですが、条例の制定に当たっては、国や県の動向を見ながら考えていきたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 山崎 通君。
- ○10番(山崎 通君) 今の答弁の中で、条例については国や県との相談の上という意味だろうと思うんですけれども、既に全国で条例化しているところもありますので、我が本市においても積極的に取り組むということを約束していただきたい、こんなふうに思います。

それじゃ、市長に答弁を求めますが、二十数年前もソーラー発電について議会で話題になったことがありますが、しかし、その頃の国は原子力発電一色だったと記憶しておりますが、時代の変遷によって地球環境を重視するということに大きくかじが切られました。政府方針で脱炭素社会の実現を目指すのに連動して、山県市も再生可能エネルギー、太陽光発電設置については積極に取り組んではどうかと思いますが、市長の所見を求めます。

- ○議長(武藤孝成君) 林市長。
- ○市長(林 宏優君) 山崎議員にお尋ねするんですが、先ほどの再質問では、条例をつくって太陽光発電を規制したらどうかという提案だったと思いますが、今の御質問では、太陽光発電を積極的に推進したらどうかという、そういった御質問なんでしょうか。
- ○10番(山崎 通君) おかしい。
- ○市長(林 宏優君) 規制をしたらどうかという御質問で先ほど課長が答えましたが、

今の再々質問では、今、私には、積極的に太陽光発電を推進したらどうかということな んでしょうか。

- ○10番(山崎 通君) 暫時休憩してもらえる。
- ○議長(武藤孝成君) 暫時休憩。

午前10時12分休憩

午前10時15分再開

- ○議長(武藤孝成君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- ○市長(林 宏優君) 山崎議員の再々質問にお答えします。

まず、国は、カーボンニュートラルですとか脱炭素社会を進めようということで、いろんな形で制度を変えてきております。ここ1か月ぐらい前ですか、特に農業用の農地の、今の休耕の農地の、そこに太陽光を設置しようとする場合に、いわゆる日陰の部分に、それも農地として活用しながら太陽光を設置するということで、農地の収益性が従来と比較してたしか8割ぐらいが基準だったと思うんですが、それをもっと下げまして、太陽光を設置する条件を、1か月ぐらい前でしたか、緩和しようとしておるということをニュース等で知りました。

私どもも、特に山県市では、山林を含めまして85%近い土地がそういった状況にありますので、特に県内の他市等を比較しましても非常に自然豊かな土地でありまして、農地の少ないところは、住宅の密集しておる地域については住宅に対しての規制をかけているような市町村もございますけれども、市としましては、そういった、先ほどの条例等で規制をかけるのではなくして、これから新たに条例を設置した場合には、今の自然エネルギー、特に太陽光発電の設置については積極的に進めていきたいということを思っております。

そして、もう一つ、カーボンニュートラルの取組としましては、まずエネルギーを消費することと作るほう、消費することについては、ちょうど6月1日からバスターミナルが完成しましたけれども、皆さんに少しでも公共交通を使っていただいて、そのことによって脱炭素への取組の大きな1つだと思います。そういったことも含めながら、市としては大きな政策の1つであります、国の政策の1つであります脱炭素社会に向けて、国の制度等も十分承知しながら、これからの制度に役立てると申しますか、制度をつくるときにそういったスタンスで山県市の考え方を、そういった方向性を持って進めていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 山崎 通君、質問を替えてください。
- ○10番(山崎 通君) それでは、2番目に消防団の活動についてお尋ねします。

消防団員は、非常勤の特別職の地方公務員。活動実績は、地方交付税の算定根拠になっている中において、消防団活動をしていないのに報酬や手当を受ける幽霊消防団が各地で問題になっているとのことです。消防団は、戦後から地域住民の最も頼りになる団体と期待をされてきました。私自身も消防団員として長年お世話になったこともあります。山県市消防団の現況をお尋ねします。

先ほど幽霊団員と言いましたが、死んだ人が生まれ変わって出てくる、三角のやつをつけて出てくる幽霊消防団ではありません。幽霊消防団というのは、実際にないものがあるように見えるということを幽霊消防団というので、誤解のないようにお願いしたい。課長の答弁を求めます。

- ○議長(武藤孝成君) 奥田理事兼総務課長。
- ○理事兼総務課長(奥田英彦君) 御質問にお答えします。

市の消防団員の定数は条例により、団本部、第1分団から第10分団、ラッパ隊、予備隊、女性隊の全てで540名でございます。令和3年4月1日現在の実人員は519名で、21名の団員が不足しているのが現状でございます。消防団員自ら、または自治会の御協力を得ながら消防団の入団の勧誘に努めておりますが、近年、消防団員の加入が少なく、団員の確保に苦慮しているところでございます。

消防団員の皆様は、消火活動のみならず、地震や風水害等の大規模災害発生時には救助活動、避難誘導、また、災害防御活動等、非常に重要な役割を果たしていただいております。団員は、各自本業を持つ傍ら、地域における消防・防災力の向上、地域コミュニティーの活性化に大きな役割を果たしております。

現在、消防団の活動に対して、令和2年4月より新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、役員と最小限の人員で運営するよう指示を出し、制限をしているところでございます。令和2年度はコロナ禍の影響により、山県市消防操法大会、岐阜県消防操法大会とも中止となり、訓練等の活動ができない状態でございました。今年度もまん延防止等重点措置の対象地域に指定されておりましたので、市及び県の操法大会も中止となっております。昨年度と同様に消防団活動に制限をかけざるを得ない状況になっております。

消防団員の報酬につきましては、毎年4月に各分団から提出される団員名簿において 在籍を確認し、各階級ごとの報酬を年4回に分けて支給しております。出動費用弁償に ついては、防御、警戒、訓練出動等に分類し、毎月各分団から提出される出動・訓練票 にて確認を行い、活動実績により各分団員ごと個別に支給をしております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 山崎 通君。
- ○10番(山崎 通君) 総務課長の答弁において、順調に進めていただいているという ことです。

政府調査によると、消防団員に支給する報酬や手当を団員個人に支給していない消防 団が全国で約6割に上ることが分かったとのことです。

先ほどの答弁のあったように、消防団員の加入者が少なく、団員の確保に苦慮しているとのことでした。

私の地元の第2分団では、団員の方には地域の諸活動に積極的に参加や御支援をいただいているところです。例えば、祭りの警備、防火訓練、子供相撲大会などなど、手当の支給対象外にも出動していただいています。地域によって消防団の支援の方法は異なりますが、以前は消防団に慰労を含めた感謝の気持ちで、1世帯当たり1,300円の消防団への支援をさせていただいていました。しかし、何年か前にそうした行為は違法だとのことで中止になり、その後はグレーな部分で対応しているとのことです。政府は、団員の待遇改善を求め、全国の自治体に通知したとのことです。

この際、消防団への待遇改善を含めた大々的な改善を求め、消防団への十分な支援を して、地域のためにますます御活躍いただきたいと思っておりますが、課長の答弁を求 めます。

- ○議長(武藤孝成君) 奥田理事兼総務課長。
- ○理事兼総務課長(奥田英彦君) 再質問にお答えさせていただきます。

議員御発言のとおり、本年4月に消防庁より消防団員の待遇改善についての通知が届いております。通知の内容といたしましては、消火活動や災害救助に従事した消防団員に支払う出動報酬及び一般団員の年額報酬を国の基準まで引き上げることなどの見直しを求めるものでございました。

国では、出動報酬や年額報酬の増額は消防団員の士気の向上や団員数の確保にもつながり、団員の確保に向けた待遇改善の一環であるとしております。山県市においても、 先ほど答弁いたしましたとおり、団員の確保には苦慮しておりますので、他市の状況であったり、他市の今後の引上げ方針なども調査しながら、山県市としてどうしたらよいかを検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上で答弁とします。

○議長(武藤孝成君) 山崎 通君。

- ○10番(山崎 通君) 質問を終わります。
- ○議長(武藤孝成君) 以上で山崎 通君の一般質問を終わります。 通告順位2番 田中辰典君。
- ○1番(田中辰典君) 議長に許可をいただきましたので、通告どおり質問させていただ きます。

質問事項、新しくスタートした公共交通の今後の取組について、理事兼まちづくり・ 企業支援課長にお尋ねいたします。

皆様のおかげで6月1日に新しいバスターミナルがオープンし、これに伴いデマンドバスも運行開始しました。岐大病院ルートも新しくスタート。今後、このバスターミナルを基盤に市民生活の利便性の向上、公共交通の利用拡大、さらに新しく電子看板など観光情報を発信することにより市内の観光客誘致も期待できます。

デマンドバスにおきましては、今後、山県市内における公共交通空白地が解消されていき、満足度及び利用者が増加することが望まれます。行政におかれましては、需要に即し、かつ持続可能な公共交通体系の構築を目指して、年度ごとに事業の見直し、改善、ユーザーの声を取り入れ、アップデートしていく必要があると思います。

そこで、理事兼まちづくり・企業支援課長に3点お尋ねいたします。

1つ目、バスターミナルを生かしたまちづくりの取組について。

2つ目、生活する上で必要不可欠な移動を支えるデマンドバスの住民説明会や、利用者の要望を受けての今後の取組について。

3つ目、公共交通オープンデータやICT技術との連携について。 よろしくお願いいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。
- ○理事兼まちづくり・企業支援課長(大熊健史君) 御質問にお答えします。

議員御質問の1点目、バスターミナルを生かした取組でございますが、一般的に駅前がまちの顔となってにぎわいの拠点となるのでありますが、鉄道駅のない山県市にとっては、東海環状自動車道の山県インターと併せて、このバスターミナルがにぎわいの拠点となります。この拠点を育て、活用していくことが期待され、平成30年1月に策定された山県市地域公共交通計画網形成計画にも位置づけがなされているところです。

この拠点での取組としては、にぎわい創出施設である山県ばすけっとを運営する J A ぎふ農業協同組合、さらに、高富営業所を構えた岐阜乗合自動車株式会社と、我々山県市の3者で運用開始に向けて協力してまいりましたが、今後は、この活用、発展に向けて、定期的に検討、調整の場を持って、連携を図ってまいりたいと考えております。

2点目の、デマンドバスの住民説明会や今後の取組についてですが、デマンド型交通相談会として5月中に3回実施をさせていただいております。葛原、西武芸、乾地区、合わせて38名の方々に参加をいただきました。そこでの意見、要望内容を3点例示すると、電話予約が面倒で煩わしいとか、行きは問題ないが帰りに予約便に間に合わない場合の対応が不安だと。さらには、行きは山県バスターミナル経由で平和堂や岐北病院まで直通で行けるのですが、帰りも山県バスターミナルで乗り継ぐのではなく、平和堂や岐北病院から直接帰路に就きたいというような意見や要望をいただいております。これらについては、今後運用していく中でさらに様々な御意見を伺いながら、改善点について対応してまいりたいと考えております。

また、今回のデマンド型交通の導入によって便数自体は増加したことや、マイバス停が設定できることなどによって乗降場所が近くなるなどのメリットも多いことなどの周知と併せて、利用増加に努めてまいりたいと考えております。

3点目の、公共交通オープンデータやICT技術との連携でございますが、この公共 交通オープンデータに関する取組事例では、2020東京オリンピック・パラリンピックを 契機に、誰もが乗りこなせる公共交通インフラの整備などを目指して、有識者や各分野 の事業者、関係省庁などが参加し、65ほどの会員で平成27年9月に協議会が設置されて いると聞いております。

また、県内においては中津川市でも、市内バス路線の時刻表や運行状況のデータ整備、オープン化とICTの活用によって、多言語整備によるインバウンド需要にも対応して、デジタルサイネージによる運行案内などを実現して、地域公共交通網の維持、活性化を目指しているというふうに聞いているところです。

一方、山県市では、令和元年9月に開催された時刻表など、データ整備の勉強会に担当者を派遣しております。また、山県市のハーバスは乗換検索サービスにも対応をしているところでございます。今後も、6月に再編した市内巡回線や神崎山県BT線などにおいて、対応に取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 田中辰典君。
- ○1番(田中辰典君) 再質問のほうをさせていただきます。1つ目と2つ目と3つ目、 1つずつ再質問させていただきます。

1つ目の質問ですが、スマートビークル、自転車、シェアサイクルなどをバスターミナルに設けて周遊性を高め、山県市役所へのアクセスを向上させる取組が必要ではないでしょうか。

2点目、利用者のニーズに対して柔軟に対応できるかが利用率に反映されます。他市町の取組事例を挙げますと、米原市の乗合タクシーでは見直し状況をウェブ上に掲載しています。実際、見直し状況の例を挙げますと、停留所の新設、移設や運行地域の拡大など、年度ごとに分かりやすく、利用者の要望を丁寧に拾い、それを反映し、利用率も増加しているそうです。そこで、利用者の増加を図る取組について再質問いたします。

3つ目の、ICT技術との連携に関して再質問いたします。利用者のための多彩な決済方法、スマホ1つで完結できるような公共交通、つまり、アプリやカードに対応した非接触機の導入や、さらには、観光客に対しても大変インパクトのあるアピールとして、ブロックチェーンを活用したビットコイン、イーサリアムなど、暗号資産による決済を、まだこれは岐阜県で導入されているところはないと思うんですけれども、いち早く導入し、それらをしないことを機会損失と捉えて、そしてナンバーワンを目指して調査、導入することを、これは提案型ですが、提言いたしますが、いかがでしょうか。

- ○議長(武藤孝成君) 大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。
- ○理事兼まちづくり・企業支援課長(大熊健史君) 御質問にお答えいたします。

議員御質問の1点目、乗換手段の確保による周遊性の向上と、市役所へのアクセス向上でございますが、御指摘の中にもありますが、車両などについては山県市北部への観光周遊や帰省客などの利用が期待されるというふうに考えられます。

それから、スマートビークルやシェアサイクルについては、比較的近距離の観光周遊や、こちらのほうは市役所へのアクセス向上などに有効な、あるいは利用が期待されるところかというふうに考えられると思います。

それから、これら車両とかスマートビークル、シェアサイクルなんですけれども、実現には課題があるというふうに考えておりまして、例えば、置き場所について協議、調整をしていかないといけない、あるいは運用上の課題があるというふうには認識をしておるところでございます。

現状の御指摘のところですけれども、さらに現状の課題として、このバスターミナル を観光拠点というふうにして活用していきたいというふうに考えているものの、そこで の乗換えの移動手段を提供できていないところ。

それから、2点目に、バスターミナルからほかの公共施設へのアクセスを向上させるということが公共交通の利便性の向上と利用者増加につながると考えられること。それから、市役所へのアクセス向上ですけれども、現状ではバスターミナルからバス路線を使って、公共交通網を使って、約8分から10分ほど、100円と低廉ではあるんですが、廉価ではあるんですけれども、1日6本程度しかないと。これは、岐阜高富線が1時間に

4本から7本ほどあることを考えても、その差が非常に大きいというふうに課題として 認識しています。

2点目の、今後の再編など利用者増加の取組についてですけれども、米原市など、挙げていただいた他の市のよい事例を参考に、山県市で実施している公共交通会議の中で検討、実施している取組内容を広く一般の方々に公表、報告できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、3点目の、仮想通貨での公共交通の決済でございますが、これの効果などについては、非接触やスマート決済が可能な公共交通を幹線以外の支線、例えばハーバスや、市内巡回線や神崎山県BT線などに導入するメリットが考えられるかというふうに思います。

もう一つ、この御質問の中にありました、スマートフォン1つで完結できる移動手段というのはMaaSという概念で、日本各地で試行運用されていて、移動手段のうち乗換えなどの障壁を、ハードルを低くして、個人個人の移動の要求に応じたサービスの提供を実現する手段であるというふうに認識しております。

いずれにしても、移動手段の選択肢が限定的な地域での導入目的にはどのようなものが考えられるかなどについて、引き続き議論してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 田中辰典君。
- ○1番(田中辰典君) 以上で質問のほうを終了いたします。
- ○議長(武藤孝成君) 以上で田中辰典君の一般質問を終わります。 暫時休憩いたします。議場の時計で11時から再開いたします。

午前10時41分休憩

午前11時00分再開

- ○議長(武藤孝成君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。通告順位3番郷明夫君。
- ○7番(郷 明夫君) 議長から質問の許可を得ましたので、通告のとおり、以下、「農 地の適正な保全を」について質問をしてまいります。

農地は、土地利用において極めて基本となる基盤と言えます。地下水などの水源の確保、防災の基本となる貯留機能、食料を提供できる基盤、生物の育成空間機能、良質な環境を維持する機能などの多面的な機能を有しています。したがって、農地は土地利用で最優先されるべき役割を果たしています。

しかし、近年では、農地は新たな課題にさらされています。農業者の高齢化の進展、新たな意欲ある若者などの農業の担い手の減少に加え、国で決定される米価の低減化、 農産物などへの鳥獣害被害の拡大、宅地の増加による農地転用の増加、耕作放棄地の増加などが新たな課題となってきています。

私の住む市南東部の森、南、大北地区などのある、一級河川石田川沿いの農用地では、 学校、スーパー、病院などの生活基盤となる施設も多く立地しており、交通も利便であ ることから、民間宅地造成分譲業者による、農地転用による宅地分譲も近年急速に進展 している状況にあり、農用地が減少しています。当該地域は都市計画区域であり、用途 も準工業地域、住宅専用地域となっています。農業振興地域には指定はされていない状 況となっています。

しかし、当地域は武儀川を水源とする中濃用水が早い時期に整備されており、その豊かな農業用水が供給されてきており、優良農地も多く、古くから米作りが行われてきています。しかし、農業者の高齢化の進展、担い手の確保が困難なことから、最近では米作りを市内の農業機械化営農組合に委託する市民が著しく増加している状況となっています。

さきに述べたとおり、当該地域での農地転用による宅地分譲が市道沿いにミニ開発的に急速に進んだことから、分譲された宅地からの生活排水先における農業用排水路とのトラブルのおそれや、分譲された宅地の前後を流れる農業用排水路敷の維持管理方法など、トラブル発生のおそれが生じてきています。したがって、宅地分譲造成に当たっては、農地と分譲地の境となる擁壁などの構造形式、分譲宅地からの排水先の決定、生活排水の下水への接続の義務化、農業用排水路敷の維持管理しやすい構造形式、市道に接する分譲宅地との境の側溝形式などについて、統一した基準を定め、トラブルを未然になくすべきと私は考えます。

現在、当該地域では中濃用水土地改良区があり、農業用水の取水経費の徴収、転用賦課金の徴収、幹線用水本体の清掃、幹線用水路敷の草刈りなどの維持管理が行われてきていますが、資金的には、高富土地改良区はこれらの経費で手いっぱいな状況であり、当該地域全体の農地保全までなかなか手が回らないという状況にございます。

また、補助事業が採択されない農業振興地域外であることから、適正な農地保全のための当地域での市単独の農業維持管理的な農業経費を新設する考えについても、私は必要ではないかと考えています。中濃用水土地改良区への市単独の補助経費も必要と考えています。

そこで、このような地域における農地の保全の適正化を図る観点から、農林畜産課長

に、次の6点についてお尋ねをいたします。

1点目、当該地域では、農地から宅地に転用された面積の規模及びその推移はどのような状況になっているのでしょうか。

2点目、当地域の耕作放棄地の面積及びその推移はどのような状況でしょうか。

3点目、機械化営農組合が現在農家から委託を受けている農地面積の規模はどのような状況でしょうか。また、その割合、推移はどのような状況でしょうか。

4点目、今後も当該地域での農地の適正な保全を図るため、農地転用に際して、農地 と分譲宅地の境の擁壁構造形式、接する農業用排水路及びその敷地の構造形式などの基 準を定める方針について、市のほうでその基準を定めることについての有無についてお 聞きをいたします。

5点目に、補助事業の採択されない農業振興地域外である当該地域に、中濃用水高富 土地改良区などへの、市単独の農業の維持経費を投資する考えはあるのでしょうか。

6点目に、当地域のような農業振興地域外の農地保全の適正化を図るため、今後どのような具体的な施策を検討しておられるのでしょうか。

以上、6点について、農林畜産課長にお聞きをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 森農林畜産課長。
- ○農林畜産課長(森 正和君) 御質問にお答えします。

御質問の1点目、高富地域の転用された面積の規模及びその推移についてですが、高富地域で過去3年間に農地から宅地へ転用された件数及び面積は、平成30年度が9件、3,144平方メートル、令和元年度が7件、7,847平方メートル、令和2年度が11件、5,628平方メートルとなっています。このうち宅地分譲によるものは、平成30年度が4件、1,537平方メートル、令和元年度が7件、7,847平方メートル、令和2年度が5件、3,878平方メートルとなっています。

御質問の2点目、高富地域の耕作放棄地の面積及びその推移については、農業委員会が行っています農地の利用状況調査による遊休農地の面積は、平成30年度は3,223平方メートル、令和元年度は1,908平方メートル、令和2年度は1,758平方メートルとなっています。

御質問の3点目、機械化営農組合が現在農家から委託を受けている農地面積の規模及び割合については、担い手などへの聞き取り調査では、平成30年度が7へクタール、令和元年度が5へクタール、令和2年度が5へクタールです。高富地域の農地面積は約65~クタールですので、割合はそれぞれ平成30年度が約10.8%、令和元年度と令和2年度が約7.7%となります。

御質問の4点目、農地と分譲住宅の境に擁壁構造形式等の基準を定める方針の有無についてですが、農業委員会では、農地転用に際し、許可基準から見た意見を決定し、農地転用の許可権者である岐阜県に意見書を送付しています。今後においても、農業委員会では基準を設けず、個別に判断していく考えです。

御質問の5点目、中濃用水高富区等への市単独の維持管理費を投資する考えについては、平成16年度から平成20年度に県営かんがい排水事業で高富幹線の改修を行い、昨年度は県単かんがい排水事業で暗渠用水路改良工事を行いました。今後も用水路の目地補修など高富土地改良区からの要望に、予算の範囲内で対応していきたいと考えております。

御質問の6点目、農業振興地域外等での農地保全の適正化を図るための具体的な施策の検討についてですが、現在、農地保全の適正化に関し、農地利用の効率化と生産性の向上を進めることを目的に農地中間管理事業が行われています。従来は農業振興地域内の農地が対象でしたが、令和2年4月からは、当地域も含めた市街化区域以外の農地も農地中間管理事業の対象となったことから、農業委員、農地利用最適化推進委員と連携を図りながら事業を進めてまいりたいと考えます。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 郷 明夫君。
- ○7番(郷 明夫君) それでは、再質問をさせていただきます。

今回質問をさせていただきました石田川沿いの農地については、農地を転用し、宅地 分譲される土地利用が進展していることから、特に隣接した農地については、農業用排 水路敷における管理しやすい構造形式が必須であると私は考えます。場所によっては、 土羽のままで雑草が繁茂した農業用排水路敷が見られたり、また、宅地分譲に接した農 業用水路敷が、管理しやすい水平なコンクリート張りでなく、傾斜したコンクリート張 りとなっている場所もあり、農業用排水路の管理がしにくい箇所が見受けられます。

先ほどの回答では、農業委員会でも個別の構造基準は定めないということでございましたが、また、特に農地を、営農を委託された農地については、畦畔や、また農業用排水路敷の草刈りが十分でない箇所も見受けられます。

そこで、これらの課題についてはどのように取り組まれていくのか、再質問をさせて いただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 森農林畜産課長。
- ○農林畜産課長(森 正和君) 再質問にお答えします。

畦畔などの草刈りが十分でない箇所については、どのように取り組まれていくかにつ

いてですが、市内地域ごとに対応は違いますが、一般的には、畦畔の管理については土 地所有者の方、また農業用排水路の管理についてはそれぞれの管理組合で対応している と存じています。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 郷 明夫君。
- ○7番(郷 明夫君) 再々質問をさせていただきます。

今までは人工的な要因でしたが、いま一つ気がかりなのは自然的な要因で、農地の適 正な管理が必要だということを指摘してみたいと思います。

最近新たな課題として、当該地域で用水路沿いの農地に重点対策外来生物、スクミリンゴガイという、いわゆるジャンボタニシというものですが、これが急速に増えております。ジャンボタニシは、護岸などの壁面に、地上に水上に卵を産みつける、ピンクの卵を産みつけるものですが、特に最近増えてきたように思います。私も時々農業用水の水路を歩くときに、卵を水中に落とすと死滅するということを聞いておりましたので、時々棒を持って農業用水路沿いも歩いたこともございますが、このジャンボタニシ、急速に増えていることから、これらの自然的な要因についても、農地の適正な保全のために必要な対策が必要ではないかというふうに思っておりますので、これについてもお答えをお願いいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 森農林畜産課長。
- ○農林畜産課長(森 正和君) 再々質問にお答えします。

議員御指摘の重点対策外来生物等につきましては、それぞれの土地改良区と歩調を取りながら考えていきたいと考えています。また、今後におきましても、農地の適正な保全を念頭に努力してまいりたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○7番(郷 明夫君) 終わります。
- ○議長(武藤孝成君) 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。 通告順位4番 寺町祥江君。
- ○3番(寺町祥江君) 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

質問事項、SDGsについて、企画財政課長にお尋ねをいたします。

誰一人取り残さないという考えの下、世界の課題を網羅的に取り上げ策定された、持続可能な社会の実現を目指す開発目標、SDGs。2019年9月に行われた国連SDGサミットでは、2030年までを達成に向けた取組を拡大、加速するための行動の10年と定め

られました。しかし、その後の新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の命や生活が脅かされ、達成に向けた取組の遅れが深刻に懸念されています。

国のSDGs推進本部は、コロナに打ち勝つだけでなく、よりよい復興に向けて取り組むことや、ウィズコロナ、ポストコロナ時代への社会全体の行動変容の必要性から、誰一人取り残さないという考えの下、SDGsを重要な指針として望むことの大切さを訴えたいと、昨年12月にSDGsアクションプラン2021を策定しました。

今、私たちは、新型コロナウイルスの猛威により、一人一人の行動が世界を揺るがし、 社会基盤や経済循環に大きな影響を与えることを痛感しています。命を守るために、持 続可能な社会をつくるためにどう行動していくか。世界的な危機的状況の中で、SDG sの重要性に国内外の関心が高まっています。

山県市では、昨年3月に策定された第2次山県市総合計画後期基本計画及び第2期山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、SDGsを政策決定において向かうべき方向性として取り入れることとしており、基本理念には「豊かな自然と活力ある都市が調和した 安心で快適な住みよいまちづくり」を掲げ、都市宣言にもある「水と緑を大切に 活力ある山県市」を目指す将来の姿としています。

令和元年第4回定例会では、計画の策定について、SDGsなどの新たな視点を踏まえる方針を問いました。

新たな時代の流れを力にするうちの1つは地方創生、SDGsの実現などの持続可能なまちづくり。横断的な目標として、都道府県や市町村におけるSDGsの達成に向けた取組の割合を掲げる。SDGsの理念である、誰一人取り残されない社会の実現は、山県市がこれまで取り組んできている市の政策決定において、向かうべき方向性と同じで、計画にも関連づけていきたい。しかしながら、SDGsの認知度はまだまだ低いと思われ、啓発に努めて、市民や企業、民間団体などにも周知に取り組んでいくと御答弁をいただいております。

計画、戦略の期間は5年。策定から1年、コロナ禍における山県市のSDGsの取組の成果、評価、今後の取組について、企画財政課長にお尋ねをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 谷村企画財政課長。
- ○企画財政課長(谷村政彦君) 御質問にお答えします。

コロナ禍における SDGs への取組ということでございますが、議員御発言のとおり、令和 2 年 3 月に策定しました第 2 次山県市総合計画後期基本計画及び第 2 期山県市まち・ひと・しごと総合戦略では、SDGs の理念を、本市の政策決定において向かうべき方向性として取り入れ、その足がかりとして、17 の開発目標を該当する総合計画等で掲げ

る基本目標及び基本的方向に当てはめ、啓発していくこととしております。

啓発の初年度の令和2年度には、職員の理解を深めるため、職員向け研修会を7月に計画いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止を余儀なくされてしまいました。広報紙を活用した啓発状況については、令和元年9月号で議員の皆様の研修を機に取り上げた以降、積極的なPRはできておりません。ホームページについても、ごく僅かの記載にとどまっているのが現状でございます。

また、評価につきましては、それぞれのKPIにより達成状況等を評価することとしておりますが、令和2年度の決算を踏まえ、開催する予定のまち・ひと・しごと創生会議の開催前でございますので、令和2年度の評価に関しては、現在のところ未実施でございます。

今後の取組につきましては、まず、まち・ひと・しごと創生会議において、令和2年度の実施状況を検証し、以降の取組について検討してまいりたいと思います。また、職員に対しましては、それぞれの事務事業等について、総合計画の具体的施策とSDGsの目標との関連性を意識づけるよう努力してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 寺町祥江君。
- ○3番(寺町祥江君) 再質問をさせていただきます。

コロナ禍におけるSDGsの取組について、当初計画していた職員研修の中止や積極的なPRができていないこと、また、評価については、令和2年度の決算を踏まえた会議でとお答えをいただきました。まずはお答えいただくことを実施していただくことがスタートになるかと考えますが、新型コロナウイルスが猛威を振るい、世界全体が一斉に経験する危機的状況となった中で取組が計画どおりに進められなかったこと、今もなおコロナ対策に行政が大きな力を注がなければならない現状であり、その御尽力は感謝の念に堪えません。

SDGsアクションプランには、コロナに打ち勝つだけでなく、よりよい復興に向けて取り組むことが必要。SDGsが達成された、しなやかで強靱な経済と環境の好循環のあるウィズコロナ、ポストコロナ時代の実現に、社会全体の行動変容、関係者が一体となって取り組んでいくことが必要とされています。行動の10年、歩みを止めるわけにはいきません。

令和元年12月に一部改定されたSDGs実施指針には、地方自治体においては、体制づくりとして、部局を横断する推進組織の設置、執行体制の整備を推進すること、各計画への反映として、様々な計画にSDGsの要素を反映すること、地域レベルの官民、

マルチステークホルダー連携の枠組みの構築等を通じて、官民連携による地域課題の解 決を一層推進させることなどが期待されています。

再質問1点目です。

ただいまの御答弁では、職員に対しては、それぞれの事務事業について、総合計画の具体的施策とSDGsの目標との関連性を意識づけるよう努力していくとお答えをいただきました。実施指針にもあるように、自治体へのSDGsの導入を具体化するには、最初に取り組むこととして、SDGsに取り組む組織を発足させて、それを内外に見える化することであると言われています。

自治体内のSDGsの理解、政策の実行部署における意識を高めることを推進し、専門性を持って外部との連携に取り組むチームが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

再質問2点目です。

ただいまの御答弁では、SDGsに関する積極的なPRができていないことをお答えいただきました。SDGsの取組を促進するためには、地域経済に新たな付加価値を生み出す企業、専門性を持った団体、研究機関等、官民連携が必要不可欠です。

今年度の山県市の取組では、学校教育の現場で、企業と連携した年間を通した米作り体験などが実施されています。食を通じて命の循環を体感するこの取組は、ゴール2の飢餓をゼロにだけでなく、貧困、消費と生産、気候変動などのゴール1、12、13の課題を学び、生きる力を育む教育にもなると考えます。今後予定されている川の学校や自然体験型保育も、専門性を持った団体と連携したSDGsの取組をより一層進められる事業であることが期待されます。

ふだんから地域の課題解決に取り組んでいる中小企業や事業者、団体の力は、山県市のSDGsの取組を進める大きな原動力になります。その仕掛けやフィールドを提供できるのが行政の力です。認知が進んでいない市内に、啓発だけではなく、市内の実際の取組を紹介するガイドブックの作成、取組を促進する支援を提供するなど、市内の眠っているポテンシャルを引き出すアクションへと発展させていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

以上2点、企画財政課長にお尋ねをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 谷村企画財政課長。
- ○企画財政課長(谷村政彦君) 再質問にお答えします。

1点目の専門性を持って外部との連携に取り組むチームの設置についてでございますが、SDGsの実施指針には、議員の説明にありましたとおり、地方自治体が推進組織

を設置し、官民連携の枠組みの構築を通じて、地域課題の解決を推進させることを期待されております。

現在、我々行政と多様な外部との連携などについては、それぞれ所管する担当部局が 責任を持って連携の枠組みを構築しており、総合計画に掲げる施策の推進などに当たっ ているところでございます。

今後は、それぞれの連携のさらなる強化に努めるとともに、所管を超えた情報の共有 や周知に努めることで、SDGsの取組の推進にもつなげてまいりたいと思います。

2点目の市内の取組を紹介するガイドブックの作成や取組を促進する支援についてでございますが、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に積極的に取り組んでおられる事業所などとして認定されました山県市さくらカンパニーの紹介や、SDG s に向けた独自の取組を実施している事業所や個人などについても情報を収集し、広報紙で紹介していくなど、SDG s の認知度向上とともに、具体的な行動に移行してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 寺町祥江君。
- ○3番(寺町祥江君) 再々質問をさせていただきます。

ただいま企画財政課長より、各担当課の連携と共有の強化、具体的な行動に移してい くことをお答えいただきました。

再々質問は市長にお尋ねをいたします。

地方創生に向けたSDGsの推進を行う内閣府地方創生推進室は、地方創生分野における日本のSDGsモデルを構築するため、自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する都市について、全国からSDGs未来都市を選定しています。令和3年度選定された31都市の中に、岐阜県では岐阜市、高山市、美濃加茂市が選定されました。中でも特に先導的な取組を自治体SDGsモデル事業として選定し、岐阜市、美濃加茂市の事業が選定された10事業の中に含まれています。

SDGs自体は目標や指標を列挙したものであり、これを達成するための方法を示しているわけではありません。各自治体の関係者からは、SDGsは分かりにくいという声も上がるそうですが、SDGsのゴールやターゲットは広範囲なもので、自治体として全てのものに取り組む必要はないと言われています。SDGsの17のアイコンが、そのまま自治体の枠組みを示していると解釈するのではなく、2030年のあるべき姿に向かって、自治体が課題解決につながる政策を進める上で、政策を全体的に検討する際のツールとして有用となります。

これまでの取組をSDGsに関連づける後づけマッピング、これからの取組をSDGsの観点から順位づける先付マッピングを行うことで、山県市固有の条件を踏まえた政策課題に取り組むことができます。山県市は、総合計画の中で、都市宣言の「水と緑を大切に 活力ある山県市」を目指す将来の姿と定めています。既にSDGsの理念が十分に反映された将来像を持っています。

この将来像に向かい、市長の強いリーダーシップの下、今後進められる昨年度決算、 来年度予算にSDGsをしっかりと生かしていただきたいと考えますが、いかがでしょ うか。

以上、お尋ねして質問を終わります。

- ○議長(武藤孝成君) 林市長。
- ○市長(林 宏優君) 再々質問にお答えをします。

山県市の将来に向けて、しっかりとしたSDGsの取組を市民の皆さんに示していくという、特に来年度の予算に向けましてもしっかり進めるようにという御質問だったと思います。

議員の御質問にもございましたように、具体的には、先ほどお話の中にありましたSDGsの取組を、まず、後づけマッピングとしてこういったことがSDGsの取組だという、そういった表示ですとか、それから、また先付マッピングとして、観念的な順位づけを、観念的な位置づけをしっかりと示して、市民の皆様に示していくことが、行政ならず、市内の事業者の方にもそういった意識を持っていただく意識づけといいますか、認知度の向上といいますか、そうしたことを新しく積極的に取り入れていかなければならないと思っています。

私の大きな政策でございますが、4つございますけれども、特に1つ目の包括的な子育て支援と女性の活躍というものは、SDGsの5番目のジェンダー等の平等を実現しようという、そうした、また、2つ目のインターチェンジの開通を契機としたまちづくりですとか、健康寿命の延伸と高齢者の活躍ですとか、4番目の防災、減災の市民の安全の確保というのはちょっと離れているかと思いますが、それぞれの政策の中で、市民の皆様に具体的に見える化したような紹介の仕方を、そういった工夫をしていくことがこのSDGsの推進のために、これから行政の果たす役割の大きな1つかと思っております。

先ほどの、行政の中で見える化のためのチームをつくるという御提案もございましたが、そこまでできるのかどうか分かりませんけれども、今後職員はそういった意識を持ってしっかりと、皆さんが本当に幸せになっていただく、そういった幸せづくりのため

に取り組んでいかなければいけないと思っておりますので、今日の御質問にございましたことを、私どもは十分そうした配慮を行いながら、いろんな計画の中にも見える化を 図っていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。通告順位5番 石神 真君。
- ○12番(石神 真君) それでは、通告に従い、本日は1つ質問させていただきます。 ちょっと題名は不適切な言葉になるかと思いますが、御理解をしていただきたいと思い ます。

山県市の負の遺産となる土地、建物についてを質問させていただきます。

平成29年の6月に山県市公共施設等総合管理計画を策定されました。これが副市長が 就任されてから作成されたもので、これもまた私が一般質問をしてから立ち上げたもの だと自負をしております。

そこで、本日の質問事項の負の遺産についてですが、今まで誰かが質問をしたときに、 その場限りの苦しい答弁でかわされてきたことが多くあります。そうしたときに、保育 園、学校、また無償で貸している土地等の管理に、年間を通じて考えるとかなりの管理 費用も発生していることとは思いますが、これについて、副市長はどのように考えてお られるのか、また、計画だけで内容的には進んでいないと感じられますが、いかがでし ょうか、お尋ねをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 宇野副市長。
- ○副市長(宇野邦朗君) 石神議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、保育園、学校、そして無償で貸している土地等の管理についてでございますが、長期にわたり未使用となっている土地につきましては、草刈り等の経費が毎年必要になってきていることは事実でございます。これらの土地につきましては、財産を取得した経緯や市有財産を管理する各課が抱える問題などを整理した上、普通財産として売却するか、または貸し付けるかなど検討し、有効に活用できるよう研究してまいりました。

次に、山県市の公共施設等総合管理計画策定時のデータでございますが、山県市に239施設、面積にしますと14万6,890平方メートルの学校教育施設や市民文化施設、そして、公営住宅等々の建築系公共施設がございます。本市では、人口1人当たりの公共施設延べ面積は県平均よりも大きく、公共施設を多く保有している状況でございます。

このような状況を踏まえ、計画では、単なる廃止のほか、施設の集約、複合化などに

より公共施設を20%削減すること、また、適切な維持管理により、使用し続ける施設の耐用年数を10年延伸するという2つの目標を設定し、計画を推進してきたところでございます。

現在の推進状況としましては、10年計画の4年目である令和2年度末時点の状況で、 売却、譲渡などによる実績としましては、旧笹賀教職員住宅、高富公文書庫などを含め 6施設、延べ床面積で578平方メートルの削減。現在、計画中の施設としましては、伊自 良地区公共施設の統合、美山支所の再整備、そして、高富、富岡保育園の民営化など7 施設、延べ床面積にしまして8,823平方メートルの削減。現在、休廃止済みの施設として、 白山荘を含む12施設、延べ床面積にしまして6,564平方メートルの削減。削減目標は20% でしたが、10.9%の現在削減となっているところでございます。

ただし、休廃止した施設につきましても、現在取壊しができていない施設もございます。売却するか取り壊すか、どうするか、努力してまいりたいと思います。 以上です。

- ○議長(武藤孝成君) 石神 真君。
- ○12番(石神 真君) 今、副市長の答弁では、令和3年2月に山県市公共施設等総合管理計画の概要も示されておりましたが、今、副市長が答弁されましたけど、目的はいかにも耳障りのいい概要答弁と、床面積を減らしたというように聞こえるんですけれども、それに合わせて努力していくというような回答をいただきましたが、今回このような質問するのは全くやる気がないように、耳障りはいいようにというように感じてならないのでありますけれども。

美山支所も、初めとしてきちっとした総合計画を出され、昨年、伊自良支所も統合という話が地元からも、また同僚議員からも出されて、慌てて統合したように感じておるところであります。

そこで、1つ例を挙げておいてお尋ねをいたしますけれども、北武芸地区の御所野といいますか平といいますか、農地を利用している業者、あれなどは売却をしてはどうかと、賃貸ではなく。また、高富の消防署の練習場、現在使われていないので職員の駐車場として使っておるところがあります。特にここは土地の単価もよく、売却するならかなり市の一般財源に入るのではないかと、そのように考えておりますが。

また、建築物などは、法律の改正により産業廃棄物の取扱いが変わってきて、いろいろ壊すにも経費が高くなっていると。これは、今まで壊す壊すと言って壊さなかった負の財産になってきておるのではないかと、そのように考えておりますが、これについても副市長に再度お尋ねをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 宇野副市長。
- ○副市長(宇野邦朗君) 石神議員の再質問にお答えをいたします。

まず、北武芸の御所野でございますが、平成29年には一部を売却しましたが、残り、 現在大根が栽培されているところでございますが、賃貸契約を締結して、今使っていた だいております。今後につきまして、まずは現在の使用者の方と交渉をしていきたいと、 このように考えております。

また、山県署が今、練習場として使っておりますものにつきまして、これは岐阜市と 消防事務委託をした時点で、練習場として無償の賃貸契約を締結しているところでござ います。引き続き、練習場として利用されると聞いておるところでございます。

次に、建築物などの法律改正による解体費用の増額についてでございますが、令和3年4月から大気汚染防止法、そして、石綿障害予防規則の施行によりまして、全ての石綿含有建材への規制を拡大されました。石綿解体・改修工事の事前調査の規制等が強化されたところでございます。

現在、休廃止した施設で取壊しができていない施設につきましては、売却するか貸し付けるかなどを検討した上で、財源の許す限り解体等に着手できればと考えております。

- ○議長(武藤孝成君) 石神 真君。
- ○12番(石神 真君) 常に検討しているというような答えばっかりで、本当に耳障りのいい答弁かなと感じておりますが、今答えられる範囲の答弁のように伺いますが、これは再々質問になりますけれども、先ほど消防署の練習の土地は業務委託で、無償貸付けで永久的に貸しているのかと思われたら、これは単年度契約だというようにお聞きしております。単年度契約なら、現在練習に使うと副市長言われましたけど、使うなら駐車場で車を置いておく必要がないと。

それと、今の練習場、消防署の裏に、舗装はしてありませんが埋め立てたところ、あ そこも使っておるので、わざわざあそこも舗装して使う必要ないし、舗装したところば っかり現場があるわけでもないので、あそこを使っておるならあのまま使っていただき、 こっちを処分すれば本当に財源に、いつも財源がないないと言って、いろんな要望を受 け入れていただけないので、できることなら早く処分していただきたい。

また、これはちょっと別口になるかも分かりませんけど、消防費用も本当に増加しておりますので、そういうことも頭の中に入れてお願いをしておるのでありますから、お考えいただきたいと。

それと、もう一点は、財源の許す限りと、本当に検討する検討すると言っておりますが、なかなか基金というのは難しくなるようなことを伺っております。その上でお願い

をするんですが、もう計画的にきちっと進めていただく。今のところ、お金がなくても 壊すものは早く壊して、きちっと更地にして考えて、それから売るなり、貸すなりすれ ば、次のあれがあると思うんですけど、建ったままではやはり、それで頂いても今度壊 すとなると余分に、ゼロ回答で買ったとしてもお金がかかるので、それならゼロにして おいてから土地を買っていただいたほうがまだいいのではないかというように思うんで すけど。

これは再々質問になりますので、本当なら市長に聞きたいと思うんですけど、最後まで副市長、腹をくくって、きちっと答弁に答えていただきたいと。私もこれが最後で、副市長の答弁を聞いて私の一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 宇野副市長。
- ○副市長(宇野邦朗君) 石神議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、消防署の練習場として貸している土地についてでございますが、議員御指摘のとおり、単年度契約としております。該当地の使用方法としては、訓練が主でございまして、訓練のないときに市の職員が駐車場として使用しているというところでございます。

契約対象地から外す協議を現在行ってはいるんですが、代替施設の提供等を求められております。対象地から外すのが難しい状況であることは事実でございますが、今後も岐阜市と協議を重ね、見直しできるよう交渉、さらに強くしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

また、解体等についての財政的問題でございますが、やはり先ほどもお話ししたとおり、アスベスト、特にリシン吹きつけまで検査をしなさいと。そして、もし含有していれば撤去、そのリシンを撤去してから解体というようなことが去年の4月ですか、変わってきております。何分この規制の前に壊しておけばよかったという指摘はごもっともでございますが、今後もできるだけ使用はしない、廃止したというものにつきましては、撤去を十分考えながらやっていきたいと思います。何分財政的には厳しいですがそのような形で、先送りすると、今回正直なところ、予算が倍近くかかるというような形になった1つの教訓を十分かみしめて、今後もやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長(武藤孝成君) 以上で石神 真君の一般質問を終わります。 暫時休憩いたします。議場の時計で13時から再開いたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

- ○議長(武藤孝成君) 休憩前に引き続き会議を再開します。 通告順位6番 加藤義信君。
- ○6番(加藤義信君) それでは、議長より御指名をいただきましたので、通告に従い、 3間質問をさせていただきます。

まず、最初に、小中学校における本格的なタブレット端末の活用について。

改めて、GIGAスクール構想とは一言で言うと、児童・生徒向けの1人1台端末と 高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すこ とのなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現 させる構想というふうに記載をされています。

本市のやまがた教育ビジョン2020、5か年計画の柱に示された教育指針には、10年先から今を見た教育アプローチとして、ICTを使って自分の考えをプレゼンできる協働のための技能、表現力を身につけることを挙げられています。

そして、やまがた教育ビジョン2020に込めた願いの中の1つには、ICTの整備について、仮に近隣市町との教育格差があるとするならば、それを埋めるものがICT環境であると考えますと、重要性を述べられています。

続けて、1人1台タブレット端末は経産省が示す未来の教室であり、個別適化学習とともに、アクティブラーニング、能動的に学習に参加する学習法を実現しますと、力強く示されています。さらに、新型感染症を含む災害下での教育水準の維持にICT整備は不可欠であることを認めざるを得ませんとも断言をされています。

GIGAスクール構想に向けたICT環境整備の進捗状況について、文科省の速報値によると、今年3月末までに97.6%の自治体で環境整備が完了し、学校での利用が可能となりました。

本市においても、2,010台のタブレット端末費に1億2,315万円、通信環境整備費に1億772万円、総額2億3,087万円の予算となっています。本市においては、通信環境整備も整い、本年1月には、全ての児童・生徒、教員に行き渡っており、先行して既に利用されているようです。

いよいよ、本年から本格的な運用が始まることになります。タブレット端末やネット ワーク、教育クラウドなどの導入はゴールではなく、スタートです。本年は、タブレットを使用して学習の質をさらに高め、子供の学習能力を最大限に引き出すことが期待を されますと示されております。いかに実践で活用できるかが、児童・生徒にとっての学 びを引き出すための鍵でもあります。

先ほどのやまがた教育ビジョン2020の願いの中にある教育格差を埋めるICT環境が、 これらをかなえることに期待をしたいと思います。

そこで、タブレット端末活用の状況について、学校教育課長に伺います。

- 1点目に、教職員のタブレット端末活用授業の状況、また、今後の活動内容。
- 2点目に、教職員のそれぞれのレベルや課題に応じたスキルアップのため、どのよう な体制が整備をされているのか。
 - 3点目、各学校のタブレット端末の管理方法。
 - 4点目に、各学校でのタブレット端末のセキュリティー体制。
- 5点目に、各家庭でのタブレット端末の使用についての現状と今後、また、各家庭に おいての通信環境等の調査や問題点と対応について。

以上、5点、お尋ねをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 日置学校教育課長。
- ○学校教育課長(日置智夫君) 御質問にお答えします。

1点目の、タブレット端末活用状況と今後の活用内容についてでございますが、現在、小学校の低学年では、主にデジタル教科書の挿し絵や写真などを一人一人のタブレット端末に一斉配信し、それぞれが手元で視覚的な理解ができるよう学習に活用しております。

中・高学年では、各自でインターネットを活用した調べ学習や、自分の考えをまとめ 意見交流をするためのツールとして活用しております。

また、中学校では、教科書に掲載されているQRコードを読み取り、デジタル資料を 収集し、多角的に考えたり、タブレット端末上に自分の考えをまとめ、電子黒板に学級 全員の意見が映し出される機能を活用して意見活動を深めております。そして、個人の 理解度を評価もしております。

今後の活用内容についてですが、インターネット上にある動画や学習アプリから授業で使えるデジタル教材を選び出し、個々の理解度や定着度を高めたり、プレゼンテーションのスキルを高められるよう、タブレット端末を効果的に活用してまいります。

御質問2点目の、教職員のスキルアップのための体制の整備についてでございますが、 当初、国のGIGAスクール構想による1人1台タブレット端末の配備は4か年計画で、 学年ごとに順次導入の予定でした。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、 結果的に、令和2年度の1年間で全児童・生徒に導入いたしました。

これは、これまでにないスピード感に、計画的な研修はできず、教職員のスキルの差

はあって当然と考えております。

教育委員会といたしましては、一律ではなく、それぞれの教職員が自身の授業スタイルに応じて、できることからタブレット端末を活用するという、ある意味、ハードルを下げ、子供と一緒にスキルを身につけていけばよいという方針を掲げました。

同時に、各校の情報教育担当者を委員とした山県市情報教育推進委員会において、タブレット端末の具体的な活用方法などの研修を行い、それぞれの学校で伝達研修を進める計画です。既に第1回を6月4日に、岐阜女子大学から講師をお招きして、授業で使える簡単なタブレット端末の活用方法について、研修会を開催したところです。

タブレット端末の活用に関する研修会は、本年度、3回程度実施する予定にしております。

御質問の3点目、各学校のタブレット端末の管理方法についてでございますが、全ての学校に充電ができる保管庫を設置しております。使用していないときは、保管庫に入れ、教職員が施錠をしております。

御質問の4点目、各学校でタブレット端末のセキュリティー体制についてですが、現時点では、発達段階に応じた情報モラル教育が計画的に行えていない状況から、今回導入した全2,010台のタブレット端末は教育委員会でハードの設定をし、一元管理できるようセキュリティーがかけてあります。つまり、教育委員会が指定したアプリケーション以外、勝手にダウンロードしたり、有害サイトにアクセスしたりすることができない制限をかけております。

教育委員会といたしましては、導入したが使わない、使いにくいという現場の声には その都度耳を傾け、協議し、改善してまいります。

御質問の5点目、各家庭でのタブレット端末の使用について、現状と今後、それから、各家庭の通信環境等の問題点と対応についてでございますが、現在、タブレット端末は学校で活用することを基本としております。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大などにより、長期間の学校休業や学級閉鎖を行う必要が生じることは想定しなければなりません。

教育委員会といたしましては、昨年度の臨時休業の経験を踏まえ、児童・生徒の学習 保証や不安感を最小にすることは極めて重要な課題であり、1人1台タブレット端末の 有効活用により、課題解決に至る道筋を描くことはできました。

そのためには、各家庭のWi-Fi環境や持ち帰りによるタブレット端末の故障などの補償、保護者との時間をかけた話合いや教育委員会のきめ細かな準備が必要であると考えております。

万が一、今年度中にタブレット端末を持ち帰り活用する必要が出た場合は、保護者からの申出を受け、学校教育課でWi-Fiルーターを準備し、家庭に貸し出すことで対応したいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 加藤義信君。
- ○6番(加藤義信君) ありがとうございます。

このGIGAスクール構想は、初めての取組で、これまで直面したことがない課題等が今後さらに起こることというふうに思います。

子供たちの学ぶ環境と、教職員の皆さんの働き方にも効果が期待をされています。双 方とも、効果的に活用できるよう、負担になることがないよう、今後もよろしくお願い したいと思います。

そこで、再度、学校教育課長に伺います。

1点目に、答弁で学校での活用を基本にしている。また、万が一、今年度中にタブレット端末を持ち帰り活用する必要が出た場合には、Wi-Fi機器を貸し出すと言われましたが、Wi-Fi機器は準備されているのかどうか。

また、6月15日の岐阜新聞には、北方町の家庭でのタブレット端末の活用が掲載をされていました。

近隣市町の小中学校を含め、多くの小中学校ではタブレット端末を持ち帰り、家庭での活用方法はそれぞれ学校で異なると思いますが、考えられて、使用しているようですが、既に、家庭学習のために持ち帰って活用をされております。

本市では、何か問題があるのかどうか、家庭学習に持ち帰らない理由についてお聞きをします。

2点目に、ICTの活用は、障がいのある子供の可能性を広げる機器として大きな役割を果たすことができると期待されております。また、不登校の児童・生徒にも効果的ではないかと考えます。

現在、特別支援学級の児童は37名、生徒は19名と聞いています。不登校の児童・生徒もいます。

山県市教育振興基本計画には、特別支援学級の児童・生徒へのICT機器の整備、デジタル教材の活用を最優先に進めると示されていますが、どのように進められておられるのか、不登校への児童・生徒の活用も含めてお尋ねをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 日置学校教育課長。
- ○学校教育課長(日置智夫君) 再質問にお答えします。

1点目の、Wi-Fi機器の準備とタブレット端末の持ち帰りについてでございますが、Wi-Fi環境の準備につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大などで長期の学級閉鎖を余儀なくされた場合を想定し、延べ126人分、1か月の通信料を含むモバイルルーターを貸し出すことができる状態にあります。

次に、タブレット端末を家庭学習のために持ち帰らせない理由についてですが、先ほども申し上げましたとおり、児童・生徒がタブレット端末を持ち帰れば故障のリスクも高まり、多額な修理費等が発生することが考えられます。その際、故障の原因によっては、金銭の負担について保護者に相談しなければならないことも想定されます。

教育委員会といたしましては、今回導入しましたタブレット端末は、全ての児童・生徒が学習に必要な道具として利用させたいと考えています。しかし、子供が日常的に使う道具としては、かなり高額であります。ましてや、現時点において、家庭での利用となれば、家庭でのWi-Fi環境によっては、利用したくとも利用できない児童・生徒が出ること、それや、通信料の経済的負担をお願いすることになります。

そのため、手順を追って説明し、保護者の理解と協力が得られるよう、慌てず、丁寧 に対応することが重要であると判断をいたしました。

同時に、今できること、近い将来取り組みたいこと、将来的に目指すべき方向を明らかにしつつ、特に市教育委員会として支援すべき施策を取った上で、家庭での利活用を 実現していきます。

2点目の、特別支援学級の児童・生徒へのICT機器導入をどのように進めているかと、不登校児童・生徒へのICT機器の活用についてでございますが、ICT機器は、メガネやボイスレコーダーによる文字化のように、ハンディキャップを自然な形で軽減する機能や可能性を持っております。

教育委員会といたしましては、特別支援学級や困り感のある児童・生徒に優先的に I C T の整備をしなければいけないと考えております。

また、学校内のWi-Fi環境の整備も進み、オンライン教育による不登校などで困っている児童・生徒への支援の可能性も出てきたと考えております。

GIGAスクール構想により、ハード的には全児童・生徒を対象に整備ができましたので、教育委員会といたしましては、学校現場での活用を通して必要なアプリケーションソフトや周辺機器などの要望を聞き取り、困り感のある児童・生徒への支援については優先的に対応したいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長(武藤孝成君) 加藤義信君。

○6番(加藤義信君) 特別支援学級や不登校の児童・生徒にも、ぜひとも優先的な取組 を早くお願いしたいというふうに思います。

また、全ての児童・生徒に対して、家庭での利活用を実現していくということでしたので、まず、例えば、市のICTに関したモデル校等で、課題の抽出のためにも、実験的にWi-Fi 通信を含めたタブレット端末の家庭への持ち帰り学習を行ってはどうかと思いますが、その考えについてお尋ねをします。

次に、情報モラル教育についてお聞きします。

最初の答弁で、情報モラル教育が行えていないとのことでしたが、情報モラル教育は 学校のみならず、家庭を巻き込み、情報の共有化や児童・生徒への教育も進めていく必 要があると考えます。

タブレット端末をめぐっては、家庭で無料のゲームや音楽、漫画などといった無料サイトに熱中するケースが全国的な課題となっているようです。タブレット端末の基本的な運用に当たり、段階に応じて使用機会が広がることを踏まえ、情報モラル教育についてどのように今後取り組まれるのか、以上、2点について、最後にお尋ねをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 日置学校教育課長。
- ○学校教育課長(日置智夫君) 再々質問にお答えいたします。

1点目の、実験的にタブレット端末の持ち帰りを行ったらどうかについてでございますが、教育委員会といたしましては、臨時休業や学級閉鎖を想定し、各学校の実態に応じてタブレット端末を試験的に持ち帰ることを許可しております。

6月現在までに、12校中4校が試験的にタブレット端末を持ち帰りました。その試みでは、実際に児童・生徒と担任がオンラインで会話をしたり、国語や家庭科でカメラ機能を使った簡単な宿題を行ったりしました。

今後はさらにこの試みを行い、そこから得た成果や課題を明らかにし、タブレット端 末の家庭への持ち帰りの実現の足がかりとしたいと思っております。

2点目の、情報モラル教育についてでございますが、これまでの学校教育では、万全 の体制を整えた上で着実に進めていくというのが基本でした。

今回のインターネットにつながるタブレット端末の貸与については、知識のなさがゆ えに危険に遭遇したり、取り返しのつかない事案に巻き込まれたりすることは十分に想 定されます。

教育委員会といたしましては、再度、小1から中3までのタブレット端末活用の学習 用途と発達段階に応じた必要な情報モラル、さらには、健康被害などをきちんとした教 育を行う責務があると捉えております。 有権者の見解や先進事例を参考に、山県市情報教育推進委員会において対応を検討してまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

〇議長(武藤孝成君) 加藤義信君。

質問を変えてください。

○6番(加藤義信君) 続きまして、小学校の教科担任制の導入についてお伺いをします。 第二次山県市教育振興基本計画には教科担任制の推進が掲げられており、事業内容に も、小学校高学年の専科教員の配置とあります。

今回、小中学校の教育の在り方について、本年1月、中央教育審議会が答申で、2022 年度をめどに、教科担任制の本格導入を求め、新たに専科指導の対象とすべき教科に英語と理科、算数を例示しました。小学校は学級担任がほぼ全教科を教えてきましたが、中学のように各教科を専門の教員が教える教科担任制を小学5、6年生に本格的に導入するという内容です。

小学校高学年とはいえ、中学校と同じように先生が変わり、学ぶことは大きな変化で あるにもかかわらず、現状どのように導入されるかも分からないような現状でもありま す。

先進的に教科担任制に取り組む地域では、児童がいろいろな先生に相談ができるとか、 教員の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化に効果が出ている。ただ、小学校には英語、 理科、算数に精通する教員は少ない。小規模で教員が少ない学校での実現も容易ではない。地域内の他の小中学校との専門の教員を融通し合うような工夫も求められています。 そこで、教育長に伺います。

1点目に、教科担任制導入のメリットは何か。導入に向けての狙いは何か。

2点目に、本市の取組の状況、また、導入に向けての準備は進んでいるのかについて お伺いをします。

- ○議長(武藤孝成君) 服部教育長。
- ○教育長(服部和也君) 御質問にお答えいたします。

1点目の、教科担任制の導入のメリット及び導入に向けた狙いについてですが、小6、中3を対象にして行われている学力・学習状況調査、いわゆる学力テストの結果から、平成元年度の山県市の学力状況の傾向として言えることは、小学校、国語、算数ともに、上位30%に位置する11問以上の正答者の割合が全国平均より少なく、下位30%に位置する7問以下の正答者の割合がやや多い傾向にあります。

一方、中学校、国語、数学では、ともに上位30%の割合が多く、下位30%の割合が少

ない傾向となっています。簡潔に言えば、山県市の子は、小中9年間で学力を伸ばしている。特に、中学校でその傾向が顕著であると言えます。

教育委員会としましては、学力向上の要因を教科担任制による専門的、かつ、個に応じた指導と仮定し、小学校高学年の学力向上策の一手としての教科担任制の推進を教育ビジョンに位置づけています。

今後、中央教育審議会の答申を受けて、文部科学省として、小学校高学年の教科担任制の方針や具体的な方策が明らかになると思いますが、小規模校が多い山県市にあっては学校ごとの教員数が少なく、教科担任制を実現するためには県教育委員会からの加配教員の増員が不可欠であり、これ自体が最大のメリットであると捉えています。

2点目の、取組状況及び導入に向けての準備についてですが、小学校教科担任制の導入については、教育課程の編成権を有する校長が、これまでも、学級担任同士の交換授業や、学級担任ではない教員が専科教員として学級担任に代わって行う授業により、いわゆる教科担任制を学校裁量として主体的に取り組んでおります。

教育委員会としましては、県費の教科担任加配としての非常勤講師3名を、小規模小学校を中心に複数校を兼務する形で配置するとともに、市費の非常勤講師6名を、6校それぞれの小学校に配置し、特別教育サポーターとして複数教科の専科教員として教科担任制を推し進めております。

具体例で申し上げますと、全校25名のいわ桜小学校では、学校体制で可能な限り教科 担任制の授業を実施しています。6年生では、国語、算数、理科の全13時間を、中学校 教科免許を有する教員が、専門性を生かした授業を実施できる体制を作っております。

なお、中央教育審議会答申では、令和2年度から新たに取り入れられた英語の教科化 やプログラミング教育の導入などから、小学校教科担任制の対象教科の例示として、英 語、理科、算数を挙げています。

今後の文部科学省の動向や県教育委員会の対応を注視し、山県市としての準備が必要であると捉えていますが、一朝一夕に英語や理科や算数の教員免許を有する教員が現れるわけではなく、山県市の教員の中で、退職教員を中心にして、計画的な専科教員の確保と意図的な配置により、学力向上に寄与する小学校教科担任制の充実に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 加藤義信君。
- ○6番(加藤義信君) 今の教育は、子供たち、また、現場の教職員の皆様にとっても急激な変化が立て続けに起きているような気もします。

この新たな教科担任制の導入は、メリット、デメリットともにあると思いますが、小 規模校が多い、このような地域の実情や環境において、実現の上で教科担任制は本市に とってどのようなものなのかという、そういった観点でお聞きをしました。

教員不足や免許制度にも課題があるということ、また、本市の例にあった、教科担任 制の体制の充実に向け、少数校でも複式学級だからこそ取り込めることもあるというこ と、専科教員確保にも努力をされているということ。

また、教科担任制のメリットは、県教育委員会からの加配教員の増員が不可欠であり、 これ自体が最大のメリットということで、実務的には人的支援が必要だということであ りました。

そのほかにも、児童にとってのメリットの1つとして、小学校5、6年生から教科担任制に慣れておくことは、心身ともに発達課題の多い時期に、小学校卒業や中学校への入学などを経て新たな学習方法や指導が異なる環境に入る際に、スムーズな移行の順応にもつながり、不登校の要因の一因であると言われる中1ギャップの解消につながるものと期待もされているようです。

また、デメリットの1つには、今まで小学校の学級担任制が取られているのは、それなりの理由があり、やはり学級担任が児童1人、一個人の良いところも良くないところも全て把握し、よいところは伸ばしつつ、良くないところは指導するという形が子供を安心させられるという理由もあるようです。

また、小学校での教科担任制には複数の導入形態が想定をされているようで、学年内や学校内での授業交換を取り入れた学校もあるようです。

国や県の動向もあると思いますが、今後、小学校教科担任制の充実に努めていかれる ということですので、再度、教育長にお聞きします。

実施においては、より安心して学べる環境にあることなど、狙いについて、保護者の 理解を十分に得ることが必要であり、取組についての効果等を保護者へ周知していくこ とも重要かと考えますが、そうした取組についての考えをお尋ねします。

- ○議長(武藤孝成君) 服部教育長。
- ○教育長(服部和也君) 再質問にお答えいたします。

小学校教科担任制が充実しているのは、小中連携が日常的に行える義務教育学校や小中一貫校の実践に見ることができますが、山県市の教育で求めたい子供の学びは、体験的に深く考えることの面白さに気づくことです。

これまでの1つの正解にいかに早くたどり着くかの授業スタイルに加えて、子供自身 が試行錯誤しながらまずやってみて考えるを繰り返し、分かった、できたと、自分の成 長が感じ取れる授業にバージョンアップすることが必要であると考えます。

そのために、教育委員会としましては、小学校教科担任制という仕組みを導入することで授業改善のきっかけとし、好奇心や学習意欲を高め、自ら課題を解決していく姿を 具現化したいと考えます。

議員御指摘のとおり、教育は保護者の理解なくして成果は出ません。

確かに教科担任制によるデメリットもあり、不安が生じることはごく自然なことです。 コロナ禍で、授業参観や学級懇談会等の機会すら十分でない現状にありますが、新学習 指導要領で求められている自ら学ぶという学び方について、各学校で保護者と意見交流 ができる時間を確保するよう、校長会を通して依頼してまいります。

以上、答弁といたします。

- ○議長(武藤孝成君) 加藤義信君。
- ○6番(加藤義信君) ありがとうございます。

父兄との連携により、安心して学べる情報の共有を今後もよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、行政手続の押印廃止とデジタル化についてお尋ねをします。

昨年からの新型コロナウイルス感染拡大により、急激に身近なところで、生活やビジネスの場で、デジタル技術を用いたオンライン化のリモート化など、私たちの生活に大きな変革が起こっています。

こうしたコロナ禍において、可能な限り人との接触を減少させようと、会社等、企業においては、テレワーク、身近な関係でもズームなど、リモート化が推進をされているところですが、その一方で、その推進を行政手続等における書面主義、押印主義、対面主義が阻害しているという指摘がなされ、決別が求められています。

今年9月1日、行政のデジタル化を推し進めるデジタル庁の創設が予定をされており、 本格的なデジタルトランスフォーメーション、DXへの転換を進めていく方針です。

DXとは、デジタル技術によって、人々の生活をよりよいものに変えることを意味します。

昨年10月の会見以降、行政担当大臣の下、行政手続の押印廃止が強力に進められており、約1万5,000の行政手続のうち、99.25%の手続において押印を廃止できることを明らかにしました。

そのうち、各省庁が押印の存続を検討するとしたのは、僅か1%未満の111種類とのことであり、ほとんどは印鑑登録されたものや、銀行の届出印であり、デジタル庁が発足し、業務がデジタル化された際には、電子認証などが導入されるとの見通しが示されて

います。

こうしたことを踏まえ、多くの自治体において、全ての不要な押印の洗い出しを既に 終えている自治体は少なくありません。

スピード感を持った行政のサービスの提供は、市民の皆さんにとっても重要な視点となります。さらには、確定申告などの税務手続においても押印の原則廃止など、今年度の税制改正で検討されることで進められています。

このように、行政手続文書だけでなく、税に関わる書類でも押印廃止の流れが加速化 しています。

デジタル時代に向け、物理的な書面の作成や交付を求める書面主義、書面への押印を 求める押印原則、対面での対応を求める対面主義に関する官民の規制や制度、慣例の見 直しが行われており、本市においてもそうした取組に準じた素早い対応が求められてお ります。

これらを踏まえ、理事兼総務課長にお聞きをします。

- 1点目に、本市の書面主義、押印主義、対面主義の考え方について。
- 2点目に、本市の押印廃止に向けたこれまでの取組状況について。
- 3点目に、押印の廃止とともに、並行して、ウィズコロナ時代を契機に、行政の各種 手続についても、民間サービスと同様に、オンラインで完結できるようなサービスが求 められています。本市における各種手続のオンライン化は進められているのか、現状に ついて、3点、お伺いをいたします。
- ○議長(武藤孝成君) 奥田理事兼総務課長。
- ○理事兼総務課長(奥田英彦君) 御質問にお答えさせていただきます。

御質問の1点目、本市の書面主義、押印主義、対面主義の考え方についてでございますが、書面主義、押印主義、対面主義については、今後のデジタル化時代を見据えた効果的な行政サービスを積極的に取り組むことが必要不可欠であると考えております。

議員御指摘のとおり、国においては、押印の廃止を決定または予定の方向で検討されております。

今後は法令等において規定されている住民や事業者から提出される押印を求めている 行政手続等の申請や、人事手続等の内部手続及び条例や慣行により押印を求めている全 手続について、国の考え方や基準等をベースに、書面、対面規制の見直しマニュアルの 作成が必要になるのではないかと考えております。

以上のことを進めていく上で、各部署と法令担当部署が連携し、必要な条例や様式の 改正、または、迅速で効果的な改正のための条例の一括改正も視野に入れて、早急に取 り組んで行こうと考えております。

御質問の2点目の、本市の押印廃止に向けたこれまでの取組状況についてですが、各 課において押印の廃止については、市民の皆様が申請が多いもの、例えば住民票の交付 や戸籍関係、所得証明や固定資産評価証明などの税務関係の申請については、既に押印 不要となっております。

その他の様式につきましても、本市の例規集から見直しの対象となる規定及び様式の 洗い出しを始めたところでございますが、該当数が非常に多いということなどの理由に より、見直し基準の統一、正確な条例整備等の支援を目的に、今議会の補正予算に行政 手続等における書面規制等見直し支援業務を計上させていただいているところでござい ます。

御質問の3点目、ウィズコロナ時代を見据えて、本市における各種手続のオンライン 化は進められているのかの現状についてでございますが、自治体DX推進計画というの が総務省から示されておりますが、特に国民の利便性の向上に資する手続で、市町村が 対象となる27手続がございますが、子育て関係の15手続については、マイナンバーカー ドを用いたオンラインでの手続に対応しております。

マイナンバーカードを用いない手続では、図書館の貸出予約、地方税申告手続、工事 関係の入札手続などをオンラインにて実施しております。

現在、マイナポータルぴったりサービスへの対応や汎用電子申請システム、ロゴフォームの活用による各種手続のオンライン化の検討をしているところでございますが、今後、行政の各種手続の押印廃止に向けた検討と並行して、書面主義から脱却すべく、オンライン化を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 加藤義信君。
- ○6番(加藤義信君) ほかにも、6月1日から県で利用可能となったラインを利用した 行政相談では、自動で応答するAI人工知能、チャットボットが問合せに答えるサービ スも本市として利用することが可能となります。

また、6月1日には、電子行政手続を2025年までに完了すると、規制改革会議が答申をまとめました。2025年までを目標に、行政手続のオンライン化をほぼ完了、前倒しも検討する。キャッシュレス化も推進するという内容です。

そこで、押印の廃止については、既に多くの自治体において、昨年度末までに押印の 廃止に向けた取組が進められてきました。

既に条例の改正を行った自治体も多くあり、また、大きく変わり行く変化に対する統

一した職員の皆さんの意識の変革も必要になります。

そこで、押印見直しの調査は、行政手続をデジタル化するに当たっての課題の抽出や 方向性の検討資料とする必要もあると考えます。

押印廃止後の先にあるのは、行政手続のデジタル化を図ることです。これからは、市 民の皆さんや事業者の皆様の利便性の向上のためにも、スピード感を持った対応が重要 になります。

そこで、再度、理事兼総務課長に伺います。

本市における条例や規制等において、押印を求める手続の件数、また、本市として押印を廃止できる数、他市の状況から、およそどれぐらいあると想定をしてみえるのか。 その上で、全ての不要な押印の洗い出しを終え、条例の改正や規則の改正等の見直し時期はいつになるのか。

2点目に、押印廃止に向けた検討と並行してオンライン化を進めるとのことでしたが、 DXの推進によるデジタルデバイドというそうですが、パソコンやインターネットの技 術を利用する能力や年齢による情報格差の問題、分からない方への対応、申請方法等、 フォローする体制の解消も同時並行で考えていく必要があると考えますが、その対応に ついての考えを、以上2点、お伺いします。

- ○議長(武藤孝成君) 奥田理事兼総務課長。
- ○理事兼総務課長(奥田英彦君) 再質問にお答えさせていただきます。

1点目の、押印を求める手続の件数につきましては、現時点での正確な件数は把握できておりませんが、ホームページで公開している例規集の中で、市民の皆様が申請する手続の件数は900件程度の様式があるものと思われます。

廃止できるのは他市の状況などから、9割程度が廃止できるものではないかと予想は されます。

現在も規則等の改正がある場合には、その都度、押印の見直しを行っております。

いずれにいたしましても、今般の補正予算でお願いしております行政手続等における 書面規制等の見直し支援業務委託により、押印の廃止が漏れることなく実施できるもの と考えております。

見直しの時期につきましては、洗い出しや例規整備支援などがございますので、委託 契約はまだ当然しておりませんが、工期は来年3月とする予定でございますので、本年 度中には見直しができるものではないかと考えております。

2点目の、対応につきましては、デジタルトランスフォーメーションの推進には、限 られた予算の中、組織の壁を越えて、情報システムの標準化、共通化を推進することと なり、効果的な体制の整備と人材の確保が不可欠とされております。

取組については、極めて多くの業務が関係する取組であるため、情報、行政改革、法 令、財政、窓口などの担当など、全庁的、横断的な推進体制とする必要がございます。

総務省は、自治体が円滑に取組を実施できるよう、業務改革やデジタルデバイドの問題も含めた標準化の進め方について検討しておりまして、本年の夏をめどに、自治体DX計画推進手順書を作成予定と聞いております。

これらを参考として、DX計画を推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○6番(加藤義信君) 以上で終わります。
- ○議長(武藤孝成君) 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。 暫時休憩いたします。議場の時計で14時から再開をいたします。

午後1時43分休憩

午後2時00分再開

- ○議長(武藤孝成君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。服部教育長。
- ○教育長(服部和也君) 大変申し訳ございません。先ほど加藤義信先生の、教科担任制 の御質問に対して、答弁の中で1点訂正をさせていただきます。

学力・学習状況調査の結果を述べさせていただいたんですが、年度が、平成元年度と、 すみません、申し上げましたが、令和元年度の間違いですので、訂正させていただきま す。どうもすみませんでした。

- ○議長(武藤孝成君) 通告順位7番 奥田真也君。
- ○2番(奥田真也君) それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。奥田真也でございます。

私からは、3点、質問させていただきます。

本日最後の質問ということで、皆さんお疲れのことと思いますが、どうかよろしくお 願いをいたします。

それでは、まず、1点目、国道418号について、建設課長にお伺いをいたします。

国道418号については、同僚議員も長年にわたり質問をしておりますが、昨年の令和2年第3回定例会において、国道418号の新たな組織づくりの進捗状況について質問をさせていただきました。

その後、令和2年10月31日に、葛原・谷合地区国道418号建設促進委員会が設置されました。

今年度予算においても、この促進委員会に対し補助金が計上されており、また、5月 14日に役員会が開催され、さらなる進展が大いに期待されるところです。

この葛原・谷合地区国道418号建設促進委員会の趣旨には、安心・安全な道づくりを目標に、地域住民の代表委員として一致団結し、地元に密着した提言を関係機関に働きかけ、沿線地域の相互発展のため、より一層の建設促進を図るとあります。

市民が安心・安全に利用できる生活道路の確保が何より必要なのではないでしょうか。 グリーンプラザみやまに宿泊した市外の方にお話を伺うことがありました。車を走ら せていたところ、急に道が狭くなり、怖い思いをしたとのことです。

やはり、事故を防ぐ観点からも、早期の建設促進が必要ではないかと考えます。 そこで、建設課長にお伺いいたします。

ぜひ、県に対する要望活動を一日も早く行っていただきたいと思いますが、建設課長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 高瀬建設課長。
- ○建設課長(高瀬正人君) 御質問にお答えします。

国道418号におきましては、昭和57年の国道昇格から約40年間を経ており、また、岐阜県により、第2次緊急輸送道路に指定されている重要な路線であることは認識しております。

特に、美山北部地域での、谷合から葛原の本巣市境においては、山間部である地形的な面から、道路幅員の狭小な箇所も多い道路でありまして、岐阜県において、葛原地内の随所に待避所を設置していただきました。

しかしながら、地域住民の皆様は、令和2年3月26日に、中洞工区畑野地内が開通したこともございまして、快適に走行できるバイパス事業の着工を強く望んでいる方が多くお見えになります。

議員も御承知のとおり、昨年度におきましては、平成13年からございます国道418号道づくり住民会議の意思を継承いたしまして、新たに葛原・谷合地区国道418号建設促進委員会を発足し、先月の5月14日には第1回の役員会を開催、今までの経緯や今後の方向性について話し合ったところでございます。

さて、県に対しての要望活動についてでございますが、第1回の役員会で、総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止という観点から、書面表決で行うと決定されました。

このため、今年中には何とか岐阜県と調整しまして、建設促進委員会で取りまとめられた要望書を、山県市と合同で要望活動を行う考えでありますので、よろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 奥田真也君。
- ○2番(奥田真也君) 建設課長、ありがとうございました。

県において、来年度予算に組み込んでいただくためにも、一日も早い要望活動ができるよう、建設課長、御尽力のほど、よろしくお願いをいたします。

それでは、建設課長に再質問をさせていただきます。

葛原地内の随所には待避所を設置していただいているとはいえ、狭小箇所が多いことには変わりはなく、緊急車両の通行がスムーズに、また、事故を防ぐ観点からも早期着工が望ましいと感じています。

その中で、要望活動を計画していただいているとのことでありますので、一歩も二歩 も前進し、早期着工に結びつくことと考えております。

そこで、平成14年において、旧美山町の頃でありますが、国道418号バイパスの建設に向け、測量をした図面が残されています。その図面を有効に活用し、要望していくことについて、建設課長の考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 高瀬建設課長。
- ○建設課長(高瀬正人君) 再質問にお答えします。

議員も御承知のとおり、平成14年2月に旧美山町が単独で国道418号における笹賀山県 消防署美山分署から葛原塩後までの約7.9キロメートルについて、ルート作成をコンサル タントに依頼しまして、国道418号道づくり住民会議でルート案を検討しまして、このル ートで、3月に、岐阜建設事務所長に提言された経緯がございます。

しかしながら、このルートについては、計画しましてから約18年ほど経過しているため、いま一度、新たに設置しました葛原・谷合地区国道418号建設促進委員会で御意見等を伺った上で要望活動をすべきものと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いします。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 奥田真也君。
- ○2番(奥田真也君) 建設課長、ありがとうございました。

コロナ禍の中、田舎暮らしがクローズアップされています。テレワークを国が推奨していることが1つの要因と考えられます。

自然あふれる国道418号沿線でありますが、道路が整備され、便利になれば、都市部からの移住者も増えていくのではないかと思います。

建設課長、また、建設課の皆さんには、この委員会の活動がスムーズに進むよう、今後も御尽力いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

スマートフォン決済を活用した事業者支援について、理事兼まちづくり・企業支援課長にお伺いをいたします。

新型コロナウイルスの感染が拡大し、終息が見えない中、市内の飲食店や小売店、サービス業の皆さんは本当に大変な思いをされてお見えになります。

そんな中でありますが、大垣市が消費の拡大と地域経済の活性化を目的として、対象店舗にて、スマートフォン決済を活用し支払いをすると、最大で20%還元されるキャンペーンが6月1日から30日まで、また、先月5月6日から6月6日までは、岐阜市が同様なキャンペーンを、そして、昨年度には、美濃市も2回行っており、業種や規模を絞って開催することで、独り勝ちしないよう調整をした上で、市内外の方々が利用していたとのことです。また、美濃市は、第3弾を8月に展開するとの話も聞いております。

この事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したものであり、山県市においても、運用が可能なのではないでしょうか。

そこで、理事兼まちづくり・企業支援課長にお伺いをいたします。

市内の飲食店や小売店、サービス業の皆さんを支援し、また、新型コロナウイルス対策における非接触型決済を推進することが可能な、このスマートフォン決済を活用したキャッシュレスポイント還元事業の活用、運用について、理事兼まちづくり・企業支援課長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。
- ○理事兼まちづくり・企業支援課長(大熊健史君) 御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、スマートフォン決済を活用したポイント還元事業は、近隣の自 治体での導入実績が多く見られるところでございます。

しかしながら、事業者視点の観点から見ると、山県市内においてスマートフォンなどのキャッシュレス決済の導入に関心がある事業者が、これからどの程度おられるかなど、不明確な点もございます。

一方で、議員御提案のキャッシュレス決済によるポイント還元事業が、山県市内ではなくて、隣接の自治体で実施されている期間には、山県市内からの消費の流出が懸念されるところでもあります。

今回の御提案も参考にしながら、引き続き、山県市商工会などとも連携して、市内事業者の支援策を模索してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 奥田真也君。
- ○2番(奥田真也君) ありがとうございました。

理事兼まちづくり・企業支援課長、ワクチン接種が進んでいるとはいえ、非接触型で もあるこの決済方法は、コロナ禍において有効な手段の1つと言えます。運用について の検討を今後もよろしくお願いいたします。

それでは、再質問を、企画財政課長にお伺いさせていただきます。

美濃市において、第1弾は、令和2年11月1日から令和3年1月31日の3か月間、第2弾は、令和3年2月1日から2月28日の1か月間の2回、キャッシュレスポイント還元事業を展開しております。

第1弾は、市内飲食店と小売店を対象として、3か月間で約5,600万円の決済が、第2弾は、第1弾に、クリーニング店や理・美容店などのサービス業を加えて、1か月間で約2,800万円の決済があったとのことです。それぞれ業種を絞り、また、大型店舗やコンビニエンスストアを除く対応をしております。

利用可能店舗についても、第1弾当初は約120店舗であったとのことですが、第2弾が終わる頃には約200店舗まで利用可能になっていたとのことです。

そこで、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を活用し、非接触型決済と事業者 支援につながるこのキャッシュレスポイント還元事業を、山県市らしい条件を設定し、 運用してはどうかと思いますが、企画財政課長のお考えをお聞かせください。よろしく お願いをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 谷村企画財政課長。
- ○企画財政課長(谷村政彦君) 再質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したキャッシュレス決済ポイント還元事業の実施については、議員御発言のとおり、ポイント還元対象事業者を限定的にすることで、市内の事業者でのキャッシュレス決済化が進み、期間中の売上げの増加に一定程度の効果が見込まれることは推察されます。

しかしながら、現時点の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の見込額は、昨年度の未使用分の1億円のみであり、既に予定している事業を差し引きますと、約4,000万円程度でございます。

岐阜県のまん延防止等重点措置の指定は昨日をもって解除されましたが、第4波が完

全に終息したわけではございません。現在、ワクチン接種も進められているところでございますが、今後の状況が見通せない中、財政需要についても不確定でございますので、臨時交付金の使い道については、各課と協議しながら、御提案のポイント還元事業についても完全に排除することはなく、最大限有効に活用できるよう検討してまいりますので、御理解いただきたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 奥田真也君。
- ○2番(奥田真也君) ありがとうございました。

企画財政課長の御指摘のとおり、終息の見えないコロナ禍において、見通しが立たないのは十分理解できます。

しかし、お金の支払いにおいて、接触する機会を減らすことができるスマートフォンを活用した非接触型決済は、新型コロナウイルス感染予防対策にもつながるものであると感じていますので、有効活用の1つの手段として、検討を今後もよろしくお願いいたします。

また、現在、議会においても、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会が設置されております。私も委員の1人でありますので、今後、こちらでも議論していけたらと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

岐阜県の補助金に対するPRについて、理事兼まちづくり・企業支援課長と理事兼総 務課長にお伺いをいたします。

岐阜県の補助金においては、コロナ禍の中、支援につながるものや市民の皆さんの安心・安全につながるものなどが補助金の対象となっております。

有効的にこれらの補助金を活用いただけるよう、市民の皆さんに広く周知してはどうでしょうか。

岐阜県においては、小売業、飲食業の皆さんを対象とした補助金については、移動販売事業運営費補助金やアフターコロナ・チャレンジ事業者応援補助金などが、市民の皆さんの安心・安全と犯罪抑止につながる補助金としては、街頭防犯カメラ設置補助金があります。

移動販売事業運営費補助金は、食料品、日用品の買物に課題を抱える方々を支援し、 併せて、高齢者や単身世帯などの見守りの役割も担う移動販売事業に対し、車両の燃料 費や広告費など、一部補助するものです。

また、アフターコロナ・チャレンジ事業者応援補助金は、現在は募集が締め切られて

おりますが、現下の状況に適応したビジネスモデルに対応するため、事業転換や業態転換、新分野、新事業への展開に意欲的に取り組む小規模事業者を対象としており、店舗販売からキッチンカーなどのテイクアウト販売へのシフトや、非対面、遠隔におけるオンライン営業への設備整備などが補助対象となっております。

そして、街頭防犯カメラ設置補助金は、地域の防犯意識の高揚及び自主防犯活動の活性化を図ることを目的としたもので、防犯カメラの購入や設置、プレート設置費用などが補助対象となっております。

これらの補助金は、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式に適応したビジネスモデルへの転換を図る上で後押しとなるものであったり、犯罪の起きにくい環境づくりが図れるものであり、非常に有益なものではないかと考えます。

そこで、理事兼まちづくり・企業支援課長と理事兼総務課長にお伺いいたします。

国や岐阜県の補助金を広く市内の事業者の皆さん、また、市民の皆さんに周知をし、 募集期間内に活用いただけるよう、広報などを積極的に活用してはどうかと思いますが、 移動販売事業運営費補助金やアフターコロナ・チャレンジ事業者応援補助金など、事業 者支援につながる補助金については、理事兼まちづくり・企業支援課長に、街頭防犯カ メラ設置補助金については、理事兼総務課長へ、それぞれお考えをお聞かせください。 よろしくお願いをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。
- ○理事兼まちづくり・企業支援課長(大熊健史君) 御質問にお答えします。

議員に御指摘いただきました国や岐阜県の補助金など、事業者の支援となるものにつきましては、市の広報紙やウェブサイトでの案内、周知に努めているところでございます。

さらに、山県市商工会にも情報共有をすることで、経営相談に来られた方々を中心に、 案内、周知できるよう、連携を図っているところです。

一方で、これらのみでは複雑な補助金、融資制度や税制措置などが、実際に必要とする方々に届いていない場合や、制度の存在を知りながらも、この制度などが活用されていないという事例もあると聞き及んでいるところであります。

これらの情報の周知については、議員御指摘のとおり、必要とする方々が期限内に申請できるよう、情報ごとに区分けして、プッシュ方式で届けられるような仕組みが必要であるというふうに考えております。

このような仕組みにつきまして、現在検討を進めているところですので、今後とも、 御指摘、御意見を賜りたいと存じます。 以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 奥田理事兼総務課長。
- ○理事兼総務課長(奥田英彦君) 御質問にお答えします。

防犯カメラ等の設置につきましては、山県市では防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱により、自治会連合会、自治会を対象とした補助金でございまして、令和2年度より交付しております。

本年度からは岐阜県の補助が設立され、2分の1補助が交付されることとなりました ので、市の補助率を4分の1に変更し、交付する予定でございます。

PRにつきましては、4月に開催いたしました令和3年度第1回山県市自治会連合会長会議で、山県警察署の署長様から制度についての御説明をいただいております。

また、5月号の広報では、自治会長宛に送付した資料、自治会が利用できる補助金、 助成金等の一覧の中で、街頭防犯カメラ設置促進事業の概要を説明させていただいてお ります。

また、今後も、山県市自治会連合会長会議の場などを借りまして、山県警察署とも連携を取りながらPRしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 奥田真也君。
- ○2番(奥田真也君) 理事兼まちづくり・企業支援課長、理事兼総務課長、御答弁いた だき、誠にありがとうございました。

事業者支援の補助金については、情報ごとに区分けし、プッシュ方式で届ける仕組みを検討し、進めていただけるとのこと。活用できる補助金を皆さんが適切に活用できるよう、今後ともよろしくお願いをいたします。

街頭防犯カメラ設置補助金につきましては、2分の1は岐阜県警、4分の1が山県市、 そして、残りの4分の1が補助対象団体が払うということになり、今後、今年度も、また、来年度も予算化される可能性が高いという話を聞いております。

今年度から来年度中に申請をすれば、補助対象団体も予算を抑えることができ、非常に有益であると感じております。

また、アフターコロナ・チャレンジ事業応援補助金、それを活用したキッチンカーの運用、そして、移動販売事業運営費補助金を活用した移動販売車の運用、それぞれ市内の事業者の皆さんが活用した場合、今後、販路というものが問題になってくるのではないかと思っております。

ちなみに、岐阜県庁においては、毎週水曜日にキッチンカーが敷地内に2台から4台、

お昼の時間帯にオープンをしております。

また、岐阜市役所においては、メディアコスモスの敷地内において、同じくキッチンカーがお昼の時間帯にオープンをしております。

それぞれ売り切れになるほど大盛況という話を聞いております。

山県市庁舎においては食堂がないことから、キッチンカーや移動販売車が庁舎駐車場において販売することができれば、事業者支援にもつながりますし、また、市職員や庁舎利用者も温かい食事や地元の食材などを手に入れることができると考えます。

そこで、理事兼総務課長に再質問をさせていただき、私からの質問を終わらせていた だきます。

市内の事業者が補助金を活用し、キッチンカーや移動販売車を運用し始めた場合に、 庁舎駐車場を開放することが可能かどうか、理事兼総務課長のお考えをお聞かせくださ い。よろしくお願いをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 奥田理事兼総務課長。
- ○理事兼総務課長(奥田英彦君) 再質問にお答えさせていただきます。

市内の事業者がキッチンカーや移動販売車を運用し始めた場合に、庁舎内の駐車場を 開放して、可能かどうかという御質問でございますが、庁舎の利用につきましては、庁 舎の管理規則で定められておりまして、規則では、庁舎管理の基本原則、禁止行為に許 可を必要とする行為等が定められており、物品の販売に対する行為については、許可を 必要とする行為として第5条第1項第2号に定められております。

このため、施設利用に当たっては、使用施設許可の申請を出していただきまして、庁舎の適切な管理、災害の防止に支障がないかなどを審査させていただきまして、認められる限り許可したいと考えております。

特に、今、市内業者ということで、今のところ、私が知る限りでは数社、1社か2社 しか、キッチンカーの持ってみえる業者さんは見えませんので、もし今後出てくるよう であれば、先ほど言いました許可について適合すれば、許可はしたいと思っております ので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 以上で奥田真也君の一般質問を終わります。
- ○議長(武藤孝成君) これで、本日予定しておりました一般質問は全て終了いたしました。22日に予定しております一般質問は、午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会といたします。大変御苦労さまでございました。

午後2時27分散会

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

山県市議会定例会会議録

第4号 6月22日(火曜日)

○議事日程 第4号 令和3年6月22日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番 田中辰典君 2番 奥田真也君

3番 寺町祥江君 4番 加藤裕章君

5番 古川雅一君 6番 加藤義信君

7番 郷 明 夫 君 8番 操 知 子 君

9番 福井一德君 10番 山崎 通君

11番 吉田茂広君 12番 石神 真君

13番 武藤孝成君

○欠席議員(なし)

課 長

○説明のため出席した者の職氏名

市長林宏優君副市長宇野邦朗君

教育長 服部和也君 理事兼 奥田英彦君

企画財政 谷村政彦君 税務課長 大西義彦君

市民環境 山田正広君 福祉課長 市原修二君

健康介護 課 長 藤 田 弘 子 君 理 事 兼 子育で支援課長 久保田 裕 司 君

建設課長高瀬正人君 理事兼 大熊健史君

会計管理者 江尾浩行君 生涯学習 藤根 勝君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 土 井 義 弘 君 書 記 長谷部 尊 徳 君

書 記 山口真理君

午前10時00分開議

○議長(武藤孝成君) ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりま すので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長(武藤孝成君) 日程第1、一般質問。

ただいまから、21日に引き続き、通告に従いまして、一般質問を行います。 通告順位8番 加藤裕章君。

○4番(加藤裕章君) おはようございます。議長の許可をいただきましたので、1点、 質問をさせていただきます。

まず初めに、昨日は、オリンピックの観客数の上限が決定したということが報道されました。今朝の新聞各紙の一面にも掲載されておりまして、国民の関心の高さをうかがわれるところであります。

本市においては、少し先になりますが、市の一大イベントであります栗まつりをはじめとしたそれぞれの行事やイベントについての、関心のある方が見えるかと思いますので、本日はそのことについて質問をさせていただきます。

さて、昨年来、新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、感染拡大防止のため日常生活を制限される状況が続いております。山県市においても、昨年度は、多くの行事やイベントが中止や縮小を余儀なくされました。

今年度に入り、ワクチン接種は始まったものの、先行きは依然として不透明です。そのような中、今後の市主催の行事やイベントなどの考え方についてお尋ねをします。

行事やイベントは、それぞれ市の認知度向上、交流人口の拡大、コミュニティーづくりなど、様々な意義や役割を担っています。中でも本市を代表する最も大きなイベントであるふるさと栗まつりについては、毎年市内外から大変多くの方が来場し、にぎわいを創出する人気のイベントとなっております。

昨年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたが、地元の方からは、今年は開催を楽しみに期待しているという声がある一方で、この時期に多くの人を 集めて開催するのは不安だという声も聞くところです。

この機会に、いま一度、栗まつりのイベントの目的、役割などを再検証した上で、ウィズコロナの期間やアフターコロナを見据えた開催方法の検討が必要かと考えます。参加する方が不安や危険性を感じてしまうと、開催する意義はなくなってしまうのではな

いかとも思います。安全に最大限配慮して、目的の達成につながる実施方法を考える必要があるのではないでしょうか。

そこで、理事兼まちづくり・企業支援課長にお尋ねをします。

- 1点目に、改めて、栗まつりを開催する目的は何でしょうか。
- 2点目に、現段階で、ふるさと栗まつりを開催するのかしないのかのお考えはいかがでしょうか。
 - 3点目に、開催の判断基準はあるのでしょうか。
- 4点目に、開催するとしたら、感染症拡大防止のためにどのような対策をして実施するのか、お考えをお聞かせください。
- ○議長(武藤孝成君) 大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。
- ○理事兼まちづくり・企業支援課長(大熊健史君) 質問にお答えいたします。

昨年、開催を予定していました山県市ふるさと栗まつりにつきましては、新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策を実施し行えるか、主催者である山県市ふるさと栗まつり実行委員会で検討した結果、人の密集が避けられないなどとして、やむなく中止することとされました。

それだけに、2年ぶりに開催できるか、地域の期待も高いものと認識をしております。 今般の御質問に対しては、山県市ふるさと栗まつり実行委員会の事務局として回答させていただきます。

議員御質問の1点目、栗まつりの開催目的でございますが、主催者である山県市ふる さと栗まつり実行委員会の規約には、ふるさと栗まつりの開催を通じて、山県市が利平 栗発祥の地であり、有数の栗の産地であること及び山県市の魅力を市内外に広く情報発 信し、来訪客などの交流人口を拡大させ、地域の振興に寄与することを目的とすると定 められております。

2点目の、ふるさと栗まつりの開催につきましては、実行委員会において、岐阜県が 定めているコロナ社会を生き抜く行動指針など、感染症拡大防止のガイドラインを遵守 した上で、開催日の変更も含め、おのおののイベントを実施する方向で調整が行われて おります。

6月18日時点の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策においては、イベントなどの催事は、参加人数5,000人または収容定員のいずれか大きい方で、いずれにしても1万人を上限とするといった制限がなされております。このほか、規模の大きいイベントにつきましては、人との距離や3密の回避などの対策を行い、イベント独自の感染対策マニュアルを作成するなど、県の関係課と調整を行った上で、十分な措置を行うこととされ

ています。

3点目の、開催の判断基準についてでございますが、現在、実行委員会の会議で議論 されておりますが、感染症拡大防止ガイドラインの範囲内での実施を検討しております。

なお、このガイドラインは、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に あるとおり、ガイドラインが進化、改定された場合は、これに基づき適切に要件を見直 すこととされております。

4点目の、感染症拡大防止対策につきましては、同じく感染症拡大防止のガイドラインにのっとって実施をいたします。

想定される対策としましては、人数制限を設定して入場制限を行い、滞在時間を短時間とする管理運営や、来場者全員の連絡先の登録、確認、大声の禁止、密集の回避、出店数の制限、店舗の間隔を広く取るなど、実行委員会の会議においては、従来実施していたふるさと栗まつりを全面的に見直す必要もあると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 加藤裕章君。
- ○4番(加藤裕章君) ただいま答弁をいただきまして、感染症拡大防止の対策を実施して、実施する方向で調整している。従来実施していたふるさと栗まつりを全面的に見直す必要があるとの御回答であり、全面的な見直しをしてでも開催するという強い意気込みを感じました。

密を避けるためには、例えば四国山香りの森公園の1会場で行っていたものを分散型にして、各店舗が感染拡大防止を徹底した上で買物や食べ歩きなどをしていただくことや、オンラインを活用して相乗効果を上げることも考えられます。

実施主体が実行委員会ですので、実行委員会の中で検討されることになるかと思いますが、思い切った開催方法の見直しを図っていただきたいと思います。

そこで、実行委員会に、幅広い年代層の方、特に若い方に入っていただき、若い方の アイデアを取り入れて、主体的に関わっていただく場をつくっていただけたらと思いま す。

また、実施するとなると、やはり今の状況では不安な方も多くいらっしゃいます。実際に私も不安な声を聞くところでありますが、そのような状況では、栗まつりを楽しむことができません。

市内外の方に安心して楽しんでいただくために、栗まつりを開催する前には、様々な 感染症拡大防止対策を実施した上で開催するというメッセージを、様々な場で発信して いただきたいと思います。 また、今後の状況により、やむを得ず中止せざるを得ないことも考えられますが、その場合の代替案は検討されているのでしょうか。

例えば、郡上市では、郡上おどりと白鳥おどりが、昨年に続き今年も中止になったことが先日発表されましたが、代替策として、昨年同様、インターネットで踊りのライブ配信をし、ファン参加型のイベントも予定しているそうです。

最初に、確認させていただいた栗まつりの目的である、栗の産地であること及び山県 市の魅力を市内外に広く情報発信し、来訪客などの交流人口を拡大させる、そういった ことを達成するために知恵を絞り、あらゆる手段を検討していただきたいと思います。

以前に、オリンピックに関する新聞記事の中に、新型コロナウイルスは手強いが、感染防止を前提とするオリンピックの開催は、社会を取り戻す闘いと同義とありました。

栗まつりの開催も、オリンピックとは規模が比較にならないほど違いますが、まさに 社会を取り戻す闘いであると考えられます。ぜひ、感染症対策をしっかりしていただい て、全国のモデルとなるようなイベントの開催方法を山県市から発信していただきたい と思います。

そこで、理事兼まちづくり・企業支援課長に再質問をします。

市民に安心して参加いただけるよう、事前に感染症対策をしっかりと行った上で開催することを様々な場で情報発信していただきたいが、いかがお考えでしょうか。

2点目に、栗まつり当日に、万が一、発熱やけがなどされる方が発生した場合の医療 体制はどのようでしょうか。

3点目に、万が一、中止になった場合の代替策は検討されているのでしょうか。 以上、お尋ねします。

- ○議長(武藤孝成君) 大熊理事兼まちづくり・企業支援課長。
- ○理事兼まちづくり・企業支援課長(大熊健史君) 御質問にお答えします。

再度ですが、御質問に対しては、山県市ふるさと栗まつり実行委員会の事務局として 回答させていただきます。

議員御質問の1点目、安心感のあるイベントの情報発信ですが、安心して参加いただけるイベントであることを周知する一方、来場者などに守っていく行動など、一定の制限と負担がかかることを想定しております。そういった中で、できる範囲で、イベントの検討段階からの情報発信に努めてまいりたいと考えております。

主催者のみでなくて、出展者や裏方となるイベント関連会社、さらには、地域の方々を含め、来場いただく方々まで、関わる全ての方々でつくり上げる山県市ふるさと栗まつりとなるよう努力してまいります。

なお、時点のガイドラインに沿った実施内容とその対策内容については、実行委員会 で検討していくものです。

2点目の、万一の医療体制についてですが、けがや急な発熱など、体調の異変への対応と体制の整備が必要であると認識しております。一方で、ワクチン接種が進んでいるとはいえ、依然として医療体制に負担をかけられない状況にあるということも深く認識しております。

参考までに、一昨年の体制は、保健師1名が常駐。救急搬送体制としては、要請から 10分程度以内に現地に到着可能な連絡体制が取られておりました。

3点目の、中止の場合の代替策についてでございますが、現在、実行委員会の会議で 議論されておりますが、感染症拡大防止ガイドラインの範囲内で着実に実施できるイベ ント内容を検討中でございます。

そのため、予定するイベント内容のうち、そのガイドラインの変更に伴って、一部イベントが実施できないということは想定されます。当然のことながら、国や県などから、施設の利用制限やイベント自体の自粛要請がなされるなどの場合においては、主要な内容がほぼ実施できなくなるものと考えられます。

最後に、御質問いただいた中にあるとおり、従来型イベントを全面的に見直す必要があり、また、知恵を絞り、あらゆる手段を検討していく必要があることを認識して、地域の安全を第一に、安心なイベントが実施できるように、事務局としても努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 加藤裕章君。
- ○4番(加藤裕章君) 事前に感染症対策など、情報発信に努めていただくようなことも回答いただきまして、安心・安全に参加していただける栗まつりを開催されることを期待しております。

その他の行事やイベントについて、それについても栗まつりと同様に検討を行っていただきたいと思いますが、今後の市主催の行事やイベントなどの考え方について、副市長に再々質問をいたします。

昨年来、様々な行事やイベントが中止や縮小を余儀なくされましたが、新型コロナウイルス感染予防のために外出を控えることにより、運動不足やストレスから心身に悪影響を来たす健康二次被害や地域コミュニティーの希薄化などが心配されます。

この機会に、改めて、各行事やイベントの目的を確認、検証し、手段として、それぞれのイベント、行事が必要か、また、妥当か、他に方法はないかなど、検討をしていただ

きたいと思います。

行事の目的を達成する方法として、従前どおりのものでいいのかどうか、別の手段で 実施するほうが効果的なものがあるかもしれません。

中止ありきではなく、コロナ禍の中でできることはないか、アイデアを出し、工夫して取り組んでいただくことが必要ではないでしょうか。

そこで、副市長に、再々質問をお尋ねして、質問を終わらせていただきます。

1つ目に、今年度の栗まつり以外の主な行事やイベントについて、現段階で開催か中止かが決まっているものがありましたら教えてください。

2点目に、ウィズコロナの期間やアフターコロナを見据えて、各イベントや行事の目 的の確認、検証を行い、実施方法の検討を行っていただきたいが、いかがお考えか、お 尋ねをします。

- ○議長(武藤孝成君) 宇野副市長。
- ○副市長(宇野邦朗君) 加藤議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、中止になった事業でございますが、相当な練習が必要であります消防操法大会、 5月の予定でしたが、今年度は中止という決断をしております。

と同時に、山県市の敬老会、9月の予定でございましたが、やはり高齢者の多くが参加されるということで、中止をさせていただいております。

そして、延期をしました事業としましては、山県市の成人式、1月の予定を11月まで 延期をしております。

同時に、11月に実施予定の福祉イベント、こちらのほうは、今担当者がほとんどワク チンの接種に携わっているというようなことで、準備及び当日の人員的な問題もありま して、今、こちらについてはまだ不明というような状況でございます。

そして、2つ目の問題ですが、まず、前年度につきましては、新型コロナウイルスの特性、そして、症状、そして、伝染性等の不明な部分が多くありまして、安全を確保するため中止事業が多かったのは事実でございます。

今年度につきましては、原則、コロナ対策を実施した上で、規模を縮小する等のことが仮にあったとしても、目的を達成するために、その事業を実施するよう指示しているところでございます。

以上です。

○議長(武藤孝成君) 以上で加藤裕章君の一般質問を終わります。通告順位9番 操 知子君。

○8番(操 知子君) 立憲市民派、操 知子です。議長の許可をいただきましたので、

通告に従って、内水面漁業をめぐる状況、河川事業について、一般質問を行います。

平成26年6月27日、内水面漁業の振興を図るため、内水面漁業の振興に関する法律が成立し、国において、内水面漁業の振興に関する基本方針が策定され、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって、内水面における漁業生産力を発展させ、併せて国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与されてきました。

内水面漁業振興法第9条により、都道府県では内水面水産資源の回復に関する施策及 び内水面における漁場環境の再生に関する施策を、総合的かつ計画的に実施する必要が あると認めるときは都道府県計画を定めるよう努めることとされており、現在18県にお いて内水面漁業振興計画が策定され、ほかの地域でも策定作業が進行している状況です。

岐阜県では、現状、策定へ向けた計画は進んでおらず、本年度からのぎふ農業・農村 基本計画、令和3年から7年度の中で、第6章、将来像達成に向けた取組、基本方針ご との重点施策と主な取組、アユを守り育てる体制の構築、また、第7章、主要品目別施 策、淡水魚として掲げられている状況です。

しかし、内水面漁協の正組合員数は、昭和58年の56万7,000人をピークに、平成30年には約27万人まで減少、岐阜県においては、昭和61年の6万3,583人をピークに減少し、令和元年には、正組合員数3万1,014人、準組合員数2,036人の計3万3,050人まで減少、山県市は2つある漁協、どちらも減少し、そのうち、山県市内に事務所を置く美山地内の漁協では、かつての1,000人超をピークに、平成5年には980人へ減少、令和2年度には429人へと減少している状況です。

河川漁業の担い手である組合員数の減少が進行することで、友釣り、投げ網などの伝統漁法や人工ふ化放流などの伝統的な再生産技術の継承などが困難となるおそれもあります。

このため、若い世代の川や魚への関心を高めることも含め、これからの漁業を支える 意欲ある担い手の育成、確保の取組は急務であります。

また、漁業法第6条5項によって、第5種共同漁業権が免許されている河川漁業協同組合には、同じく漁業法第171条第3項により、漁業権対象魚種について、稚魚放流などの増殖義務が課せられており、増殖事業の主体である種苗放流として、アユ、アマゴ、ヤマメ、フナ、ウナギなどの放流や、その他、アユ卵、アマゴ卵、ヤマメ卵、ワカサギ卵などの放流、ウグイ、オイカワ、アジメドジョウなどの産卵場造成が行われております。

また、平成26年からは、産卵期に十分に成熟した親魚を河川に放流し、自発的に産卵 させる親魚放流も行われております。

増殖事業の主体になっている種苗放流に係る経費は、岐阜県では、平成8年にピーク

を迎え、県内各組合の放流費の合計は7億7,055万円、その後は減少し、令和元年における放流費は4億9,773万円となり、魚種別ではアユが最も多く、全体の77.6%を占める117トン、3億8,627万円、次いで、アマゴ、ヤマメの稚魚7トン、成魚17.1トン、計6,015万円となり、2018年漁業センサスにおける漁業協同組合の放流した魚種別放流数量では、岐阜県は、アユ、アマゴが全国1位となっております。

山県市では、2つある漁協のうち、伊自良川、鳥羽川を漁業区域とする漁協では、アコ、ウナギ、コイ、フナ、ナマズ、モクズガニにおいて、平成元年と比較して、平成30年には減少、一方、武儀川上流と神崎川及び柿野川を漁業区域とする漁協では、繁殖保護費として、アコ、アマゴ、卵、ウナギなどを含む全ての漁業経費として、平成14年の744万1,000円から、令和2年度には997万6,250円と増加している状況です。放流単価が上がってきていることも要因だと伺っております。

武儀川上流と神崎川及び柿野川を漁業区域とする漁協の稚アユ放流の状況を本年度視察しましたが、深夜3時頃出発して琵琶湖へ向かい、県産よりも割高な琵琶湖産稚アユを購入して、朝7時頃には帰着して放流が始まります。

釣れないと、釣り人は来てくれない。経営が厳しくても、放流しないと遊漁者が減少する。その状況下で、リピーターを増やしていく。これは漁協の皆様が力を合わせた経営努力であると感じております。

さて、生産量ですが、岐阜県の河川漁業における生産量は、昭和50年代または昭和60年代以降から減少し、令和元年には492トン、生産額は25億1,276万円となり、そのうち、農林水産省大臣官房統計部の漁業生産統計年報による販売を目的として漁獲された漁獲量は全国4位を誇るものの、アユは、平成21年の404トンから、令和元年には213トンへ、その他、マス類は、令和元年数値で2位の20トン、漁獲量の合計では11位の250トンとなり、木曽、長良、揖斐の木曽三川をはじめとして多くの清澄な河川に恵まれており、アユやアマゴを中心とする内水面漁業において、全国有数の県であることが分かります。

山県市においては、武儀川などを漁協区域とする漁協へお尋ねしたところ、河川動態調査の結果を県へ提出しているものの、数値はなく、出荷場がないため、おおよそ自家消費となっているという現状でありました。

また、県内の漁協が発行している遊漁証は、アユとアユ以外の雑魚の2種類に分かれており、それぞれに年券と日券があり、アユの年券は、平成4年の5万1,106枚をピークに、令和元年には1万6,860枚へ減少し、日券は、平成26年以降増加が続き、令和元年には3万8,974枚と増加、稚魚の年券は、平成8年以降減少傾向にあり、令和元年には1万998枚まで減少、日券は、平成7年から平成11年まで10万枚以上の販売があり、その後は

減少、令和元年には前年より増加して7万3,325枚の販売がありました。

山県市では、主に武儀川などを漁業区域とする漁協で発行が行われており、その漁協による発行は、アユの年券は、平成24年の241枚から、令和2年には184枚と減少、日券は、288枚から237枚へと減少、アマゴの年券は、477枚から355枚と減少、日券は738枚から1,059枚へと増加しております。

アマゴの日券が増加した理由は、令和2年から遊漁料金を値上げしたことにより、年 券が減少し、日券が増加したものと考えられております。

さて、平成27年、岐阜県の長良川上流、中流域の営みが国際連合食糧農業機関により、 清流長良川の鮎として、世界農業遺産に認定され、里川のシステムとして評価されたこ とは御周知のところであります。

しかし、河川漁業では、漁業者の減少に加えて、水域環境の変化、冷水病の発生、カワウによる食害など、効果的な放流方法への転換などにより、淡水魚の漁獲量と遊漁者の増加を図ることが必要な状況であります。

そこで、まずは山県市における水産振興として、内水面漁業のうち、河川漁業に関する方策を農林畜産課長へお尋ねします。

- ○議長(武藤孝成君) 森農林畜産課長。
- ○農林畜産課長(森 正和君) 御質問にお答えします。

河川漁業に関する方策としては、水産振興としての河川漁業のほか、河川の環境保全 活動を行っている美山漁業協同組合に対し放流事業の補助金を交付するなどして、活動 の支援をしております。

また、アユ、アマゴ釣りのシーズンには、美山漁業組合が独自に広報するだけではなく、山県市の広報紙や市外の広報雑誌に解禁日を掲載するなど、観光としても広くPRしているところです。

さらに、美山漁業協同組合員の皆さんの任意団体である清流美山応援団が岐阜県漁業協同組合連合会を通じて参加している水産多面的機能発揮対策事業についても、山県市も負担金を拠出しております。

水産多面的機能発揮対策事業は、国の補助事業でもあり、期間を通じて、河川清掃、 モニタリング、河川教育等を通じ、環境、生態等の維持、回復など、漁業者等が行う水 産業の多面的機能発揮に資する活動を支援するものであります。

新型コロナウイルス感染症の影響で活動が縮小しておりますが、小学校での授業にて、 卵のふ化から放流まで行い、学習を通じて生き物の大切さを伝えています。

山県市は、武儀川、神崎川などが流れ、清流美山と言われるように、河川は重要な自

然の資源であります。

今後も水産業関連組織と連携し、河川環境を守りながら、水産振興を進めていけるよう努めていきます。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 操 知子君。
- ○8番(操 知子君) 再質問を行います。

内水面漁業、河川漁業は、農林業、観光業と密接に関連しながら地域産業を形成している中山間地域も多く、山県市においては、平成30人3月策定、令和9年度を目標年度とした第2次山県市環境基本計画において、第4章、基本目標別計画、第1節、自然を守り育て、未来へとつなぐまちとして、河川の保全、活用における施策が掲げられており、観光資源としての利活用、自然環境に配慮した河川の整備、河川環境の保護活動の実施の3点が取組として掲げられ、先ほどの課長の御答弁にもございましたように、現在は関連する予算として、長良川下流域魚族保護対策協議会負担金5万7,000円、水産多面的機能発揮対策事業負担金3万円、魚類放流事業補助金40万円が水産振興費として予算化されております。

水産多面的機能発揮対策事業負担金は、国7割、残り3割を県と市で2分の1とするものでありますが、年間を通して一括支給され、河川掃除、学校学習、川のモニタリング調査などが実施されており、魚類放流事業補助金では、本年度の放流実績として、アマゴ放流8回、1,900キロ、アユ放流7回、1,735キロ、うち琵琶湖産1,650キロ、県センター産85キロが実施されております。

山県市における内水面漁業、河川漁業は、組合員数、遊漁証の発行枚数でも分かるように、特に美山地域において地域とのつながりが深くなっており、おおよそ自家消費となっている現状ではありますが、農林業同様、内水面漁業、河川漁業の推進が美山地域の推進の1つにつながるという特性があります。

美山地域における河川漁業では、放流だけに頼らない天然、野生の渓流魚を増やす漁場管理として、漁業法第65条第1項及び第2項及び水産資源保護法第4条第1項に基づく、岐阜県漁業調整規則、規則第26条で定めるアマゴの漁期制限、9月30日までの採捕期間を9月15日までと短縮し、禁漁を早めて大きいアマゴを残し、自然産卵させるための取組が行われており、ほかにも環境保全、管理として、河川不要木の伐採が行われております。

河川不要木の伐採は、日陰では餌がなく、アユが居着かないことが理由として掲げられており、伐採することにより、川へ日差しが入り、良好な藻がつき、川虫が繁殖し、

餌が増え、アユやアマゴにとってよい環境づくりを目指した取組であります。

また、令和2年度からはアマゴ放流に合わせて、年4回、神崎川支流の円原川において、小学生までの子供を対象として子供ゾーンが設置され、1回の開催で40キロのアマゴが子供ゾーン内へ放流されております。

放流量の目安として、葛原全体の放流が1回80キロとなりますので、子供ゾーンにおける放流量の多さが分かるかと思います。

子供ゾーン事業は、自然豊かな美山地域の河川で、美山の魅力を感じながらアマゴ釣りを体験し、美山地域の河川漁業に触れ合うことができる貴重な機会であります。

そこで、2点、再質問を行います。

1点目、内水面漁業、河川漁業において、美山地域における子供ゾーン事業を例に挙げましたが、内水面漁業をめぐる現状を踏まえて、今の子供たちが大人になったときもアユ釣りが楽しめる川であるために、このような事業に対して、山県市として事業化を検討すべきであると考えますが、いかがお考えでしょうか。また、ほか、類似の事業案が検討中でございましたら、お答えください。

2点目、アユやアマゴにとってよい環境づくりを行うために、河川不要木の伐採を進めていくべきかと考えますが、山県市としてはどのようなお考えかお答えください。

以上、2点について、農林畜産課長へお尋ねします。

- ○議長(武藤孝成君) 森農林畜産課長。
- ○農林畜産課長(森 正和君) 再質問にお答えします。

御質問の1点目、さらなる事業への予算化についてですが、美山漁業協同組合に対しては、魚類放流をはじめとした全ての事業に対して補助金を交付しており、その活動においても、補助事業活動の一環として認識しておりますので、現在の補助金をうまく活用していただき、事業を実施していただきたいと考えています。

御質問の2点目、河川の不要木の伐採についてですが、河川の管理者において適切に 対応されると存じております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 操 知子君。
- ○8番(操 知子君) アユの味は、川の味、こちらは美山地域に住む漁業者の言葉でありますが、山県市の持つ自然豊かな魅力と、そこに住む人々や行き交う人々との多面的機能と特性、また、友釣りや投げ網などの伝統漁法や、伝統的な再生産技術の継承、水域環境など、今の子供たちが大人になってもアユ釣りを楽しめる環境づくりの推進を期待して、私からの一般質問を終わります。

○議長(武藤孝成君) 以上で操 知子君の一般質問を終わります。 暫時休憩いたします。議場の時計で10時55分から再開いたします。

午前10時40分休憩

午前10時55分再開

- ○議長(武藤孝成君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 通告順位10番 福井一徳君。
- ○9番(福井一徳君) おはようございます。

今、五輪問題、コロナ感染の中で不安だという国民が8割もあるという中で、五輪より命を守れという主張をしている日本共産党の福井一徳です。

議長から御指名いただきましたので、一般質問、2問行いたいと思います。

まず1点目です。山県市の太陽光発電の現状と課題、条例の制定について、農林畜産 課長にお尋ねをいたします。

政府は温暖化防止のため、2050年にCO₂の排出量を実質ゼロにする脱炭素社会を目指すとして、これを受けて農林水産省は、営農型の太陽光発電の要件緩和を打ち出しました。太陽光発電パネルを設置して、その下にブルーベリーの養液栽培を自動かん水システムで行う宮崎県のソーラーシェアリングは成功モデルとされています。今回の農水省の方針は、荒廃農地の再生利用に限った地域の平均反収の8割要件などを撤廃し、「営農型」と称した太陽光発電パネル事業はじめ太陽光発電の推進に拍車がかかるものというふうに言われています。

この間、太陽光発電システム、パワーコンディショナーシステム、PCSの稼働音による騒音、PCSからの電磁波、放射等伝導による電波障害、太陽光電池モジュールからの反射光による光の害などに対するトラブルなどが全国各地で問題になっています。また、将来的には、事業終了後の太陽光電池モジュールなど産業廃棄物の処理問題も発生をします。

そのような中で、資源エネルギー庁は、2017年3月に事業計画策定ガイドラインを作成し、2020年4月には第3次改訂版が出されました。平成30年2月には、中部経済産業局資源エネルギー対策課から、FIT法の法令違反だけでなく、地域におけるトラブル等、法令違反以外の案件についても、市町村に幅広い情報提供を求めています。

資源エネルギー庁のガイドラインの第2章第2節には、長期的に地域との共生を図り、 事業を円滑に進めるためには、地域住民に与える影響を考慮して、地域住民の良好な生 活環境を害することのないように、住民説明会や市町村の条例なども参考にして対応す ることを求めています。

最近、山県市では、伊自良地域で太陽光発電のソーラーパネルの設置が急速に拡大しています。

そこで、認定は経産省ですが、情報としては集約されていると思いますので、1点目、 山県市の太陽光発電の設置状況について、伊自良地区、美山地区、高富地区それぞれに、 何か所、何平米分設置されているかお尋ねをいたします。

2点目、この間の太陽光発電設備に関する市民からのトラブルは何件ほどあるのか。 3点目、山県市独自の条例の制定は計画されているか。

以上の3点について、農地以外の所管もありますが、代表して農林畜産課長にお尋ねをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 森農林畜産課長。
- ○農林畜産課長(森 正和君) 御質問にお答えします。

御質問の1点目、山県市の太陽光発電の設置状況について、地域ごとそれぞれ何か所、何平方メートル分設置されているかについてですが、農地において、太陽光発電を設置する場合は、農地法第4条または第5条の農地転用許可が必要となります。この農地転用の許可上で把握している部分で、箇所数ではなく筆数と面積でお答えさせていただきます。

令和3年5月末現在で、伊自良地域は264筆、15万9,437平方メートル、美山地域は105筆で5万1,483平方メートル、高富地域は106筆で5万6,947平方メートルとなっています。 なお、農地以外は把握しておりません。

御質問の2点目、太陽光発電設備に関する市民からのトラブルは何件ほどあるかについてですが、関係各課に確認したところ、過去に数件はありましたが、件数としては明確に把握しておりません。

御質問の3点目、山県市の独自の条例の制定は計画されているかについてですが、条例の制定に当たっては、国や県の動向を見ながら考えていきます。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○9番(福井一徳君) 今、具体的な転用許可、分かる範囲ということで、農地以外については把握していないということでしたが、それぞれの面積と筆数について報告をいただきました。印象としては、かなり多いなということです。

その割には、過去のトラブルについては数件で、明確に把握はしていないということでしたが、私のところにも個別にいろんな相談等々あって、この間、ちょっとお話もさ

せていただいたりはしていますが、そこまで大きな問題にはなっていないと。条例の制 定については、県、市の動向を見ながらという話でした。

それで、資源エネルギー庁が、先ほど言いましたように、2017年3月に策定をした事業計画策定ガイドラインという、こういうのが出ています。どこでも分かると思うんですけれども、これをずっと見ると、もともと固定価格買取制度、いわゆるFIT法ができて、新規参入してきた再生可能エネルギー事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始するものも多くて、安全性の確保とか、発電能力の維持のための十分な対策が取られていない、防災・環境上の懸念等をめぐって地域住民との関係が悪化するなど、全国的に様々な問題が顕在化したというので、適切な事業実施の確保を図るために、2016年6月に再エネ特措法を改正して、再生可能エネルギー発電事業計画を認定する新たな認証制度が創立されたということで、それに基づいてガイドラインが設定されています。

再エネ特措法の中で、中身で言えば、例えば12条に具体的なこの事業については指導、助言ができるとか、13条では改善命令ができるとか、15条では認定の取消しを定めています。

パネルの廃棄問題や設備周辺の、例えばフェンス、私が見るだけでも若干フェンスが、フェンスはロープだけでは駄目ですよというようなことも詳しく書いてあるんですけど、全くないところもあります。そういうような状況も含めてこのガイドラインには設定されていますけど、この認定は、ずっと読んでいくと、他の法令における許認可権を担保するものではないと。だから、それだけでは担保しているわけではないので、関係法令及び条例の許認可の手続等の中で、事業、計画の実現が困難になる可能性や発電設備の設置場所や出力などが変更となる可能性があることに留意されたいというふうに書かれているんですね。つまり、いろんな、様々な法律があるので、それぞれをきちっと見なさいということと、もう一つは、この中で、自治体の条例等の許認可ということも、エネルギー庁は触れているんですよね。

そういう意味でいうと、自治体における条例制定というのをもともと想定していると。 ここに、私は、条例制定がないと自治体の役割が果たせない、幸いにして、今、トラブル はほとんどないというふうに言われたので、いいことだというふうに思うんですが、い ずれにしても、今後のことを考えた場合に、今回の条例の中身について制定をしていく 必要があるのではないかというふうに思いますので、昨日の同僚議員の質問の答弁では、 農林畜産課長のところで、県とか市の動向を見ながらというようなお話をいただいたの で、私は市民の立場で考えたときに、市民環境課長としてこの問題をどのように捉えら れているか、条例の制定に向けて考え方をお聞きしたいと思います。

- ○議長(武藤孝成君) 山田市民環境課長。
- ○市民環境課長(山田正広君) 再質問のほうにお答えさせていただきます。

条例制定に向けてということにつきましては、環境だけには限りません。先ほど農林 畜産課長のほうからもありましたように、これは全庁的に検討しながら進めていくべき ものだと私は思っております。

市民環境課の課長として、今の質問の中から答弁させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

今現状、太陽光発電、各地で設置がされております。確かに山県市は現在、条例のほうは制定しておりませんが、こちらの設置につきましては、先ほど議員さんが申し上げられたとおり、資源エネルギー庁から発行されております事業計画策定ガイドライン、それから、環境省より太陽光発電の環境配慮ガイドライン、これに基づきまして、事業者の方が自然環境及び生活環境の保全との調和を図りながら、適切に事業を実施されているものというふうに思っております。

それから、もう一点、御質問の中にあったと思いますが、将来的に廃棄物が問題になるんじゃないかと、このような御質問があったかと思いますが、こちらにつきましては、将来的に、今現状は収益事業として太陽光発電により収益があります。今は適正に管理をされていると思いますが、将来的には事業終了後において、不法に放置される廃棄物処理問題は大変危惧しているところでございます。

それから、この太陽光パネルの寿命につきましては20年から30年と言われております。 急速に拡大した太陽光発電の設備のパネルが、今後使用済みとなり、20年、30年後です から2040年前後には大量に排出されることが予測されております。

そういったところで、ガイドラインとか、また新たに今出ておるわけなんですが、資源エネルギー庁や環境省では、太陽光発電設備のリサイクル推進や研究に積極的に取り組んでいる企業に対し、設備導入促進事業を創設し、排出が本格化する前に適正な処理やリサイクルに係る体制の構築を進めているというふうに伺っております。

将来に向けての廃棄物の処理問題については、今後、国等の動向を注視しながら、所有者に対し適正な管理についての啓発に、市民環境課としては努めてまいりたいと思っております。

以上で、答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○9番(福井一徳君) 冒頭で述べましたけれども、脱炭素法が成立ということで、これ

は岐阜新聞の4月27日の新聞です。こういう法律が成立したので、これから一挙に広がっていくという可能性が非常にあって、やっぱりそういう意味ではきちっと整備をする必要があると思います。

ガイドラインは出ているんですけれども、許認可は、要するに国になって、県のところで受付という形になっているんですが、やっぱり条例を制定しないと市町村は具体的に関わりができないんですよね。他市の場合だと、例えば、具体的な申請を出す前に、市長にそういう計画を出しなさいと、そこで審議をしてということで、ワンクッション置いたりとかというようなことを条例で制定したりしています。

これは直近の話なんですけれども、中津川市なんですけど、こういうのが出ているんですが、昨年の8月にパブリックコメントを募集して、条例の改正をしているんですね、既に条例は制定されていて。中身は何かというと、1,000平米規模以上の事業者を対象にという条例だったんですけれども、1,000平米以下のソーラー発電をずっと設置して、これ、写真があるんですけど、周り全部、民家が囲まれちゃったんですね、パネルで。だけど、それ、条例にはそういうふうに書いていないので対応できないというので、改めて中津川市では、全ての事業を対象にするというふうに条例改正しました。

先ほど、市民環境課長がおっしゃったように、この条例って非常に多岐にわたって、単に1課だけで済まない。ぱっと見るだけでも農林畜産課も関係あるし、市民環境課も関係ありますし、建設課も関係ありますよね。まちづくりの企業支援課もまちづくりというような観点でどうかということがあるし、そこのところに文化財の埋蔵があったら、これ、教育委員会も関係あるわけです。防災の視点もあるということで、極めてあらゆる角度から、例えば、条例をつくろうと思うと検討が要るというふうに私も思います。

それで、国とか県のいろんな動向をという話があったんですけれども、本当にこの太陽光が一挙にやっぱり進んでいく可能性があるので、一日も早くそうした条例をつくったほうがいいし、ガイドラインそのものにも条例制定というのを前提に考えているということがありますので、市長に再々質問したいというふうに思います。

この条例について、こういう条例の制定をやっぱりしないといけないという市長の意思をお尋ねしたいのと同時に、やっぱり検討組織を庁内で立ち上げないとなかなか、いろんな角度での検討が必要だと思うんですね。だから、そういう意味で、具体的な組織を立ち上げて条例制定の準備をぜひ進めていただきたいというふうに思いますが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

- ○議長(武藤孝成君) 林市長。
- ○市長(林 宏優君) 再々質問にお答えします。

条例の制定ということでございますけれども、先ほど議員御発言のように、非常に多 方面な事柄を検討しなければいけないということでございます。

先ほどの廃棄物となったときの処理ですとか設置する場所、例えば急傾斜地に設置するとか、そして国の制度等も検討しなければいけないということで、私は、これ、基本的な考え方ですが、こういったことは全国にある1万千数百の基礎的自治体が、大きな市から小さな村までそれぞれが条例を制定するというよりも、やはり日本のこの地域に合った状況を、基本的なところはやはり国が制度として設置すべきものではないかということを第一に考えます。

そういった中で、ふだんの生活の中で設置されると、家の周りに設置されて、実際に そういったことが起きてきた場合に、どこまで条例でそういったことを規制することが できるのかということになると思いますので、基本的な財産権の問題ですとか、そうい ったことも含めますと、実際に条例を、今の中津川のお話では設置してみえるというこ とで、やはり中津川の条例がどこまで踏み込んで検討して、条例を制定してみえるのか。

実際に申請が何か所かあって、その中で何か所か条例で規制されて設置ができなかったのか、そういった、もう少し中身を検討しないと、ただ条例をつくればいいということではありませんので、そんなことも、どこまで検討できるのか分かりませんが、実際に先進的な事例の中で、事業者が申請された場合に、どういったところに課題があって、そして、事業ができなくなるのかということを、それは問い合わせれば分かることでございますので、まず検討としては、その辺、そういったところから検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長(武藤孝成君) 福井一德君。

質問を変えてください。

○9番(福井一徳君) ぜひいろんな事例も含めて検討を進めていただきたいというふう に思います。

2点目に移ります。

水道課長にお尋ねをいたします。

山県市水道・簡易水道の50%値上げを含む事業経営戦略についてお尋ねをします。

3月の全員協議会の場に、水道課から報告事項として、公共下水道事業とともに、山 県市水道・簡易水道の事業経営戦略と題する計画が提出され、議員に報告をされました。

水道は国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものです。 水道法も、水が貴重な資源であり、国や地方自治体は、水源、水道施設やその周辺の清 潔を保持し、また、水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならないと定められています。

また、地域の条件に応じた計画の策定を自治体の権限責任とした意味については、地方自治体こそ地域の地形や気候や水系や水道の管理状況を具体的によく把握し、合理的な計画を策定し、維持経営にも一次的な権限を果たすにふさわしいという点にあります。

生存権保障と公衆衛生の推進の観点から、地方自治体の技術力、財政力の違いにより、 清浄で低廉、豊富な水の供給ができないなどの地域格差が生じてはならず、国は技術面、 財政面から地方自治体の一次的権限を支えなければなりません。こうした水道事業の大 前提を確認した上で、山県市の水道、簡易水道の事業経営戦略の計画素案についてお尋 ねをいたします。

さて、今回の事業経営戦略には、上水道の値上げ計画が盛り込まれています。令和5年から令和11年にかけて50%の値上げを計画し、当初30%、2回目は10%、3回目は10%、3段階で値上げをして、通算で50%の値上げをしようとする計画です。

素案によると、1、水道人口が平成15年には、高富・美山地区で2万9,420人、伊自良・中洞地区は4,420人、合わせて3万3,840人だったのが、人口減少によって、令和元年では、両方足して2万5,854人と7,986人、率にして23.6%の減少になります。有収水量では、両水道で約14%の減少になる。

2つ目、高富・美山地区の管路は全長で約309キロ、伊自良・中洞地区は約72キロあり、 このうち敷設から30年から35年を経過した管路は全体の約18%に当たる67キロに及び、 これらの取替敷設が今後必要になってくること。

そこで水道課長にお尋ねをします。

1点目、現在の水道料金の支払いの分布はどのようになっているか、個人別、事業別にその構成をお伺いいたします。

2点目、上記の水道事業の大前提の立場から、不足分を水道料金の大幅値上げにせず、 一般財源繰入れや様々な措置によって、値上げ幅の緩和を検討することはできないか。 3点目、市民にとって懸案事項であり、市民参加の議論の進め方をどのようにしてい くか。

以上、3点について水道課長にお尋ねをいたします。

- ○議長(武藤孝成君) 丹羽水道課長。
- ○水道課長(丹羽竜之君) 御質問にお答えいたします。

まず1点目、水道料金の支払いの分布についてですが、山県市の水道料金につきましては、口径別料金体系を採用しており、それぞれの用途区分での料金構成は把握してお

りません。

なお、統一ルールに基づいて、地方公共団体の毎年度の決算状況をまとめる地方財政 状況調査によれば、口径別料金を採用している団体は、25ミリ以下の口径を家庭用、そ れ以上の口径を事業用の用途に見なすルールがございます。このルールに沿って、今年 の4月分の水道料金から算出しますと、上水道においては、水道料金の85.4%が一般家 庭用、14.6%が事業用となります。簡易水道事業につきましては、一般家庭用が86.5%、 事業用が13.5%となり、上水簡水合わせまして、85.6%が一般家庭での使用、14.4%が 事業用で使用しているという構成となっております。

2点目、値上げ幅の緩和を検討することはできないかについてでございますが、経営 戦略の収支計画においては、まず公営企業として独立採算制を前提として、一般会計か らは、一般会計が負担すべき経費である、いわゆる基準内繰入分のみを算入しておりま す。

また、水道施設の更新経費捻出のため、返済額が経営圧迫しないよう、後年の返済額を考慮しながら企業債の借入れとともに利用できる補助制度は取り入れるよう、収入の確保を最大限に見込み、財政の均衡を保つことができるよう策定したものでございます。

人口減少や節水機器の普及により有収水量が減少傾向にある中、施設の維持管理に加え、これまでに拡張、整備した水道管網の多くが更新時期を迎えつつあり、これらを計画的に更新し、将来にわたって安定的、持続的なサービスを継続していくためには、受益者負担の原則から、一定の水道料金改定は必要と考えております。

値上げ幅の緩和のための一般会計からの繰入れにつきましては、独立採算制が求められていることから、望ましいことではございませんが、水道事業は市民の生活や社会経済活動に欠くことのできない重要なライフラインであり、市内全域に及ぶ事業であるため、市民にとっては受け入れやすく、値上げ幅の緩和には非常に有効であると考えております。

しかし、財源補塡のための継続的な資金投入となりますので、これにより一般会計に おける各種市民サービスの縮小、または廃止につながるおそれもございますので、財政 部局と協議するに当たっては、慎重に検討していく必要があると考えております。

事業を将来にわたって安定的に継続していくために、中長期的な視点に立って、現状 把握を十分に行いながら、経営戦略も適切な時期に見直しをかけ、経営基盤の強化を図 ってまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

3点目の市民参加の議論の進め方をどうするかでございますが、各方面からの意見を 徴収するための水道事業審議会において調査及び審議を重ねてまいります。 また、料金改定に向けては、水道利用者である市民の皆様の御理解が得られるようよう誠意努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○9番(福井一徳君) 今、報告をいただきました。分布については、決算書の関係で全部出ていましたが、85.6%ぐらいが一般市民の人たちの水道料金だということですから、 圧倒的に多くの市民の人たちに関係する事案だということだと思います。

それで、実際にいろいろ調べてみると、例えば、私個人の水道料金の明細です。どのくらいになるんだろうということで調べてみましたら、我が家で言うと、ちょっと使い過ぎかもしれませんが、50%値上げになると年間で3万円弱の負担増。これは一般的じゃないと思いますけど、というふうになったりします。それぞれ市民の皆さんがどのくらいになるだろうという関心を持たれていると思うんですが、先ほど広く市民にということで言うと、こういう計画がホームページにアップされていますよということだけど、市民の皆さん、この細かいのはなかなか大変だと思うし、ここにアクセスできる人たちは非常に少ないと思うので、ぜひ市民の皆さんが分かるような形でやっていただきたいというようなことだとか、審議会というのはもちろんあるんですけれども、ここでの調査、審議ということなので、広くやっぱり市民の人たちの声を聞いてほしい。そういう調査活動なんかもしながらやらないといけない。

私は、この水道料金の問題については、値上げは一切駄目だとかいう立場ではありません。実際にはいろんな事情も含めて、どのように検討していくかということが必要だという立場からこの問題を取り上げていますし、市民の皆さんがやっぱりこういう問題についてどういうふうに考えるのか、山県市をどうしていくのかということをみんなで考えることが大事だと思うので取り上げています。

1つ、事業構造上から言うと、水道事業というのは、大体、経費の65%ぐらいが、いわゆる設備に対する投資の、言ってみたら償却費みたいな部分が圧倒的に占めている。だから、なかなかそこのところをきちっと見ていかないと、人手を今3人いるところを2人しますなんて話にはならないし、抜本的には難しいなということがあります。ですから、水道料金の値上げとの一方で矛盾みたいなものがあるんですよね。これを整備しないといけないというと大量なお金が要るということになって。

水道事業のもう一点は、事業会計の財務諸表が、令和元年度の決算書に出されています。この中に繰延収益についてという項目あるので、この2点で少し見たいと思います。 この計画を見ると、過去の水道事業の投資した分の償還ですよね、元金と利息の償還。 いわゆる普通で言うと、借金の返済ですよね。これは、令和18年度に完済するということがこの計画の中に出されています。

水道事業経営戦略の11ページのところに表が出ています。これをずっと見ていくと、 令和12年から新規投資分ですよね、今回、要するに管を直さなきゃいけないということ でいろんな計画を出されているんですけど、その分も償還が始まりますよということが 書いてあります。

新たな投資を見込んでも、令和12年から18年の投資金額の累計経費というのは減少していくんですよね。もともとスタートがものすごく大きいので、管そのものは18%ぐらいを直すというもともとの計画になっていますので、そうしてみると、ちょうど12年から18年にかけてだんだんだんだんだんと経費が下がっていく。累計で、ここの表にある中身を私は全部計算してみたんですけど、ざっと3億5,774万円、経費が令和12年から18年に向けて減少していくと。

一方で、水道料金の試算はどうなっているかというと、これも詳しくずっとデータが出ていまして、これを見ていくと、こちらのほうは平成29年度から令和11年、先ほど私、12年から費用が下がっていくと言いましたけど、11年までの、ずっと数字を比較して予測をされています。その中で、人口減少とか水の需要が減っていくので、収入がこういうふうに減少しますよというのをずっと書かれています。

50%値上げをした場合の水道料金の収入予測も全部出ています。ところが、これは11年までしか書いていないので、12年以降の、私が先ほど言いました3億5,774万という経費が減少していくということについては、水道料金の試算の中には出てきません。

人口減少による水道量の減少が水道料金の収入減につながって、老朽施設の更新が重なるということで、令和5年から、最初は30%、それから次は10%、最後に10%ということで、一度に上げるんじゃなくて、段階的に、合計5割の水道料金の値上げをするという水道事業経営戦略というふうになっています。つまり、不足分は料金の値上げで黒字にする計画。言ってみたら、計算したらいろいろ費用もかかって、お金が足りないので、受益負担をよろしくお願いしますということになるんですけど、不足分は値上げしますよというのは、経営計画かもしれないけど、私は経営戦略ではないような気がするんです。

もう一つ、繰延収益というのがあって、これは会計制度ではなかなか見えにくい財源なんですけど、これ、毎回私、議会で言っていますが、毎年水道事業の損益決算書の中に、営業損失で1億ぐらいの赤字が出ていますよと。営業外収益のところで、長期前受金戻入ということで、1億1,000万ぐらい計上されるんです。これ、プラスですよね。最

終的にはちょこっと赤字みたいなことになってずっと続いているんですけど、企業会計化したときに、公的な施設に国からの補助金がずっと入っているので、資産で確定するときに、その分は繰延資産ということでやって、そこから、要するに毎年会計に収益として計上するというふうになっていまして、これが毎年ずっと上げているのでどのくらいなっているかというと、累計で14億9,000万円に達しています。じゃ、もうないのというと、あと残りが31億5,000万というふうにあります。ざっと計算すると、28年分ですよね。

やっぱり水は生命に欠くことのできない、憲法25条で、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利という、生存権の保障だというふうに思うんですけど、そういうことでいうと、先ほど言いましたように、例えば新規投資をしても、令和12年から18年まではずっと減少している。だけれども、令和12年ではなくて、減少する前に収支を合わせようということで計画がされているというようなことも含めてあるので、私は投資分を含めて水道料金で賄うという以外に、50%ではなくて、もう少し緩和する策という、少しずつ上げていくというのは、緩和ではなくて緩衝策ですよね。そうではなくて、相対として、例えば25%とかというふうに半分ぐらいに減らす方法はないか、先ほど言いましたように、少し長いスパンで考えられないかということを含めたり、減免の措置ということを考えるということも含めて、どういうふうに政策的な経費を増額して抑えるかということの検討が必要だと思います。

それで、あと8分しかありませんので、再質問を市長にしたいと思います。

水道事業における、先ほど言いましたように、全容とか数字の流れは分かったと思うんですけれども、公的負担の在り方についてということで、これは令和2年の3月に公益社団法人日本水道協会というところで、アンケート結果を踏まえた現状と課題というレポートが出されています。

これは、ずっと読んでみますと、毎年、国庫補助制度及び地方公営企業繰出制度の拡充等、国に対して持続的かつ安定的に財政支援の拡充を望む声が水道事業者より挙がっている現状があるということで、国に対して財政支援拡充に関わる要望活動の理論的な根拠を示していきたいということで、いろんな意見を全国市町村に聞いて、それを理論的に整理してまとめてある。

実は、これ、平成10年度のときに報告が出ているんですけど、今回は時代の変遷の中で再度見直しをして、こういう整理をまとめて、国に対しても要望をしている。国の施策によって、経営基盤の強化等の観点から、繰入金によっておおむね黒字が保たれてきた。

山県市も、例えば簡易水道なんかそうだというふうに思いますけど、そういう処理をしてきたんですけれども、統合後に繰入金がなくなっちゃうと水道事業の経営を一層厳しくする要因になったりするということで、ここからが問題なんですけれども、水道事業の経営は独立採算制を原則とするが、一般会計等々の負担区分や補助を前提として、これら一般会計等において負担すべき費用を除いた部分について、独立採算で事業を行うということを意味しています。そういう考え方が公的負担の基本的な考え方ということで、主に言うと、公共的な経費、それから社会的な経費、政策的な経費、多分詳しいことは御存じだと思うんですけど、そういう、要するにその3つの経費的な部分については公的補助を入れて水道事業をやろうというようなことが書いてありますので、単純に地方公営企業会計に移行したからといって、何でも独立採算でやりなさいということではないという中身なんですよね。

山県市も、そういう意味ではそういう立場で今まで進めてきたし、これからも水道事業を進めていこうということになると思うんですが、そこで、私が市長にお尋ねしたいのは、そういう公費の負担の考え方ですよね。確かにいろんな環境があったり、条件があるので、今後のやっぱり流れを見ていくと、一定、要するにその市民の皆さんにお願いせざるを得ないということはもちろんあるんですが、でも、それは何でもかんでもそこで独立採算でという立場ではないというふうに思いますので、こういう公的負担の考え方について、山県市としては引き続き踏襲をしていかれるかどうか。

私は、なぜこういうことをお尋ねするかというと、市長が子育て支援ということで、 山県市で保育料の無料化というのを掲げられました。私は、本当に初めて議員になった ときに、すばらしい決断だと思って賛成討論をしました。いいことだというふうに思う んですね。その経費が毎年1億700万円ぐらいだったと思います。これは、やっぱり政策 的な判断をすれば、そういうこともできると。

私は恒常的にいつまでもずっとやれというふうには思いません。12年から18年にかけてずっと減っていくから、そこら辺りのつなぎのところで、何らかのそういう政策的な判断も必要じゃないかと。それがやっぱりできるのは市長しかおりませんので、そういう点で、市長が公的負担についての考え方とか、それなりに政策的な支援、判断をされるかどうかということについてお尋ねしたいと思います。

[「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 暫時休憩します。

午前11時37分休憩

午前11時40分再開

- ○議長(武藤孝成君) 休憩前に引き続き会議を再開します。 林市長。
- ○市長(林 宏優君) 再質問にお答えをいたします。

今、水道料金の値上げを検討しておりまして、値上げの状況を数字で示させていただ きますと、先ほど一般的な料金体系を比較する場合に、20トンの水道料金は、現在山県 市の場合は2,420円でございます。これが県内には35の、水道のそれぞれ事業者がござい まして、順位でいきますと高いほうから24番目です。これが5割値上げをいたしますと 3,630円になります。3,630円で今の状況で比較しますと、県内の35の事業者の中で10番 目となります。10番目となるということは、県内には、多いところでは4,000円以上です ね。今の現在は2,420円、そして値上げして3,630円となりますが、そういった状況の中 で、また、近隣の市町におきましても、今値上げを検討してみえるというところも幾つ か聞いておりまして、そういった中で、一財を入れて、水道事業の料金体系をつくって いくことが、市民の皆さんにとりまして同じお金をどこに使っていくかということが、 毎年の財政の中で行っていくわけでございますが、例えば、少しでも値上げをする3割 と1割、1割の値上げを長く、少しその間を持つことが目的なのか、それとも、今の少 しでも安い料金を維持していくことが目的なのかということになりますけれども、ここ は、今の厳しい財政状況の中で、義務的経費のほかに投資的経費のようなほかの事業を 削ってこの水道事業会計に入れて、入れたその結果、先ほどの県内の順位のような形に なるということでございますけれども、これは、やはり財政的なことも含めながら、よ く考えながら進めていくことになると思います。

こうした今の段階で、特に水道事業の審議会に答申しておりますので、そうした答申 の御意見も聞きながら、そういった判断は今後させていただきたいと思います。 以上でございます。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○9番(福井一徳君) 審議会等も含めてということですので、広く市民の声を聴いていただきたいというふうに思いますし、先ほど言いましたように、料金の改定をした後に、経費が下がっていくということもあるので、やっぱりそういう点も工夫をして、何らかの方法を考えていただきたいということを最後にお願いして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。
- ○議長(武藤孝成君) 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

○議長(武藤孝成君) これにて一般質問は全て終了いたしました。

24日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでございました。 午前11時45分散会 令和3年6月24日

山県市議会定例会会議録

(第 5 号)

山県市議会定例会会議録

第5号 6月24日(木曜日)

○議事日程 第5号 令和3年6月24日

日程第1 常任委員会委員長報告

議第58号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議第59号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議第60号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第61号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第62号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第63号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第2号)

議第64号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第65号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第58号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部を改正する条例について

議第59号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議第60号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第61号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第62号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第63号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第2号)

議第64号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第65号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第3 討 論

議第58号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部を改正する条例について

議第59号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につ

いて

議第60号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第61号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第62号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第63号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第2号)

議第64号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第65号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第4 採 決

議第58号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の

提供に関する条例の一部を改正する条例について

議第59号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につ

いて

議第60号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第61号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第62号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第63号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第2号)

議第64号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第65号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第5 議第66号 山県市教育長の任命同意について

日程第6 質 疑

日程第7 討論

日程第8 採 決

日程第9 発議第2号 こども庁の設置を求める意見書について

日程第10 質 疑

日程第11 討 論

日程第12 採 決

日程第13 発議第3号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例について

日程第14 質 疑

日程第15 討 論

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

議第58号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の

提供に関する条例の一部を改正する条例について

議第59号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議第60号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第61号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第62号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第63号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第2号)

議第64号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第65号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第58号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議第59号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議第60号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第61号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第62号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第63号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第2号)

議第64号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第65号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第3 討 論

議第58号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の

提供に関する条例の一部を改正する条例について

議第59号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につ

いて

議第60号 山県市税条例の一部を改正する条例について 議第61号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 議第62号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について 議第63号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第2号) 議第64号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 議第65号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) 採 決 日程第4 議第58号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部を改正する条例について 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につ 議第59号 いて 山県市税条例の一部を改正する条例について 議第60号 議第61号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 議第62号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について 議第63号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第2号) 議第64号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 議第65号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) 日程第5 山県市教育長の任命同意について 議第66号 日程第6 質 疑 日程第7 計 論 日程第8 採 決 こども庁の設置を求める意見書について 日程第9 発議第2号 日程第10 質 疑 日程第11 討 論 日程第12 採 決 日程第13 発議第3号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例について 日程第14 質 疑 日程第15 討 論

日程第16 採

決

○出席議員(13名)

1番 田 中 辰 典 君 2番 奥 田 真 也 君 祥 3番 寺 町 江 君 4番 加 藤 裕 章 君 雅 君 5番 古 Ш 6番 加 藤 義 信 君 7番 郷 明 夫 君 8番 知 子 君 操 井 德 君 君 9番 福 _ 10番 山 崎 通 11番 吉 田 茂 広 君 12番 石 神 真 君 孝 成 君 13番 武 藤

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長 林 宏優 君 副市長 宇 野 邦 朗 君 理 事 兼 教育長 君 奥 英 服 部 和 也 田 彦 君 総務課長 企画財政 谷 村 政 彦 君 税務課長 彦 君 大 西 義 課 長 市民環境 広 山 田 正 君 福祉課長 市 原 修 君 課 長 理事兼 健康介護 藤 田 弘 子 君 久保田 裕 司 君 子育て支援課長 農林畜産 正 和 君 羽 之 君 森 水道課長 丹 竜 長 理事兼 建設課長 高 瀬 正 人 君 熊 健 史 君 大 まちづくり・企業支援課長 学校教育 会計管理者 江 尾 浩 行 君 日 置 智 夫 君 課 長 生涯学習 藤 根 勝 君 課長

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 土 井 義 弘 君 書 記 長谷部 尊 徳 君書 記 山 口 真 理 君

午前10時00分開議

○議長(武藤孝成君) ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長(武藤孝成君) 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

本件について、常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 加藤義信君。

○総務産業建設常任委員会委員長(加藤義信君) 総務産業建設委員会委員長報告をいた します。

本委員会は、6月16日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第59号 及び議第63号の所管に属する条例案件1件、補正予算案件1件の2議案を議題とし、審 査を行いました。

主な質疑において、議第63号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第2号)(総務産業建設関係)では、総務管理費、財産管理費においては、庁舎管理において、工事請負費の各種工事内容はどのようか。商工費、商工振興費においては、活性化事業補助金における事業対象7区分別の事業者数と補助金合計額の内容や特徴はどのようか。コロナ禍における山県市内事業者の廃業や倒産の実態把握や対策の概要はどのようか。新型コロナウイルス対策のまん延防止等重点措置による岐阜県の協力金に関して、山県市内事業者の申請件数と支給件数はどのようか。土木費、道路新設改良費においては、市道14009号線道路改良工事に伴う工事負担金に関して、この内訳には新川に架かる橋の改修工事分は含まれているのか。総務管理費、消防費においては、消火栓修理負担金に関して、市内に地下式消火栓は何基あるのかなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第59号及び議第63号の2議案は全会一致で、原案のと おり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

- ○議長(武藤孝成君) 続きまして、厚生文教委員会委員長 山崎 通君。
- ○厚生文教常任委員会委員長(山崎 通君) それでは、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月17日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第58号、 議第60号から議第65号までの7議案の所管に属する条例案件4件、補正予算案件3件を 議題とし、審査を行いました。

主な質疑においては、議第58号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでは、条例を改正することによるメリットは何か。2つ目には、事務の一本化により今後必要となる経費などはあるのか。議第63号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第2号)(厚生文教関係)では、民生費においては、扶助費に関して、子育て世帯生活支援特別給付費の対象者で、申請が必要な人は何人いるのか。申請対象者に対する周知方法はどうするのか。公有財産購入費においては、今まで借地であった理由は何か。土地購入ができなかった場合も、高富保育園を民間事業者へ無償貸与する条件は変わらないのか。教育費については、委託料に関して、当初予算ではなく、補正予算として計上した理由は何かなどの質疑がございました。

採決の結果、付託されました議第58号、議第60号から議第65号までの7議案は全会一 致で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長(武藤孝成君) 常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長(武藤孝成君) 日程第2、委員長報告に対する質疑。これより常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(武藤孝成君) 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を 終結いたします。

日程第3 討論

○議長(武藤孝成君) 日程第3、討論。

これより議第58号から議第65号までの討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

福井一德君。

○9番(福井一徳君) 議長から御指名いただきましたので、反対の討論をしたいと思います。

令和3年度山県市一般会計補正予算(第2号)についての反対討論をしたいと思います。

補正予算の中には、私も積極的に賛成をしています活性化事業補助金の支給とか、子育て世帯生活支援特別給付等々について盛られています。ただ、この補正予算の中にマイナンバーカードの推進というようなことも予算の中に含まれていますので、その点についての立場から反対討論をしたいと思います。

2018年の5月25日、EUは全ての加盟国に個人情報保護を義務づける一般データ保護規則を施行しました。人がプロファイリングを含む処理に対して、異議申立て権を行使するということができるというものです。ドイツにも利用目的が限定された番号制度というのはありますが、マイナンバーのような共通番号制度を設けることが憲法上許されていません。

こうした中で、一方で日本では、リクナビ事件が起きました。リクナビは、登録した 学生が行ったウェブサイトの閲覧の履歴を本人の同意を得ることなく取得して、AIを 使ってプロファイリングし、学生一人一人についての内定辞退の可能性、内定辞退率と して数値化、得られた内定辞退率を本人の同意なく三十数社に販売をした。買った企業 はこれを採用判定に利用していたというもので、読売新聞の報道では、スコアを企業が 販売された学生は7万4,878人いた。そのうち6万6,895人への行為は、EUでは違法扱 いと断罪されますが、日本の個人情報保護法では違法とされませんでした。

日本における個人情報保護の議論は、国民の意識も含め、EUに比べて格段に遅れていると慶應大学の山本教授は指摘しています。

AI、人工知能技術の飛躍的発展により、個人情報が極めて危険な状況にあると言われています。要配慮個人情報と呼ばれる、不用意に他人に知られると本人に深刻な不利益を生じかねない個人情報、例えば人種、思想、病歴、犯罪歴、職歴、社会的身分、身体的な機能や能力障害などの情報は、日本は都道府県などの条例により、多くの自治体では、本人の許可なしではこれらの情報取得が禁止されてきました。しかし、5月に成立したデジタル関連法は、不要な取得はしないというふうにありますが、収集禁止の原則が外されてしまいました。

日本政府は、デジタル庁を9月に設置し、何としても人員500名という異例の体制で一等地に構え、今朝のニュースでは、家賃が年間9億円というような報道もされています。ここをてこにマイナンバーカードの大幅な普及を図ろうとしています。これは、役所、銀行、病院、学校等で管理している膨大な情報を、マイナンバーの下に一元化、いわゆる名寄せをすることが真の狙いです。

当面は、預貯金とか健康保険証、給付金の受け取り、国家試験資格、まずは運転免許 証などについて、マイナンバーの使用を強制していくことが今後予想されます。これら に、先ほどのビッグデータを入れて、プロファイリングを結合したら、個人の日常情報 が国家によって完璧に把握された監視社会になっていきます。

今回、私は、マイナンバー制の危険な問題について、その都度、異論を唱えてきました。今回もこのような問題を持つマイナンバーカードの推進をする予算を含む補正予算には反対したいと思います。

国は、マイナポイントに2,500億円を投資し、国民の中でマイナンバーがなかなか取得が進まないというので、カード発行のための、全額国からの補助金等を含めてやっていますが、全国ではまだ5月末時点で30%ということになっています。

私はこうした、やっぱり問題のある制度そのものについては取りやめるという、こういう立場から、これを含む補正予算案について反対したいと思います。

以上です。

○議長(武藤孝成君) 以上で、通告されました討論は終わりました。 ほかに討論はございませんか。

石神 真君。

○12番(石神 真君) 今の福井議員の反対討論は、委員長報告に対しての反対討論だと思うんですが、今の話を聞いていますと、個人的に個人番号がどうのこうのということで、ちょっと筋が違わないかな。あくまでも自分の、同じ所管の総務産業建設委員会では、委員長報告では全会一致で通ったというような意見がありましたのに、なぜ同じ委員の議員が反対討論するのか、おかしいではありませんか。

逆に、厚生文教委員会の委員長に、今の福井議員の反対討論の内容をきちっと委員長 にお聞かせ願いたいと、そう思いますが、委員長、いかがですか。

- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○9番(福井一徳君) 私は総務産業建設委員会に今年から配属になりましたので、総務 産業建設委員会関係の補正予算については審議をし、賛成をしました。厚生文教委員会 のメンバーでありませんので、この質疑の中で、討論の中で私が意見を述べるのは正当 だと思います。

以上です。

- ○議長(武藤孝成君) 石神 真君。
- ○12番(石神 真君) 個人番号の予算は、総務産業建設委員会のほうの担当であって、 厚生文教委員会の担当ではないの、本当は。そこはきちっとしていただければ、おかし

いではないかと思いますが、私の言っていることが間違いやったら訂正をいたしますが、 議長。

それと、総務産業建設委員会の委員長、いかがですか。これは総務産業建設委員会の ほうの個人番号のシステムでは。

○議長(武藤孝成君) 暫時休憩します。

午前10時14分休憩

午前10時15分再開

- ○議長(武藤孝成君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。石神 真君。
- ○12番(石神 真君) 先ほどの総務産業建設委員会でないと言いましたが、あくまでもこれに載っておるのは、総務産業建設委員会のほうですが、市民環境課の担当だということで僕の勘違いということで訂正をさせていただきますが、委員長報告に対しての反対討論ですので、きちっとした内容で予算に対しての反対質問をしてほしいと、そのように思いますが。
- ○議長(武藤孝成君) 福井一德君。
- ○9番(福井一徳君) 具体的に第65号で補正予算について提案をされた。提案された中身について、委員長のところは、委員会で審議をして問題ないということで提案されています。私は委員会が別なので、提案されている予算案について、具体的にそれを取り上げて議論することは当然できる中身ですし、それに関連して、その予算がどういう事業をやろうとしているかということについての私の意見なので何ら問題がないと思います。
- ○議長(武藤孝成君) それでは、次に、賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いた します。

日程第4 採決

○議長(武藤孝成君) 日程第4、採決。

これより採決を行います。

議第58号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第59号 山県市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第60号 山県市税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第61号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第62号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。 本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ とに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第63号 令和3年度山県市一般会計補正予算(第2号)、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに 賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(武藤孝成君) お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第64号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、お諮りいた します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第65号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)、お諮りいた します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

[服部和也教育長 退場]

午前10時21分再開

○議長(武藤孝成君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 議第66号 山県市教育長の任命同意について

○議長(武藤孝成君) 日程第5、議第66号 山県市教育長の任命同意についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長(林 宏優君) ただいま上程されました議案について、御説明申し上げます。

資料ナンバー7、議第66号 山県市教育長の任命同意につきましては、現在の教育長である服部和也氏が本年6月30日で任期満了となることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、服部氏を教育長に再任することについて、議会の同意を求めるものでございます。任期は3年でございます。

服部氏は、前任の教育長の辞任によりまして、平成31年4月1日から教育長の職に就き、この間2年3か月にわたり、厚い人望と長年の経験、豊富な知識により教育関係部局を指導監督し、教育行政の振興に大いに貢献していただきました。

今後におきましても、本市の教育行政の振興に御尽力いただけるものと確信しておりますので、任命について議会の同意をお願いいたします。

以上でございます。

○議長(武藤孝成君) 御苦労さまでした。

日程第6 質疑

○議長(武藤孝成君) 日程第6、質疑。

これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いた します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第66号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略するこ

日程第7 討論

○議長(武藤孝成君) 日程第7、討論。

これより討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(武藤孝成君) 賛成討論はありませんか。 山崎 通君。
- ○10番(山崎 通君) 教育長についての賛成討論をさせていただきます。

やや古い話なんですが、もちろん市長にもお話ししてありますが、実は小学校の校長 先生のことなんですが、私のほうへ結構年配の方から電話がありまして、しどろもどろ ではっきりそのときは分かりませんでしたが、その校長先生が不登校の子供を、そこの 家へ行ったり、川遊びに連れていったり、あるいは植栽の手入れをしたりということに 一緒に寄り添って、そして不登校の子が学校に行くようになったということを、年配の 方から電話がありました。そのとき、電話ではよく分からなかったんですが、要するに その校長先生がよそへ替わってしまわないように何とかならんかという御相談でした。

とどのつまり、いっぱい話された中で集約するとそういうことでしたので、私に人事権も何もありませんので、大分たってからそれとなく教育長にそういう話をしておいたんですが、そのてんまつは、経過は私は存じ上げておりませんが、その方から私にこういうはがきが来まして、うれしかったと、その年配の方から。その子供は今、不登校はせずに校長先生に寄り添って毎日を過ごしておるという話を聞いて、本当に私も近年にない美談だなということを思ったわけですが、ちょっと今日は持ってきませんでしたが、そのことについてのお礼のはがき、この方も匿名で、誰か私は分かりませんけど、感謝の意を私のほうへ言っていらっしゃったんですが、今こういう人間関係が希薄なこの世の中にそんな美談があるというのを聞いて大変感謝しておるわけですが、それが今山県市の教育行政の全てではないかなということを感じておるわけですが、そんなことで、さっき市長からの提案説明もありましたが、立派な方ですので、ぜひともこれからも山県市の教育のために頑張っていただきたい、こういうエールを送って賛成討論とさせていただきます。

○議長(武藤孝成君) 次に、反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(武藤孝成君) 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いた します。

日程第8 採決

○議長(武藤孝成君) 日程第8、採決。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

[服部和也教育長 入場]

午前10時27分再開

- ○議長(武藤孝成君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 ここで、ただいま議会同意を得られました服部教育長に挨拶をお願いいたします。 服部教育長。
- ○教育長(服部和也君) ありがとうございました。

この職責に対して、一層、厳しく自覚しなければいけないと思っております。引き続き、安心をきちんと守りながら、山県で新しい時代の教育というようなものを展開していきたいと思いますので、皆様、また御指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長(武藤孝成君) どうもありがとうございました。よろしくお願いをいたします。

日程第9 発議第2号 こども庁の設置を求める意見書について

○議長(武藤孝成君) 日程第9、発議第2号 こども庁の設置を求める意見書について を議題といたします。

厚生文教委員会委員長、趣旨説明を求めます。

厚生文教委員会委員長 山崎 通君。

○厚生文教常任委員会委員長(山崎 通君) それでは、議長から御指名をいただきまし

たので、こども庁の設置を求める意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

本意見書に対する趣旨説明は、近年、子供たちを取り巻く環境が急速に変化し、子供たちの健やかな成長、発達を力強くサポートしていくことの重要性がかつてなく高まっています。

少子化が進む我が国が目指すべき社会像は、全ての子供たちが愛され、健やかに育ち、子供を1人の人間として尊重する、子供の権利を基盤とした社会です。そして、子供を望む人々にとって、生み育てやすい社会を実現しなければなりません。

子供に関する諸問題は、様々な要因が密接に関連、連鎖し、広範囲かつ多岐にわたっています。そして、この課題の多くは基礎自治体に存在しています。子育て世代を包括的に支援するワンストップ窓口として、子育て世代包括支援センター等が全国的に設置されましたが、子供に関わる人員や予算不足、現場の課題が表面化されないなど、全国共通の課題が浮き彫りになりつつあります。

子供を主体とした一貫性のある支援、取組を進めていくためには、国が子供政策の総責任者として、縦割り、横割り、年代割りを横断した総合調整機能と調査機能、データの一元化な集約をし、政策立案を進めていく組織を創設する必要があります。

よって、国においては、子供たちの今、未来を守る施策の充実を図るため、次の事項 を実施するよう強く求めるものであります。

1つ目に、専任の大臣の下で強い権限を持って、子ども・子育てに関する施策を一元的に所管するこども庁を設置すること。

2つ目に、こども庁には、各省庁や自治体、関係機関との強力な連携が取れる、子供 政策のプラットフォームとしての機能を持たせること。

3つ目に、自治体の子供施策を充実させるため、人材確保、財政支援を強化すること。 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。 多くの皆様の御賛同をいただきますよう、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(武藤孝成君) 御苦労さまでした。

日程第10 質疑

○議長(武藤孝成君) 日程第10、質疑。

これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

福井一德君。

○9番(福井一徳君) 意見書についての質疑を行いたいと思います。

厚生文教委員会、私も傍聴をいたしました。今日、ここに書かれている意見書の上から5行、このことについては、やはりこのとおりだというふうに私も同意をします。その議論の中で、具体的に提案をされた同僚議員の中から、国連の子どもの権利条約の問題が触れられていました。

国連の子どもの権利条約は、世界の全ての子供たちが持っている権利について定めた 国際条約です。日本は1994年、今から27年前に批准し、発効しました。子供にとって最 善の利益を実現するために、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利につ いて守るように定められています。2017年3月時点で、締約国と地域というのは196に及 んでいます。

この条約は、前文から始まって第59条まであるんですが、国際連合は世界人権宣言に基づいて、児童は特別な保護及び援助についての権利を享受することができるというふうに宣言したことによって、児童の権利に関するジュネーブ宣言に記され、子どもの権利条約として定められました。

これをいろいろ調べてみたんですけど、子どもの権利条約、子供向けに集約したものがあるんですが、全部で41項目足されています。この中には、一番最初、一番目は、18歳になるまで全ての子供の権利だ。君の最善の利益を考えますとか、国は君の権利を守る責任があります。親と暮らせないときは国が責任を持って育てます。もし親と離れても君の生活の質は守られます。貧しいときにも、困ったときにも、社会が君を支えます。食べること、着ることなど、安心して暮らすことができます。教育は平和の尊厳と自然の大切さを教え、君の力を高めます等々、子供たちの権利を定めた中身が記されています。

それで、今日提案されている中身ですので、委員長に質疑をしたい中身なんですが、 子どもの権利条約をきちっとやっぱり政策の中に実行していくということが非常に大切 なことで、今回出されている意見書の上から5行も、私はそういう環境にあるというふ うに思っているんですが、実は国連から、子どもの権利委員会、子どもの権利条約をど のようにそれぞれの国で実施しているかということで、必ず政府が国連に対して報告を 出す。それに対する審議をやって、子どもの権利委員会から、具体的にその中身はどう なのかということで勧告書が出されています。日本に対しても、かなり多くの勧告書が 毎回出されています。

こうした条約が社会に浸透していない問題だとか、これを実際に実行しているかどうかという独立したチェック機関がやっぱり必要だとか、条例の一般原則というのを全ての施策の中にちゃんと反映させる。これも大きい問題ですが、教育システムへの懸念と

いうことが出されていて、日本の教育システムはあまりにも強制的なために、子供たちから遊ぶ時間や体を動かす時間やゆっくり休む時間を奪い、子供たちが強いストレスに感じていること、それが子供たちに発達上のゆがみを与え、子供たちの身体や精神の健康に悪影響を与えていることが指摘を国連からされて、委員会の。適切な措置を取るようにというような、こういう勧告が実際出されています。

これに対する日本政府の具体的な対応は……。

[「議長、質疑をもう少し簡潔にしていただくようにお願いします」と呼ぶ者あり]

- ○議長(武藤孝成君) 簡潔によろしくお願いします。
- ○9番(福井一徳君) はい。

その勧告についてはちゃんとやっているという回答をしているんです。

私は、今日出されているこの意見書の中で、こういう国連の権利委員会からのいろんな勧告、指摘ということと、こども庁の設置がどのように結びつくものかについて質問したいと思います。

- ○議長(武藤孝成君) 厚生文教委員会委員長 山崎 通君。
- ○厚生文教常任委員会委員長(山崎 通君) それでは、福井議員の質疑にお答えをいた します。

今、福井議員のおっしゃったとおりなんです。権利義務を守らなければならないというのは、誰しもがそう思っているし、国連からそういう話があるんですが、ちょっと国連とこの山県市の議会とは雲泥の差がありまして、そのことを今ここで議論するというのはいかがなものかと思いますので。実際、先ほどおっしゃったとおりで、18歳の子供までは国が守らなければならないとか、あるいは貧しいときでも安心して暮らせるようにしなくてはならんとか、いろいろ勧告書は出るんですが、勧告書というのは、何年たっても、どんないいものを出しても必ず勧告書というのは国連からは出てくるものなんです。

それは、滞りなく、そういうことをどんどんやっていくということで、お互いに切磋琢磨していい社会をつくるという意味ですが、今、福井議員からはいろいろ質疑がありましたが、結論から言いますと、ちょっとここの場で国連がこう言っておる、ああ言っておるで議論すべきような内容ではないのですが、要は今おっしゃっているような懸念のことがあるので、こども庁をつくって、もっと強大な力を持ったそういう組織をつくりたいというのが、そもそものこども庁の始めなんですけど、そういうふうに理解をしていただければ、恐らくこども庁の設置については御理解をいただけると、こんなふうに思っていますが、よろしくお願いします。

○議長(武藤孝成君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いた します。

ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託はされません。

日程第11 討論

○議長(武藤孝成君) 日程第11、討論。

これより討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

福井一德君、簡潔にお願いします。

○9番(福井一徳君) 国連、子どもの権利条約を批准、締結している日本で、子供の最善の利益を守るためには、あらゆる政治に対する、やっぱり予算をつけるべきだということで思います。

日本では7人に1人が相対的貧困に陥っているという、政治の貧困こそが今問われていると思います。日本は今、国連からたくさんの勧告が出されています。そういう中で、教育費への予算が少な過ぎる、OECDの中でも最低です。児童ポルノとか競争的環境、子供の成長、発達にゆがみを及ぼしているという具体的な指摘もあります。これに対して、やっぱり私は、日本政府はやっているというふうに勧告を無視している事態があって、ここを直さなきゃいけないと思います。

省庁の縦割り云々というふうに言ってこども庁をやるという、やっている感だけでは 問題の解決にはなりません。文部科学省の権限を奪うものだという論調等もある中で、 私は本当に勧告を受け止めるんであれば、安上がりの受皿ではなくて、待機児童の解消 なら認可保育所等の増設等々含めた施策が実際に予算とともに求められるというふうに 思いますので、こども庁をつくって何か問題が解決するというふうには、問題がそらさ れてしまうのではないかという立場から反対をします。

以上です。

- ○議長(武藤孝成君) 次に、賛成討論はありませんか。 寺町祥江君。
- ○3番(寺町祥江君) 賛成の立場で討論を行います。 新型コロナウイルス感染症による混乱が続いた昨年、2020年、児童虐待で死亡した児

童が増加しました。そして、自ら命を絶った児童・生徒は全国で500人近くに上りました。

子供たちを取り巻く環境が急速に変化する我が国においては、一人一人の子供が健やかに育つこと、子どもの権利条約の理念と規定を十分に踏まえ、子供が自分自身の意思で楽しく生きられる環境を整えることが急がれます。

先ほど質疑の中で、勧告などに対しての対応なども挙げられましたが、子供たちが抱える課題の解決、子供を望む人々が生み育てやすい日本とするため、現状の徹底した現状分析、課題設定、解決策の設定、実施、評価のプロセスを一元的に行う国の組織づくりが必要であると考え、意見書に賛成をいたします。

○議長(武藤孝成君) 次に、反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 次に、賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いた します。

日程第12 採決

○議長(武藤孝成君) 日程第12、採決。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議がありますので、本案を原案のとおり決定することに賛成の 諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(武藤孝成君) お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のと おり可決されました。

日程第13 発議第3号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例について

○議長(武藤孝成君) 日程第13、発議第3号 山県市議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議会改革特別委員会委員長の趣旨説明を求めます。

議会改革特別委員会委員長 吉田茂広君。

○議会改革特別委員会委員長(吉田茂広君) それでは、議長に発言のお許しをいただきましたので、発議第3号 議会基本条例の一部を改正する条例について、地方自治法第109条第6項及び山県市議会会議規則第14条第2項の規定により、議会改革特別委員会を代表いたしまして、趣旨説明をさせていただきます。

今回の議会基本条例を改正することにつきましては、昨年6月の議会特別委員会設置 以来8回に及び委員会を開催し、審議を重ねてきたところであります。また、議員協議 会におきましても、その改正内容等を御説明させていただいたところでもあります。

今回、本条例を上程させていただいた経緯といたしましては、1つ目として、現行法第15条につきましては、議決項目である重要な計画等は福祉関係に偏った限定的な計画が多いこと、2つ目、山県市にはほかにも議決項目として挙げるべき重要な計画があると思われること、3つ目、そもそも現行法の第15条の議決項目として挙げられている計画には、誤った名称の計画が挙げられていること、そして、最後4つ目といたしまして、既存の計画だけでなく、新規にできた計画も、場合によっては議決項目の対象とすべきであるなど、条例を改正すべき課題が多く見受けられたことによるものであります。

以上のことから、改正案を検討していく方法として、現在山県市にある計画の洗い出し、各計画の策定根拠、内容の把握、全都道府県及び市町村の議決項目の内容の把握、総合計画、人口ビジョンの施策の満足度及び重要度、ポートフォリオ分析がございますが、そこから見る市民の関心が高い施策内容の把握などから計画を絞り込み、さらに、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及び基本計画に基づく、市政各分野における施策及び施策の基本的な方向を定める計画を選定しました。

また、新規にできた計画につきましても、第8号において、議会が必要と認めるもの については議決項目とすることといたしました。

全都道府県及び市町村の議決項目内容を見ると、各市町村様々な計画を議決項目としており、他の市町村にはないが、その市だけが、その自治体だけが重要としている計画を議決項目としているところもあります。

今回、改正しようとしている議決項目には、山県市子ども・子育て支援事業計画を加えさせていただいております。子育て日本一を掲げている山県市にとって、この計画は 議決事項としてふさわしく、重要であると判断したためであります。

皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、趣旨説明 とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(武藤孝成君) 御苦労さまでした。

日程第14 質疑

○議長(武藤孝成君) 日程第14、質疑。

これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結します。

ただいま議題となっております発議第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託はされません。

日程第15 討論

○議長(武藤孝成君) 日程第15、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(武藤孝成君) 次に、賛成討論はありませんか。 福井一徳君。
- ○9番(福井一徳君) 議会の役割を強化するという立場から、今回、市に関し、評価機能の一貫として、議会の議決項目について見直しを強化するということで追加されました。

ますます議会の役割、機能を発揮すると、そういう中で、山県市の市政がきちっと市 民のために進められていくという立場から、この条例改正について積極的に賛成したい と思います。

以上です。

○議長(武藤孝成君) 次に、反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(武藤孝成君) 次に、賛成討論はありませんか。 寺町祥江君。
- ○3番(寺町祥江君) 賛成の立場で討論を行います。

議会基本条例は、私たち議員が議員として、議会が議会としての機能を十分に発揮し、 多様な民意を反映した市政へとつなげるために定められています。今回の条例改正案は、 議会の機能を向上させるために必要で、適切な改正であり、発議案に賛成の意を表します。

令和元年度、条例の評価、検証を1年間行った特別委員会では、この15条の見直しが必要ではないかと、御意見をいただきながらも改正に向けた議論を進めることができませんでした。今回、議論を深め、改正案の発議につなげていただきました議会改革特別委員会の皆様の御尽力に感謝を申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長(武藤孝成君) 次に、反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 次に、賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いた します。

日程第16 採決

○議長(武藤孝成君) 日程第16、採決。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

可決されました本案の取扱いについては、議長に一任願いたいと思います。これに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) 先ほどの日程第12の件は可決されましたが、可決されました本案 の取扱いについて、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(武藤孝成君) それでは、これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定賜り誠にありがとうございました。

これにて令和3年第2回山県市議会定例会を閉会といたします。大変御苦労さまでございました。

午前10時50分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 武 藤 孝 成

2 番議員 奥田真也

11 番 議 員 吉 田 茂 広